

二回祭典を行つて居る。

現今の堂宇に本堂及び庫裏がある。此建物もとは北向なりしが、明治十二年同町の
新道開通によりて三尺坊勸請と同時に、今の向
めに改

淨土宗

第五節 淨土宗

松應寺

松應寺

松應寺は、瑞雲院と曰ひ、能見山と號す、松本町四十二番地に在り、境内二千五百六十八坪三合四勺を有す。京都知恩院の末寺である。

開山は重蓮社隣譽月光和尚元龜三年七月八日寂すにして、永祿三年に徳川家康が父廣忠菩提の爲に創立せられたものである。

文祿四年十月十一日岡崎城主田中兵部大輔吉政、寺廻り畠寄進があり、慶長七年六月十四日徳川家康朱印百石を賜うた。同十年廣忠五十七回忌に當つて、廟所、松石垣、玉垣、鳥居、拜殿、門、并に靈屋、本堂、方丈、庫裡、其外塔中に至るまで建立があつた。棟札寫に、奉行三浦勝兵衛直正、材木方洞意入道、菅沼伊賀

守、受學入道、彦坂九兵衛、淺井金右衛門、三宅岩木、右者當國、鳳來寺、河井檀度山より材木出御役人也、御手傳岡崎城主本多豊後守五万石、西尾城主本多縫殿助二万石とある。

同十七年正月廿六日に徳川家康の參詣があつた。

御年譜卷五に曰、慶長十七年壬子正月大二十日、至岡崎、廿六日詣于大樹寺松應寺、賜銀於住持僧云々

武徳大成記卷廿四に曰、慶長十七年壬子春正月廿六日、神君大樹寺へ御參詣ありて、先祖の御廟を拜せらる、直に松應寺へ御參詣にて、尊考贈大納言君の御墓を拜したまふ、寺僧等各賜ものあり。

元和九年二代將軍秀忠、三代將軍家光、當寺に參詣あり。

寛永十年將軍家光佛殿、御廟、方丈、鐘樓、三門、惣門等を造立せらる。奉行は松平右衛門大夫正綱である。其後、萬治三年奉行丸茂兵左衛門利忠、横山勘右衛門天和三年奉行西尾城主土井式部少輔利忠、元祿十年奉行岡崎城主水野豊前守忠盈等に修覆があつた。當時の堂宇は左の如くである。

本堂 梁間十間 桁行十二間

方丈 梁間七間半 桁行九間半

小方丈并茶間 梁七間 桁 五間

庫裡 十間 十一間

本堂より方丈への廊下 九尺 十三間半

本堂庫裡間の廊下 三間 十一間

御佛殿 三間四方并廊下一間 六間

御廟所御松之拵屏 七間 十四間

四方に隔子有り内に石の玉垣並石の鳥居有り

鎮守 九尺二間 四方に瑞籬並鳥居あり

鐘樓 二間一尺四方 十二本柱

風呂屋 三間 七間半

厠 二間 五間

中門 四足 見込二間 脇三間

惣門 見込二間 脇三間

裏門 二間

土藏 二間 五間

寛永十一年三月廿七日春、常紫衣に被仰付、官金黄金十枚并に江戸より京都迄上下人足傳馬下し置かれた。

慶應元年閏五月九日、將軍家茂、當寺へ立寄り參詣があつた。

續徳川實紀に曰、昭徳院殿(徳川家茂)慶應元年閏五月九日、大樹寺御參詣の條に、八ッ半時過、御貝にて、前之通玄關より御駕籠にて還御、其節松應寺え御立寄被遊、無程御出立、七ッ半時前岡崎城還御云々

本尊は木造阿彌陀如來坐像聖徳太子作と傳ふである。現今の堂宇に、本堂、御靈屋、玄關、方丈、土藏、鎮守堂、太子堂、庫裏、鐘樓梵鐘銘、天和三年十二月十七日、三門等がある。御靈屋に

は、成烈院殿松平廣忠法號、嘉永元年十月十九日勅諡及び東照宮の位牌を奉安し、鎮守堂には八幡

宮を祀り、太子堂には聖徳太子を奠る。此太子堂は、文化二年十一月十五日當寺廿四世秀存の創立にして、もとは能見町庚申堂の地に在りしが、明治十三年三月廿一日今の地に移轉した。

御廟なる家康公手植の松は、老朽して僅に其枯根を留るのみであるが、今は二代目の松、枝を張りて繁茂して居る。大正元年、其西方に又新松が発生した。尙境内に、越前國松平土佐守直富の母長壽院殿、林的周榮大姉系圖綜覽に松平土佐守

直富母は織田左衛門尉姉と記す、慶長十四年五月五日歿す。の墳ありて、其上に墓驗の櫻がある。古櫻は既に老朽した。

もと當寺の塔中に、善入院、宗慶院、林塔庵、傳宗庵、淨誓院、西光院、貞照院、存了庵の八宇ありしが、善入院、淨誓院、西光院を除くの外は、其跡絶えて久しく、今に於て其事跡の見るべきものがない。西光院は梅築山と號し、築山殿徳川の母、天正七年八月廿九日生實法名、西光院殿政岸秀貞太禪定尼菩提の爲め、本多豊後守廣孝の弟廣信文祿六年九月廿九日歿法名重譽廣信が建立したもので、明治維新後、尾州中島郡稻澤町に移轉した。今福壽町地藏の傍に榎の大木があり、これを築山殿の墓標なりと傳へて居る。然るに、三川舊記傳に、松應寺に廣忠公御廟有り、同處野に在墳驗榎隨念寺泰榮大姉墓、清康御娘常在院桂室泰榮大姉とあるが、泰榮大姉久子實は清康の妹と云ふの墓と稱するは恐く誤であらう。

寶物

屋敷并畑寄進狀 (文祿四年田中吉政)

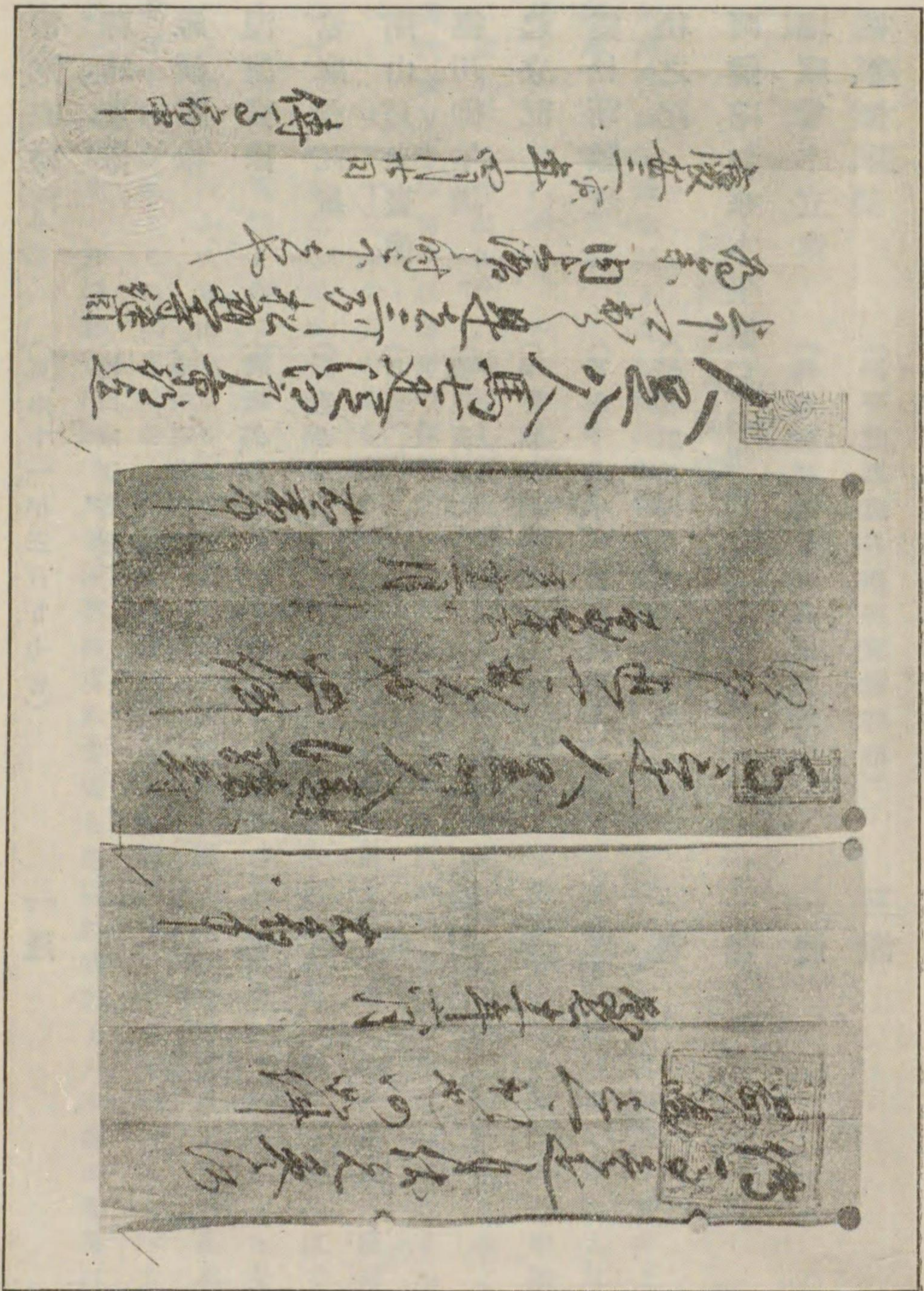
一通

傳馬朱印 (慶長十一年)

一通

人馬朱印 (慶長十六年)

一通



松應寺傳馬狀

- 人馬朱印 (慶安三年) 一通
- 常紫衣繪旨 (寛永十一年三月廿七日) 一通
- 釋尊畫像 (徳川家康寄附) 一幅
- 羅漢畫像 (徳川家康寄附) 四幅
- 涅槃畫像 (傳、行基筆) 一幅
- 當麻曼陀羅 (曰、惠心筆) 一幅
- 開山月光畫像 (自筆) 一幅
- 徳川御年譜 (徳川義直寄附) 一冊
- 起立記 (學譽默然撰專譽曆順筆) 一卷
- 靈松祈願疏 (寛永十一年學譽默然筆) 一卷
- 松之記 (學譽默然撰佐々木文山筆) 一卷
- 阿彌陀如來木坐像 (傳曰、聖德太子作) 一體
- 地藏尊木立像 (傳曰、行基作徳川家康寄附) 一體
- 朱塗木盃 (松平廣忠遺具、徳川家康寄附) 三箇
- 堆朱香宮 (徳川家康寄附) 一箇

- 太刀 (吉光銘、松平廣忠遺具、徳川家康寄附) 一振
- 青具無海鞍 (松平廣忠遺具、徳川家康寄附) 一脊
- 床机 (松平廣忠遺具、徳川家康寄附) 一脚

存統上人略傳

師諱は専法、後存統と改む、輪蓮社轉譽覺阿十故と號す、江戸深川道本山に掛錫す、秀存上人に師事し、宗戒を稟承す、文化六年二月十一日圓通窟を持寮す、爾來法門論義衆の模範となり、法橋上人の位に進む。一文字席月幹事及學頭職に昇り、日夜勤勉書籍を放たず、俱舍唯識の學に達し、特に地理天文に精通し、須彌山圖、世界大相圖、閻浮提日宮圖等の三大圖を上木し、須彌講説壹百卷を著す、航海街の開けざる時に當り此著ある、其苦學勵精蘊奧を極めたるを知るべし。文政十三年六月台命を蒙り學寮圓通窟を弟子眞梁上人に譲り、紫衣地なる參州松應寺廿六世の主となる、高弟亦勤しとせず、眞梁上人の如き宗乘の奧義に達せる故を以て、人呼んで御家部眞梁と稱す、檀信を化益する事亦切にして、腕の喜三郎の如き、師の感化を受くること多しと云ふ、大本山増上寺御忌唱導師開白權僧正眞問上人は、實に眞梁上人の高弟たり、嗚呼十故存統上人の如きは、能く子弟を教養し、學風を後繼に傳へたるものと云ふべし。天保三年七月十一日松應寺に寂す、其著、道譽流傳法書類七卷、校訂靈巖上人本傳四卷等は、現に世に存せり。(寺傳)

參考

參考

常紫衣繪旨

參河國額田郡岡崎松應寺代々令聽着紫衣奉祈寶祚長久不可混餘寺者繪命如此依執達如件

寛永十一年三月廿七日

頭左中將判

智恩院末寺

松應寺住持學譽上人御房

當寺屋敷方一反七畝分米二石二斗一升は前々より寄進分并寺廻畠方一反五畝廿六步分米一石六斗四升八合は只今寄進分合三石八斗六升五合之通全可有寺務候諸役之儀も令免除候間可有其慮意候仍如件

文祿四年十月十一日

田中兵部大輔吉政華押

松應寺

(この文書寫眞第二卷に載す)

松應寺領之事

一五十石
一五十石
同 州 郷之内

參州額田郡能見郷之内

都合百石

右全可寺納并寺中門前寺領山林竹木等諸役令免除訖者佛事勤行修造等不可有懈怠之狀如件

慶長七年六月十四日

御朱印

參州額田郡 營生村之内 能見村之内 松應寺領檢地帳

- | | |
|---------------|---------------|
| 田合二町八反八畝二十三歩 | 分米合三十八石三斗九升八合 |
| 畠合二町一反二畝二十七歩 | 分米合二十六石二升一合 |
| 田畠合五町一畝二十歩 | |
| 分米合六十四石四斗二升 | |
| 營生村之内 | |
| 田合四反三畑十五歩 | 分米合五石五斗九升四合六勺 |
| 畠合一町八反四畝二十六歩 | 分米合十九石三升八合 |
| 田畠合二町二反八畝十一歩 | |
| 分米合二十四石六斗三升二合 | |

寮舎門前屋敷

畠合八町五畝一步

分米二十四石七斗九升六合三勺(松應寺檢地帳)

廣忠卿は、天文十八酉年三月六日於岡崎御城被爲遊御逝去、御逝去之趣奉深秘、尊骸は御城近き大林寺境内藥師堂に奉隱置、寺中の僧を勤番に被附置、夜中密に御出棺、能見原隣譽月光庵室の前に奉密葬、則隣譽密に御葬儀を奉經營、御法號をば瑞雲院殿應政道幹大居士と奉崇稱候、嘉永元年十月十九日勅諡成烈院殿、無程今川家之加勢岡崎に到着、同月十九日より安城合戦、漸同年十一月八日落城におよび、首將織田信廣と竹千代君様と質子御引替相濟、其時竹千代様爲成御八歳、尾州より駿州へ御越の筈十一月十一日能見原尊父御廟所へ始て御參詣被爲在、御葬儀之體、御塚之有様(只土を盛上有之)隣譽へ御尋問被爲在、御悲嘆無限被思召、未々之爲御墓驗御手自小松一株被爲植、御念願には家運再度興らば、此松成木し、枝葉其方に向ひ、後裔繁昌せば、遠く千秋の果を結び、枝葉連續して方春の榮をなすべしと、深く被爲籠御精魂、被爲遊御祈念、其後御廟參之毎度、枝葉東方に向ひ盛茂し、西へ出候枝も東に向歸、自然に千載の榮運を含み、御喜色之餘、我念願不空、行末之武運賴敷なりとて、隣譽へ御物語被爲在、御鳥居を被爲建、永く御素願圓滿之御祈願被仰付候。

權現様御十九歳之御時、永祿三年五月十九日、今川義元於桶狭間戰死に付、大高之城被爲開、入樹寺に御陣被爲立、夫より始て岡崎へ御歸城、直に御父君の御菩提を被思召、能見原御廟地の傍へ新に一寺御建立被仰出、翌永祿四年七月御造營御全備、寺號等の儀も深き尊慮を以て能見山瑞雲院松應寺と御染筆被成下候。

慶長七年寺領御朱印百石被爲遊御寄附候。

東照宮様御六十四歳之御時、慶長十年成烈院様五十七回御忌、御相當に付、爲御追善、尙又御松廟神前御拜殿御鳥居玉垣御圍其外御祈願具御靈屋本堂方丈庫裏大伽藍佛像佛具坊中に至るまで、悉御再建被仰付候、奉行三浦勝兵衛直正、東三河鳳來寺河井檀度山より材木御切出、則運送方御用向、洞意入道、菅沼伊勢守、受學入道、彦坂九兵衛、淺井金右衛門、三宅岩木等へ被仰付候、御手傳岡崎城主本多豊後守、西尾城主本多縫殿佐に被仰付候。

慶長十七年正月廿六日、東照宮様當寺へ被爲成、御廟御靈屋御參詣被爲在。

元和九年台徳院大猷院様御同様被爲成、御松廟神始御靈屋御參詣被爲在、境内御遊覽の上、上意を以本堂正面表門道筋御圍に成、尤町家御取除、御城之外堀へ橋御出來被成下、御成道筋に被仰出候。

寛永十年大猷院様御代、御靈屋始本堂其外七堂伽藍御再建被仰付候、其砌本堂御廟松へ御程近故、非常御要害不宜旨を以て、境内御増地の上、南の方へ引去、御造營被仰付候。

翌十一年大猷院様御代、松應寺常紫衣に被仰付、參内の砌黄金拾枚並御傳馬御朱印上下共被下置。

天和九年常憲院様御代、惣御修復被仰付候處、大方丈向御松廟御側近之趣被爲聞召、爲御火除、東の方へ六間余引去、御再建被仰付。

同御代洪鐘御再建被仰付候、則御銘文左之通

參州額田郡岡崎松應蘭若者

大相國家康公爲

瑞雲院殿贈亞相應政道幹大居士新造建之然後

星霜漸經風雪既侵方今

征夷大將軍源大君重而加修復又鑄梵鐘掛樓上

銘曰

參州岡崎	松應淨域	白蓮修緣	珠林種德	立爲定額	善哉知識
昔日贈紫	終爾潤色	朝棟雲飛	晚樓風覆	九乳出治	萬聽解惑
溪舌廣長	雷聲淵然	滌此耳塵	乘他願力	覺發深省	勤惜頃刻
撞蕤警曉	扶桑耀國	響徹乾坤	功保社稷	垂裕永季	何啻千億

天和三癸亥曆季冬十七日

奉行西尾城主從五位下土井式部少輔源朝臣利忠

治工同州寶飯郡北金谷邑中尾作左衛門藤原重宅 住持十四代明蓮社靈譽南通比丘

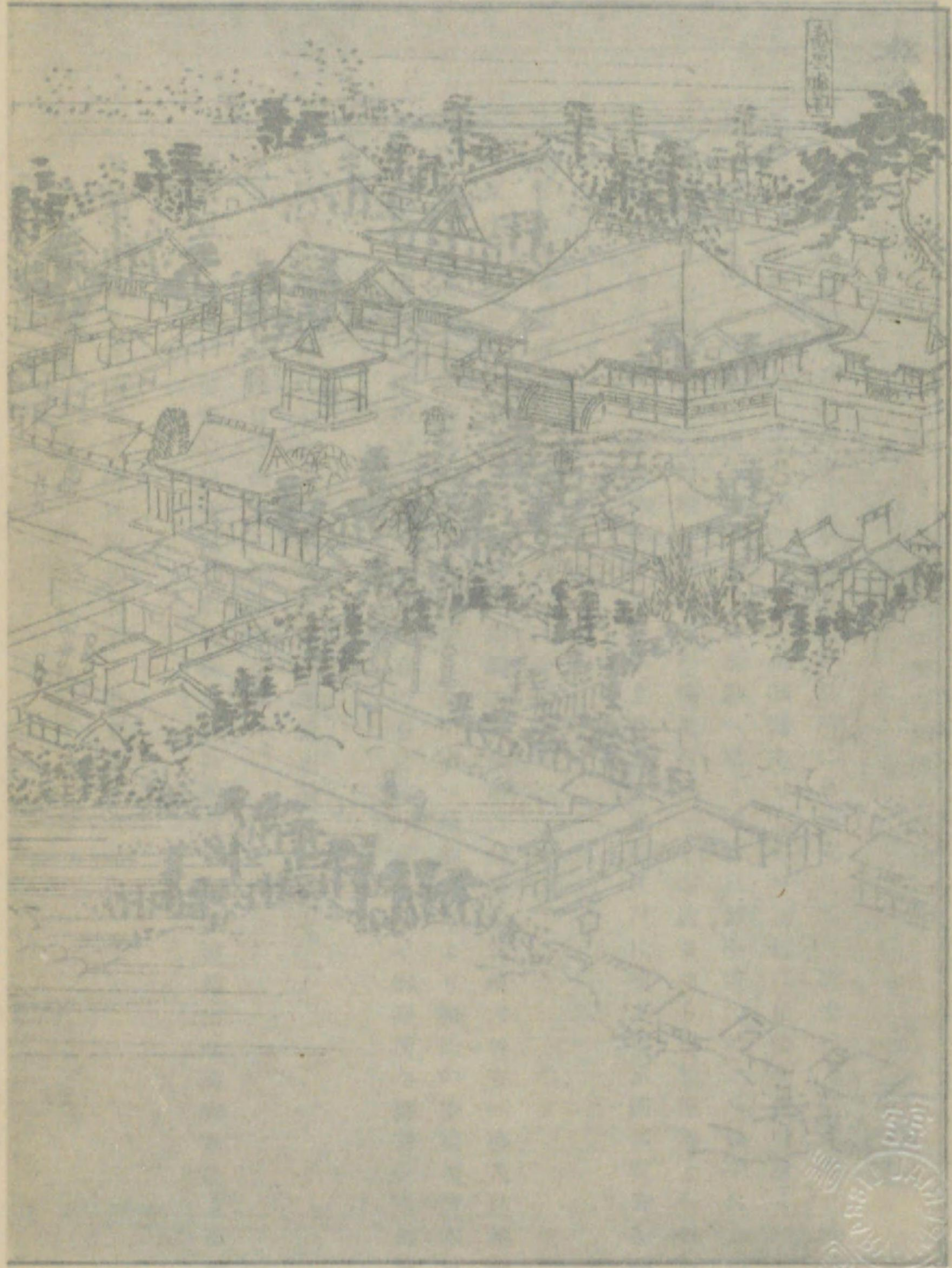
元文二年有德院樣御代御廟御松之根東之方之若松壹本實生仕當時累年次第に成木仕候。

道幹大居士廟松記

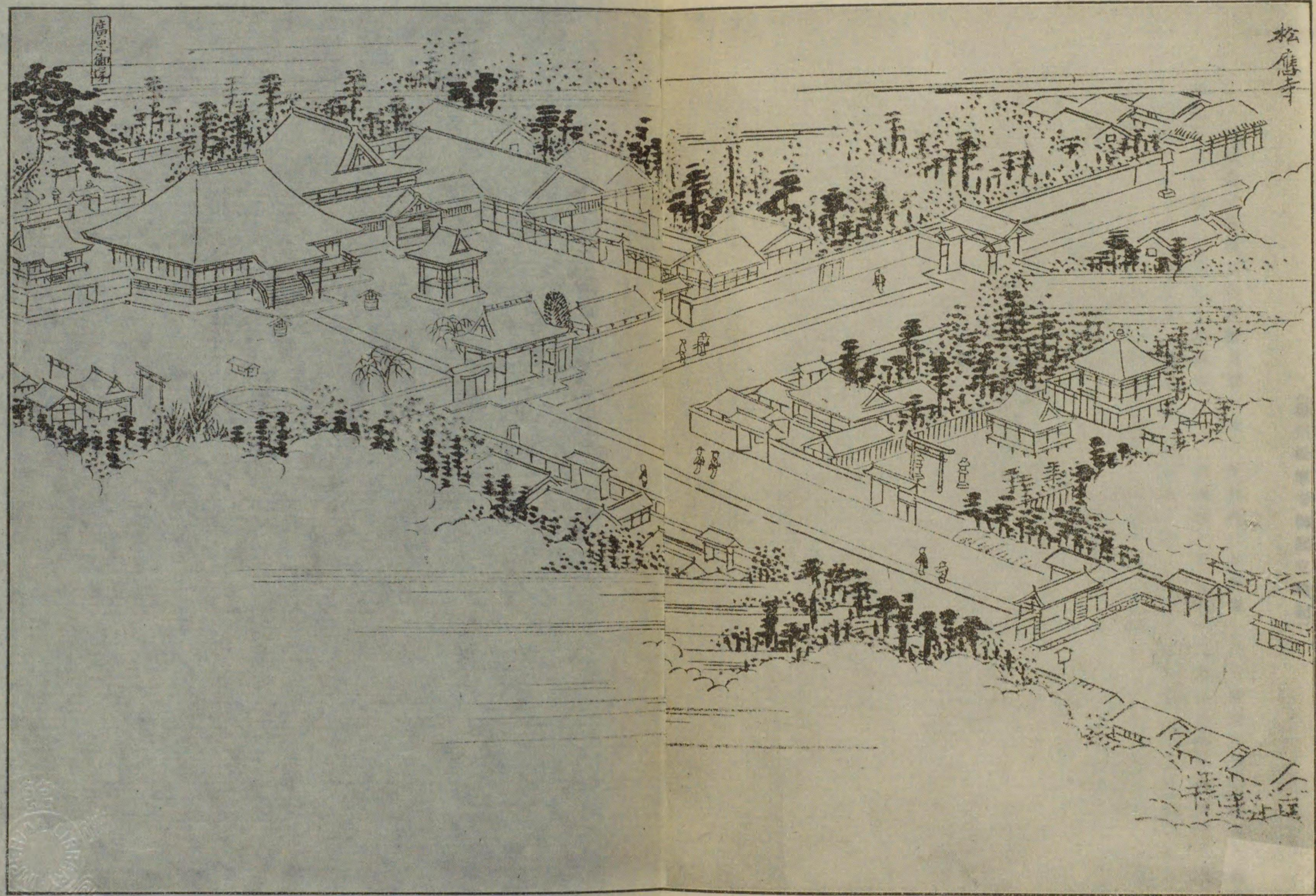
廣忠公薨去之時嫡子家康公御年八歲悲嘆之餘爲先考疊石築廟塚塚上不修塔樣唯以一株松自手植之以爲墓驗迺天文十八年三月十一日也

植之時卽念言松平家興此樹可以長後裔繁昌枝葉亦可以對其方而榮言了乃回時人稱曰少年識量無其比倫固可以其家興矣方今至寬永十一年凡垂百歲其長六丈有余其樹根大周圍一丈三尺從其地上及一丈余相分二株垂布東西就中向東之枝崢嶸穿雲蔓衍擺地登臨之人愛玩忘歸如今天下一統同帆東武則知懸識之如響應聲雖萬々歲亦可知野衲住持之日記今之所見貽與後來訪遺蹤之輩者哉

寬永十一年甲戌年十月六日



寺應(貫所遺碑)



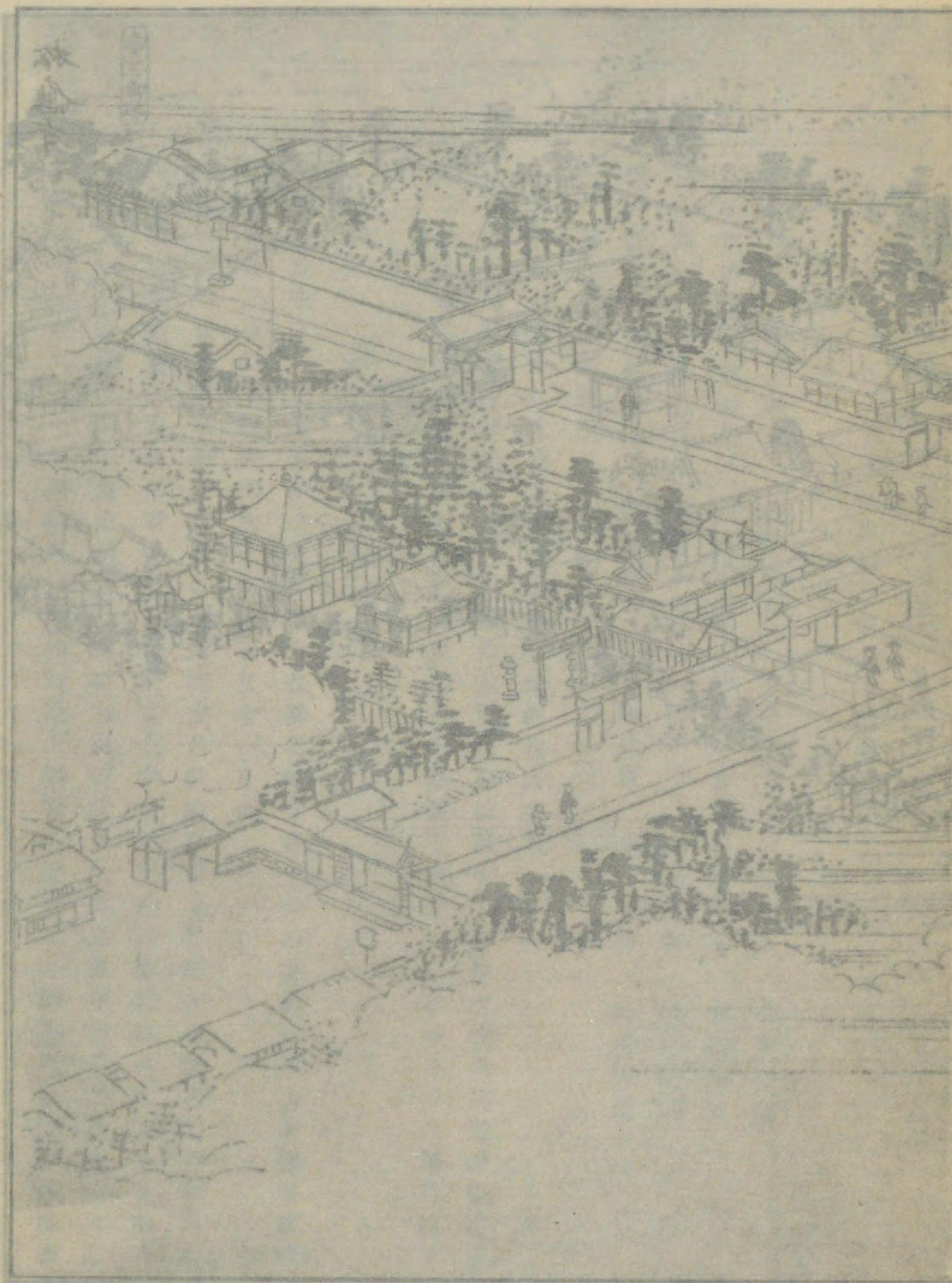
松 應 寺 (貫河堂筆)

元文二年有德院様御代御廟御松之根東之方之若松壹本實生仕當時累年次第に成木仕候。

道幹大居士廟松記

廣忠公薨去之時嫡子家康公御年八歲悲嘆之餘爲先考疊石築廟塚塚上不修塔樣唯以一株松自手植之以爲墓驗迺天文十八年三月十一日也
 植之時即念言松平家興此樹可以長後裔繁昌枝葉亦可以對其方而榮言了乃回時人稱曰少年識量無其比倫固可以其家興矣方今至寬永十一年凡垂百歲其長六丈有余其樹根大周圍一丈三尺從其地上及一丈余相分二株垂布東西就中向東之枝崢嶸穿雲蔓衍擺地登臨之人愛玩忘歸如今天下一統同軌東武則知懸識之如響應聲雖萬々歲亦可知野衲住持之日記今之所見貽與後來訪遺蹤之輩者哉

寬永十一年甲戌年十月六日



（松應寺）

能見山瑞雲院松應寺七世

常業表開山 照蓮社學默然判

（參州松應寺御起立略記）

こゝは廣忠公御逝去の時、野見原なりしが、其所に月光庵とて大樹寺の方丈隠居し、此庵室に籠棲ありし所にて、天文十八酉年六月に御新葬ありしなり、其跡に丘陵を作り置く斗りなりしを、御年八つの時、駿河國へ御下向の時、御廟へ參らせられ、御悲嘆のあまり、御手自ら小松を引植置せられし、永祿三年岡崎へ御歸城の後、其所へ一字を建させられ、松應寺と名付け、關ヶ原御歸陣の節、重て御再建被仰出、慶長十年、京都に智恩院、江戸に増上寺、當國に當寺を御再建被成下されしなり。

大樹寺大林寺法藏寺並に當寺の舊記を合考ふるに

一天文十八年三月六日贈大納言廣忠卿逝去、合戰中に付密に當所大林寺へ移入れ、藥師堂へ安置し、大林寺中安養院、同末光善寺勤番し、今川方へ爲知彼方より鎮防の手當相濟、六月に及び御披露被成、野見郷の原に於て御葬式有り、右之處へ慶長十年御廟所を御營、當寺御建營被成下。

一寛永十一年三月廿七日七世學譽上人代、常業衣綸旨を賜ふ。

一慶長七年六月廿四日寺領百石御朱印を賜ふ。

一寛政五年三月に修復以後文化御取繕御取縮の所、天保三年被仰出、此節御修復、寛政度以前に復す。

一鐘銘は、林道春作、尾張大納言殿御懇求之由、寛永十二年也。

(善筑竹尾次春の千世の松根)

文化二年四月改岡崎神社佛閣御朱印除地明細書

御朱印地高百石京都知恩院末淨土宗能見山松應寺

一、御修覆所 一、御成御殿一ヶ所

一、廣忠公様御廟御松一本

一、門前に下馬札、中門前下乘石

一、境内長壽院様御墓印櫻之古木一本、右者松平左兵衛佐様御先祖御女儀

様之由

一、寺中三ヶ寺、善入院西光院淨誓院

一、寺中手廣に御座候

一、境内名水無御座候

一、右松應寺之義者、江戸より往還之方宿内材木町より見通し門土臺迄、北

え一丁三十五間一尺入込、門前家並寺領共、百姓家百四十八軒

一、松應寺領内能見町庚申堂一ヶ所、松應寺末庵に御座候

一、境内庵一ヶ所

一、名水名木無御座候

一、右庚申堂之義者、江戸より往還之方裏町通にて宿内家並少し引込

隨念寺

隨念寺

隨念寺は、善徳院と曰ひ佛現山と號す、門前町九十一番地に在り、境内九百八十八坪五合一勺を有す、大樹寺の末寺である。

開山は大樹寺第十五世譽魯魯聞上人慶長五年二月廿三日寂にして、永祿五年七月徳川家

康の創立である。始め家康の祖父清康、尾州を略せんとして軍を出し、天文

五年十二月五日、同國森山の陣中に變死した、年僅に二十五(第一卷參河八代の傳參照)岡崎

の軍士悄悄々として軍を引き、密に其遺骸を此地(菅生丸山)に茶毘し、遺骨を納めて

墓を建てた、善徳院殿墓碑則ち是である。諸國御菩提所覺書には、善徳院殿

年叟道甫大居士世良田次郎三郎清康公、天文四乙未十二月五日尾州森山に

て御逝去、當寺に御火葬爲し奉り、御遺骨を大樹寺に收め奉る、當寺にも御骨

を分ち奉りぬと記し、大林寺記には、大林寺は西郷氏代々の菩提所なれば、清

康君始め、同夫人西郷昌安入道女春姫、同所に葬るとある、恐く茶毘の後分骨

ありしものであらう。

後、永祿四年八月二日、家康の大叔母(清康の妹)久子、岡崎城中に歿す、遺言に因りてまた此地に火葬し、遺骨を清康の墓側に納む。法名を常在院桂室泰榮大姉と稱し、後、隨念院殿と改號した。

久子は清康の妹(これについては不審の點がある)なれども、養女として初め松平源次郎乘勝に嫁し、大永四年十一月乘勝卒するに及びて岡崎に歸り、翌五年十二月足助の城主鈴木雅樂助重政の嫡子越後守重直に再嫁す、然れども清康死後鈴木氏、松平家に叛くを以て、久子また岡崎に歸る、而して家康が生母に別れし後は、全く此人に依て撫育せられたるものである。

久子の歿するや、家康菅生の人本間次郎入道覺榮をして、岡崎城中久子の寢室と倉庫とを此地に移し、以て大樹寺譽譽魯聞を請じ、清康及び久子菩提の爲めに梵宇を建立した。是れ即ち當寺の創基である。

寺記に曰ふ、永祿四年八月二日、家康公の伯母久子疾而當城中に逝去す、遺言に因り山上に火葬し、遺骨を清康の傍に納め、雙て寶塔を立つ、家康公謂らく、兩廟菩提の爲め此山巒を開拓し、一寺を創立せんと、時に當寺開山譽譽上人魯聞大和尚は、大樹寺住職鎮譽魯耕上人の上足に

して、學内外に涉り、徳當時に高きを聞き玉ひ、師を懇請して當山經始の任に當らしむ。(中略)是に於て三寶を安立し、兩靈位牌を寶龕中に安置し玉ふと雖、未だ寺號等を名けず、一日家康公師に語て曰く、院と寺の兩號は自ら思ふ所あり、山號の一つは宜しく師是を選ぶべしと、(中略)師退て兩靈茶毘の靈場に登り、徹夜一心佛名を誦し山號を祈る、乃夜五更、彩雲變異、香薫じ、萬種伎樂空中に響き、宮殿樓閣雲間に聳へ、五々菩薩星の如くに列なり、三尊阿彌陀佛、觀音、勢至、放光出現、巖然日月に超ゆ、師也不覺に靈瑞を拜し、感泣襟を濡し、喜び身に餘り、知らず東方將に曉なんとするを、時に永祿五年二月廿三日なり、直に城に登り、佛現の靈相を陳べ、祥瑞に因り佛現山と號すべしと、家康公大に懼び曰く、淨土宗の山號特に其粹を得たりと、乃ち清康公の法諡を善徳院殿と云、久子方の法號を隨念院殿と云を以て、佛現山善徳院隨念寺と號すべしと、乃ち家康公祥瑞記念の爲めに石工に命じ、阿彌陀如來廿五菩薩出現の靈容を模造し、之を後世に貽さしむ、今山頂に、石の瑞牆を圍み、巖然三尊廿五菩薩の石像を安置するの佛現靈地は、卽是なり、公亦發願し、石像の寶前に法堂を建て、兩靈の冥資を修せんが爲に、不斷念佛を開闢し、毎歲佛現祥瑞の日に當つて、陰曆二月廿三日の廿五菩薩の大法會、これなり、滿山立錫の地なき群參なり、如法の大法會を修するの恒規を定め、資料に莊田を賜ひ、山林を焚薪に充て、而して公出馬に先ち當山の法堂に詣で、毎に清康公の眞影、清康公是字掌握瑞夢後、自贊の眞影なり、家康公之を吉例の眞影と號せらるるを拜し、戰勝理運を祈り、師に十念を受くるを以て吉祥の例と爲らる。(中略)開山譽譽上人は、在住十五年、重て公命を拜し、天正三年大樹寺住職に轉す、在職五年の後、當山塔中魯方院に退隱せられ、慶長五年庚子二月廿三日寂す云々。

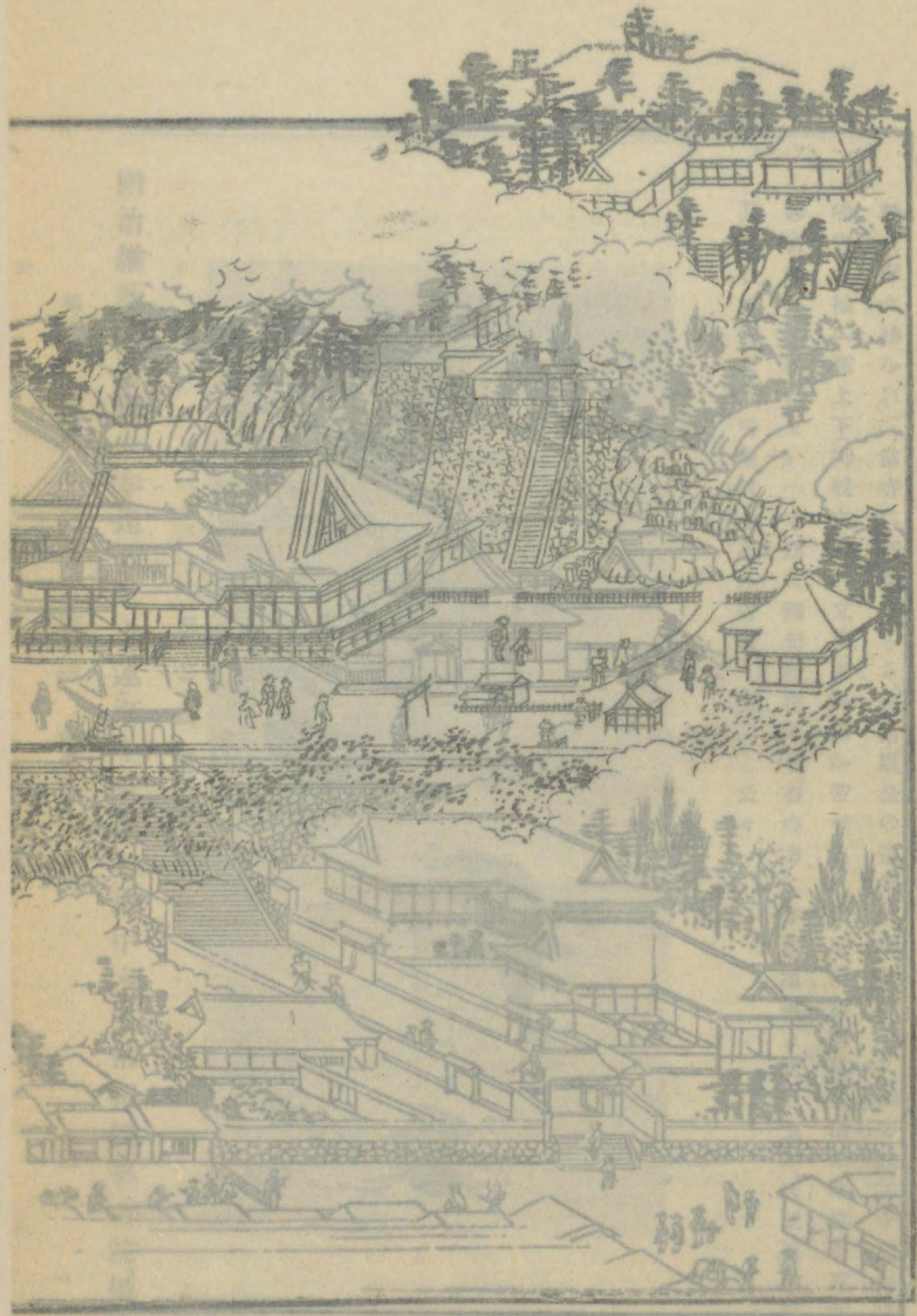
次で清康の畫像(寫眞第一卷參河八代の條に出す)及び彌陀三尊の畫像等を納め、且一向宗亂後、

土呂村善秀寺を破却するや、倉橋總三郎久勝を以て、彼の寺の什物、五部の要文、須彌金柱並に長澤村立信寺の佛具等を寄附し、又諸堂を増築せらる。

隨念寺須彌佛壇並金柱、當國トロの善宗寺(善秀寺)を破却して當寺に付玉ふ也、是は當國一向宗一揆依其咎也、右の寺の門と須彌と金柱とを取て可參の御説倉橋總三郎忠正久勝の別名であらうに被仰付也、右御草創の庫裏を御城内にあき藏あるを、是を被爲成下候と、古者流布也、後の宮殿には、土呂村の御堂を被爲成下と、其時の當寺の中門は土呂の御堂の門也、其扉今も有之、後に本堂中門を立替る也、その善宗寺は今の平地の光顔寺也、本譽上人は隨念寺四世也。(古記録、原文のまゝ)

是より伽藍宏壯建築善美を盡すに至つた。永祿九年十二月境内の寄進狀を賜はり、天正三年二月八日又寺領を寄附せられ、慶長八年八月二十日朱印五十石を賜うた。元和五年將軍秀忠本堂修理を加へられ、山門を創建し、新に梵鐘を懸く。安永年中十五世倫譽上人代、大方丈、玄關、庫裏、小方丈、長屋、内玄關、役寮等を再建した。

武徳編年集成(永祿七年三月條)曰、岡崎隨念寺傳書に、岡崎城下菅生の丸山は清康公弑せられ給ひし時、此所に葬送す、夫より廿七年を経て、去辛酉年(永祿四年)彼御女隨念院卒去の時、此地に葬る、今年神君丸山に至らせ給ひ、土地を點檢せられ、菅生の住人覺榮に命じ、岡崎城中隨念院の寢室と倉庫を毀ちて此所に移し、梵宇を草創し給ふ、則佛現山善徳院隨念寺と號し、清康

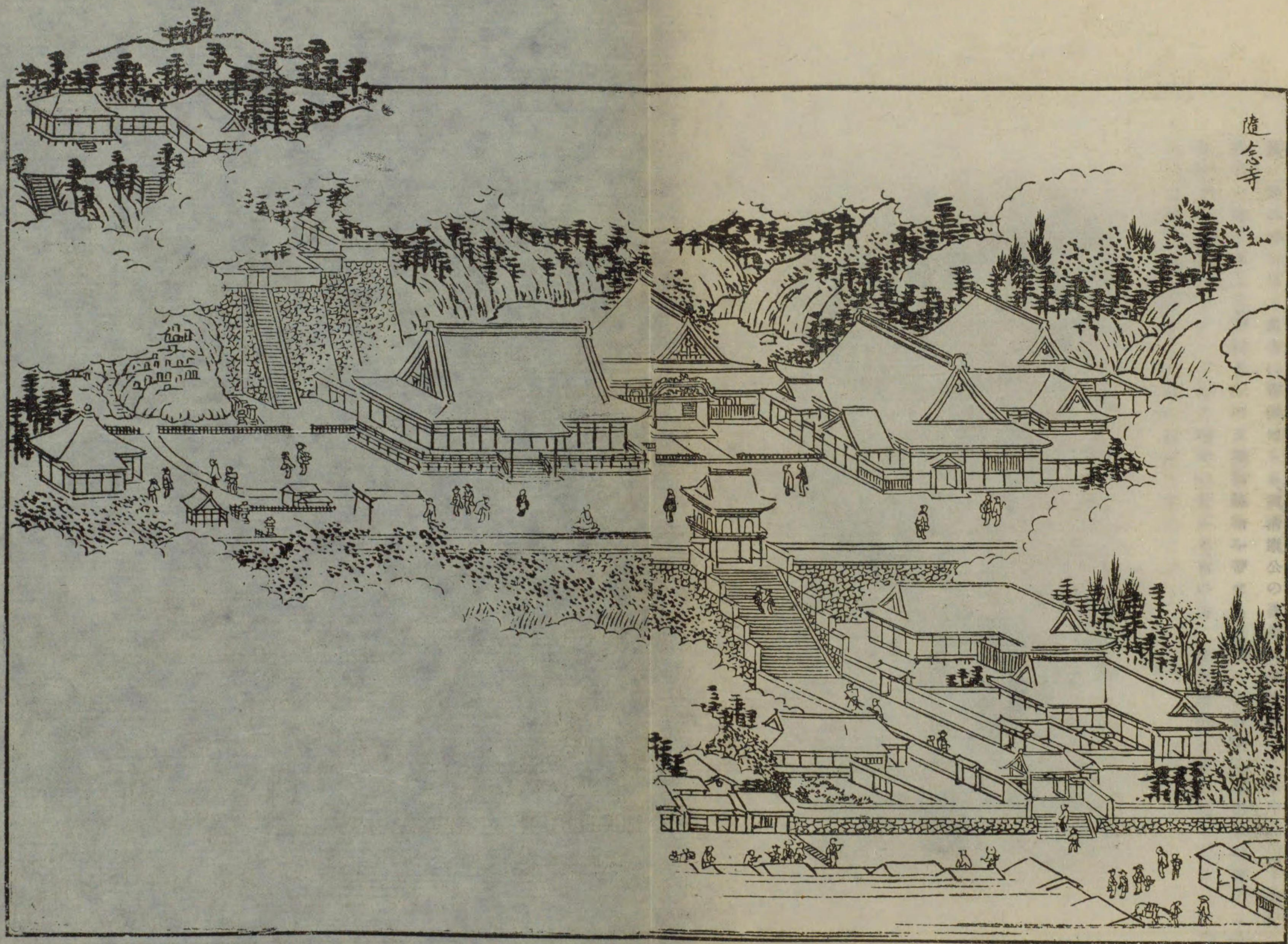


寺 (貫岡堂華)

也。(古記録、原文のまゝ)

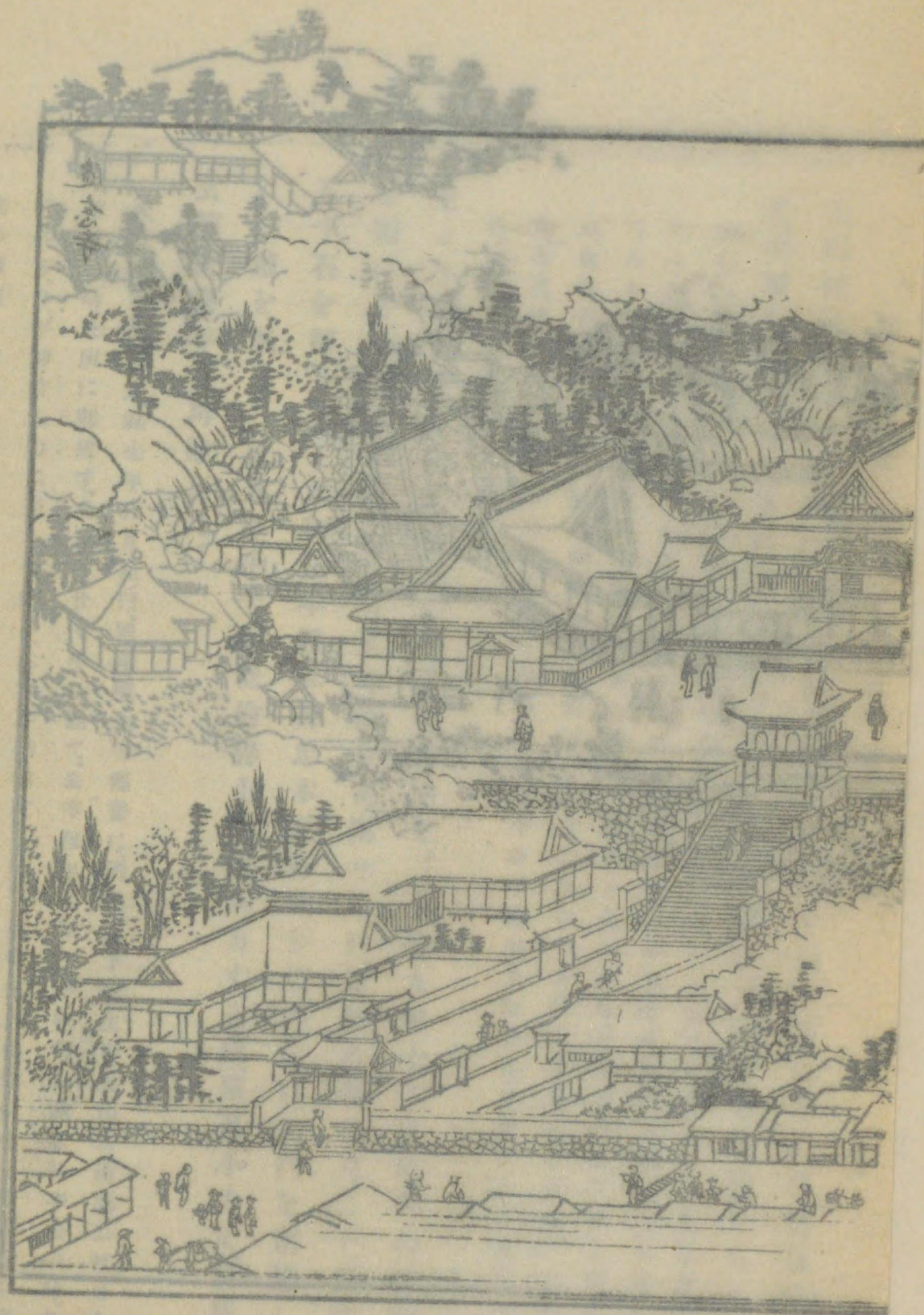
是より伽藍宏壯建築善美を盡すに至つた。永祿九年十二月境内の寄進狀を賜はり、天正三年二月八日又寺領を寄附せられ、慶長八年八月二十日朱印五十石を賜うた。元和五年將軍秀忠本堂修理を加へられ、山門を創建し、新に梵鐘を懸く。安永年中十五世倫譽上人代、大方丈、玄關、庫裏、小方丈、長屋、内玄關、役寮等を再建した。

武徳編年集成(永祿七年三月條)曰、岡崎隨念寺傳書に、岡崎城下菅生の丸山は清康公弑せられ給ひし時、此所に葬送す、夫より廿七年を経て、去辛酉年(永祿四年)彼御女隨念院卒去の時、此地に葬る、今年神君丸山に至らせ給ひ、土地を點檢せられ、菅生の住人覺榮に命じ、岡崎城中隨念院の寢室と倉庫を毀ちて、此所に移し、梵宇を草創し給ふ、則佛現山善徳院隨念寺と號し、清康



隨念寺

隨念寺 (貫河堂筆)



念 齋

君尊像畫圖及阿彌陀三尊の畫像等を奉納し給ふ、且一向宗土呂村善秀寺(今平地の光嚴寺)を破却し給ひければ、彼什物、五部の要文、須彌、金柱、以上三色、並同宗長澤村立信寺の佛具を、倉橋惣三郎久勝を以て當寺に寄附せらる、彼清康公の畫像は、御惣髮にて、御容貌三十歳程に見へ、嶋の小袖に麻上下、御紋丸の内立葵御脇指を帶せられ、上に御自筆にて、清風時發、出五音聲、微妙宮商、自然相和といへる四言四句の贊あり、右の方に年叟道甫と書し玉ふ、天正三乙亥年二月八日神君より寺産五十石を寄附し玉ふと云々



月 體 筆 群 首 の 圖

明治維新後寺祿を奉還して寺運漸く衰頽し、塔中末院常福院、魯方院、攝取院

第九編 社寺編

第四章

寺院各説

第五節

淨土宗

三九

等も維持困難の故を以て當寺に合併した。

始め當寺塔中に常福院、魯方院、攝取院、授徳院の四ヶ院ありて、何れも永祿年中徳川家康の創建に係りしが、授徳院は早く斷絶して、明治まで残りしは三ヶ院であつた、中にも堂宇の現存するは常福院のみにして、魯方攝取の二院は既に明治六年二月取拂はれた。

本尊は木造阿彌陀如來坐像春日の作 右脇觀世音菩薩坐像 左脇觀世音菩薩坐像

本堂 間口九間三尺、奥行九間、南面にして高三丈九尺六寸、瓦葺なり、此建坪八十五坪半、永祿五年徳川家康の創建せられたるまゝにして、正面左右三方の内椽は驚張と稱し、時ならざるに四時黄鳥の囀る音を發する良巧の物なり、元和年中徳川二代將軍秀忠修理を加へ、内陣天井及承塵より上は悉く極彩色を施し、佛殿裝飾の如きは金箔にして、光輝燦爛古色を貢びて鮮なり、三方に外椽あり、欄檻を繞らし、唐金の擬寶珠あり、正面に御拜あり、三段の木階壇あり、壇を下れば一面に御影の敷石を施し、二本の柱を建て、上には虹梁あり、葵の紋章を左右に掲ぐ。壇を雨戸は觀音開きにして、左右共に木の階壇を設くる所は觀音開きを附す、實に美觀の建物なり。

經堂 明治十九年六月の建立にして、連 庫裏、玄關、書院 共に安永年中の再建也、鎮守堂 徳川家康の創設、尺町千賀傳三郎の新築寄附也、山門 元和五年徳川秀忠の創建、總門 永祿七年徳川家康の創建にして、戸扉二枚はもとと、土呂村善秀寺のものなり、等あり。もと觀音堂 永祿五年徳川家康の創建なり、本尊師の作なりと云ふ。ありしが、大正七年焼失した。

寶物

家康公寺領寄附判物 (永祿九年同十三年、天正三年)

三通

清康公是之字瑞夢吉例眞影 (永祿五年、家康寄附)

一幅

彌陀三尊畫像 (惠心僧都筆、永祿五年七月、家康寄附)

一幅

六字名號 (圓光大師筆、永祿五年八月、開山譽寄附)

一幅

開山譽上人影像

一幅

家康公外十六將影像

一幅

徳川家綱公書

一幅

延喜御時屏風歌 (粟田青蓮院宮二品、眞法親王筆)

一幅

葡萄之畫 (本多忠典筆)

一幅

淨土三部經 (連尺町太田利重一子十念寫、享保十四年十一月同人寄附)

七卷

群盲圖畫 (月僊上人筆、寛政五年七月)

一卷

善導大師五部九卷 (永祿五年七月、徳川家康寄附)

九冊

須彌壇

一個

金朱香宮 (徳川家康寄附)

一個

御靈屋莊嚴柱 (徳川家康寄附)

總門戸扉 (徳川家康寄附)

三葵紋板 (徳川家康自彫、永祿五年七月家康寄附)

長刀 (武藏守永道作、永祿五年七月家康寄附)

雲版 (三州長澤立信寺常什、永正戊刀七月日施主、妙運と銘し、裏に從家康公様被下置隨念寺、響譽代と刻す、永正戊刀は永正十五年なり)

本玉水昌珠數 (慶長十五年家康寄附)

蜀紅錦座具 (慶長十五年家康寄附)

道具衣 (慶長十五年家康寄附)

日蓮宗常樂院茶色緞子衣之切

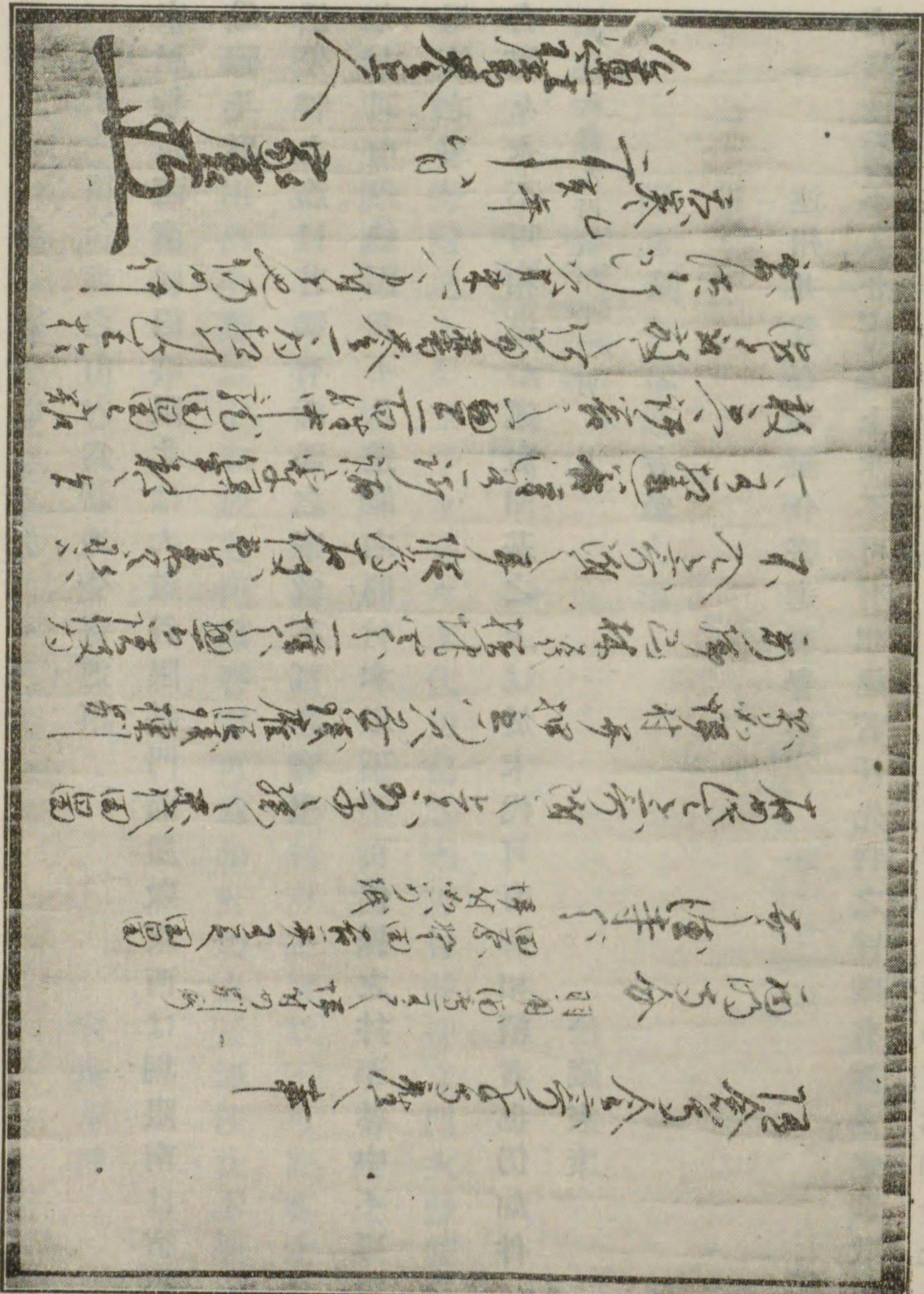
衝立 (畫圓山應舉筆、倫譽上人寄附)

華頂宮尊峯親王より御召網代輿拜領狀 (天明三年九月)

清康並に久子の墓碑 共に地上高三尺五寸五輪石塔

石燈籠二基 高五尺、左側に在る臺の正面に、善徳院殿御廟前右側に在る臺の正面に、隨念院殿御廟前と刻す、されば東方が清康の墓、西の方が久子

- 二本
- 二枚
- 一枚
- 一振
- 一面
- 一連
- 一敷
- 一衣
- 一基



狀進寄康家川徳

參考

の墓碑なる事が知らるゝ。(寺記に據る)

參考

隨念寺之山内爲新地令寄進事

一、本屋敷東西南は田畔限北は大道谷限并門前屋敷東西は堀限南は宿限可爲御斗事

一、任先判之筋目若雖有訴訟之輩敢不可許容事

一、寺中同山内總而爲不入進置之間竹木以下不可伐採之并至林中不可放牛馬等之事

右條々永不可相違心蓮社開基之上は於末代可有御相續者也仍如件

永祿九丙寅年十二月 日

松藏家康

隨念寺參

遠州井賀谷寺領令寄進鑿譽事

右諸役爲不入令寄進上永不可有相違若任先判之旨雖有訴訟之輩敢不可許容之次百姓中就田畠等令難澁者取離之何篇にも鑿譽可爲御計此上於

無沙汰者速可申付者也仍如件

永祿十三庚午年十月十四日

家康華押

道蓮社鑿譽和尙

(以上二種の寄進狀
寫眞第一卷に載す)

隨念寺令寄進寺産之事

西明寺分

羽角浦邊有之
坪付如別紙

幸徳寺分

田原野田吉美有之
田畠坪付如別紙

右如此令寄附之上を至子々孫々末代田畠等如坪付并押立門次懸錢雇段錢棟別要脚山林見伐檢地四分之一増分總而諸役爲不入令寄附之畢縦爲右役出來共永不可有相違若雖有訴訟之輩任判形之旨敢不可許容之兼て百姓中就田畠令難澁を取放之何篇鑿譽可爲相計此上於無沙汰者斷次第速可申付者也仍如件

天正參乙亥年二月八日

家康華押

心蓮社鑿譽上人

隨念寺領之事

參河國額田郡菅生之内五十石任先規所寄附也並山林竹木諸役令免許訖者佛事勤行修造等不可有懈怠之狀如件

御朱印

慶長八年八月廿日

參州額田郡菅生村之内隨念寺領檢地帳

田合二町七畝十八步 分米二十三石九斗五升七合三勺

畑合二町五反二畝二分 分米二十七石五升三合

合四町五反九畝十八步 五十石九斗一升

慶長九甲辰年十二月十三日

(隨念寺檢地帳)

文化二年四月改岡崎神社佛閣御朱印除地明細書

御朱印地高五十石當國額田郡大樹寺末淨土宗佛現山隨念寺東照宮様御繩張御建立

一、善徳院殿様御廟 隨念院殿様御廟

一、境内鎮守社、觀音堂二ヶ所

一、山内石像二十五菩薩前堂一ヶ所、當時常念佛にて御座候

一、中門一ヶ所 一、寺中三ヶ寺攝取院魯方院常福院

一、名木名水無御座候 一、寺中手廣に御座候

一、右隨念寺之義者、江戸より往還通り宿内傳馬町より見通し北へ門土臺迄一丁半十三間引込、宿内家並續門前百姓家四十軒

源空寺

源空寺

源空寺は法然院と曰ひ、吉水山と號す、能見町六十五番地に在り、境内千七百七坪七合四勺を有す、京都智恩院の末寺である。

弘治元年智恩院二十八世無哲上人の開基にして、もとは惠心庵と云へる天台宗の道場であつたと云ふ。

參河國名勝志に曰く、吉水山源空寺、能見街にあり、淨土宗智恩院末、寺領二十石三斗七升、開山天蓮社隆國上人、岌公無哲大和尚、永祿六亥年八月二日

遷化、當寺は惠心僧都天照大神の靈告を蒙り一字草創あり、輒ち太神宮を勸請し鎮守となすと云、其説未だ是正せず、中興承安年間源空上人四十三歳の時、一七日於當寺念佛弘通、紺紙金泥六字名號千幅を後世の爲に御附屬あり、于今所々に存在するを見る、其後慶長六辛丑年御城主本多豊後守藤原康重御菩提所として堂宇御再建あり云々。

岡崎城主記並に岡崎雜記には、康重慶長十三年源空寺建立とあり、同十六年十月二十二日卒葬於吉水山法然院源空寺と載す。

神明社一坐 神 六月十五日 祭

石燈籠一基 銘曰

天照皇神明宮御寶前奉獻寛延三庚午曆三月廿五日國分氏

觀音堂 三十三觀音菩薩を安置す

石燈籠二基

寶曆十四甲申年七月十八日願主小姓町某

地藏堂

石燈籠二基

安永三甲午正月奉寄願主某

寺傳に依れば、往昔惠心源信僧都こゝに庵を結び、伊勢大神宮御靈寶珠石を祭り鎮守となす、後承安四年に圓光大師源空こゝに來り、一夏を過すと曰ひ、寶永七年の記なる當山緣起には、奚に當山者惠心僧都の舊跡にして、參河國大神宮勸請の根本、眞體者寶珠本地彌陀の黄金佛、宮中に納め、末世念佛の基を殘し、松樹を植碑を立、大神松と切付、末世念佛瑞相の靈場也と記す。



源空寺
源空上人旧跡

(筆堂河貫) 寺空源

慶長以後、岡崎城主世々當寺に歸依ありしを以て、今も同城主歴代の位牌を祀る。

本尊は木造阿彌陀如來坐像。

現今の堂宇には、本堂、玄關、庫裏、書院、土藏、鎮守堂、觀音堂、辨天堂、地藏堂、總門等があり、鎮守堂は惠心僧都の草創にして、大神宮の御靈寶珠石を祭り、後に秋葉社を合併す。觀音堂は木造正觀世音菩薩立像利修の作と傳ふ、享和三年、稻熊村願故庵より寄附を本尊とし、傍に坂東秩父西國三十三ヶ所の金色木製觀世音各三十三體宛を安置してある。

辨天堂は連尺町より納めし辨財天の木坐像を本尊とし、地藏堂には石地藏を安置してある。

寶物

六字名號畫讚 (圓光大師書、蓮生坊畫)

一幅

六字名號 (圓光大師筆)

一幅

來迎佛畫 (傳、惠心僧都筆)

一幅

六字名號 (開山隆國上人筆)

一幅

参考

- 圓光大師木坐像 自作、丈三尺、臺座五重、高サ二尺
- 辨財天木坐像 (傳、弘法大師作)
- 地藏尊木坐像 (傳、慈覺大師作)
- 不動明王木坐像 (傳、惠心僧都作)

参考

- 一體
- 一體
- 一體
- 一體

文化二年四月改岡崎神社佛閣御朱印除地明細書

領主除地十七石一斗五升五合、京都智恩院末浄土宗能見町吉水山源空寺同斷畑三反五畝二十二步

- 一、境内鎮守祠、觀音堂、地藏堂三ヶ所
- 一、鐘樓門一ヶ所
- 一、門前に圓光大師御舊跡石碑
- 一、名木名水無御座候
- 一、寺中手廣に御座候
- 一、右源空寺之義者、江戸より往還通右之方宿内連尺町より脇町北え三丁二十間余引込、町家並門前百姓家三十八軒

善入院

善入院

善入院は松本町二番地に在り、境内三百七十四坪九合を有す、同町松應寺の末寺である、慶長十年徳川家康の創立にして、其後明和五年六月十五日信譽秀邦の時より、善光寺如來立像を本尊とし、以て今日に至つた、此善光寺如來は、もと越後國高田城主從三位中將越後守松平光長、並に其室浄信院毛利秀就の女の感得佛にして、後其子澄譽上人に移り、次で弟子秀邦和尚に傳はりしものである。尙當院に、松平光長使用の香篋一個、及び浄信院の書紺紙金泥三部經四卷を藏して居る。寺境に、地藏堂、秋葉堂の二字があり、地藏堂は天保四年七月の建立にして、明治七年當町内より此境内に移轉せしもの、秋葉堂は迦具土命を祀り、明和八年九月の勸請である、もとは此邊一帯は松應寺境内に屬して居つた。

浄誓院

浄誓院

浄誓院は松本町四十一番地に在り、境内三百二十三坪九合八勺を有す、同町

松應寺の末寺である。

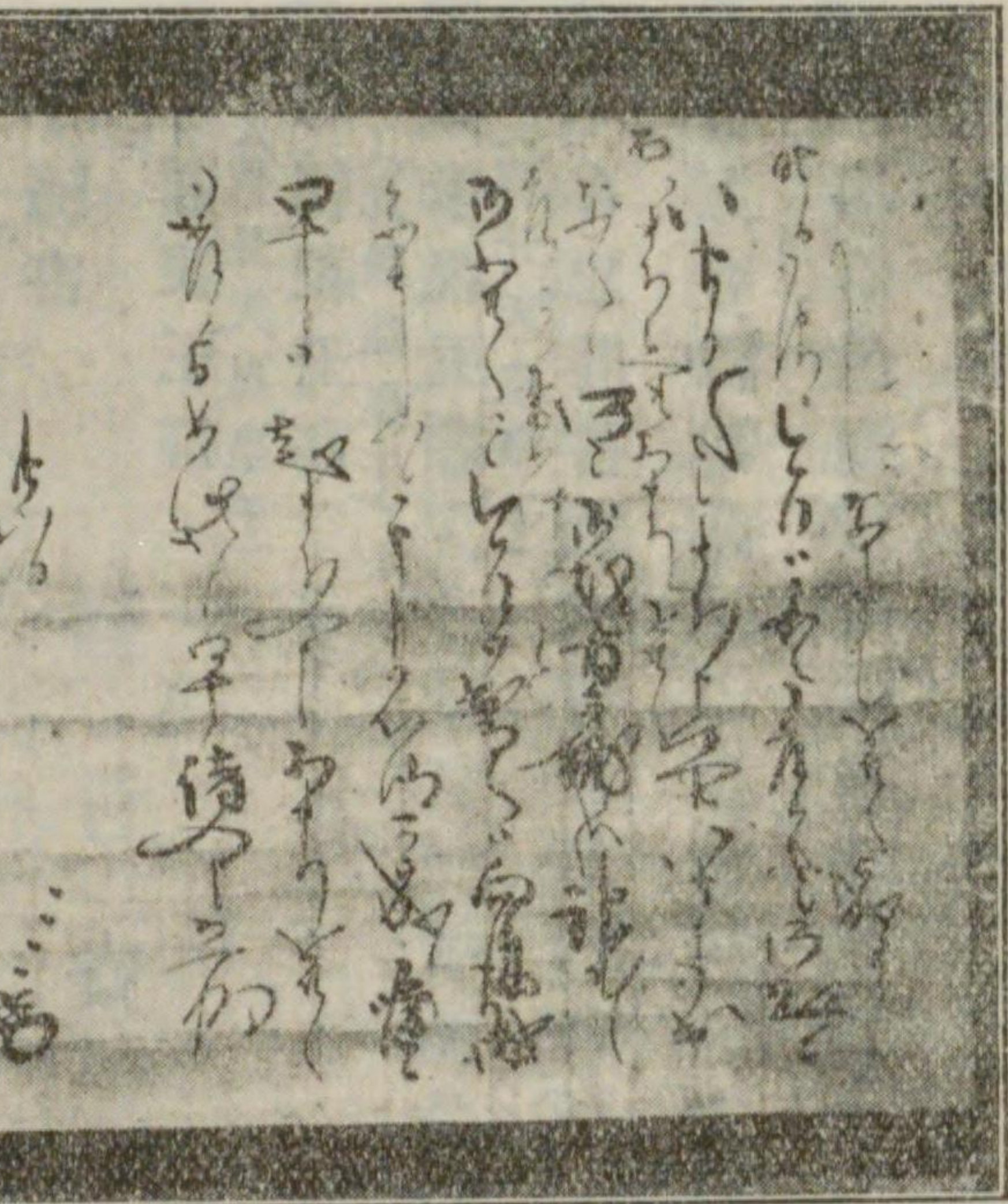
慶安四年佐口與左衛門元次の創立である。元次の養父を佐口市郎左衛門久喜と云ひ、甲斐源氏の末流にして、始め今川義元に従ひ、駿州府中、遠州左久羅等の合戦に軍功あり、永祿三年桶狭間敗戦の後、當國碧海郡鷺塚村に退居した。慶長年中縁族松平念誓は久喜の長子三十郎の妻は念誓の女であつたの招きに依て、岡崎板屋町に移り、老後、入道して淨誓と號し、寛永十二年六月七日歿す、其嗣子元次母は久喜の女であつた、養父菩提の爲め松應寺境内に一字を建立す。是れ淨誓院の起源である。延享二年二月當院十世順應の時、堂宇を再建す。本尊は木造阿彌陀如來立像運慶作と傳ふにして、元次の子佐口五郎兵衛信定の寄附せしものである。

西岸寺

西岸寺は喜樂院と曰ひ、無量山と號す、康生町九十九番地に在り、境内五百八十六坪七合八勺を有す。京都智恩院の末寺である。慶長十五年勢州桑名に於て、城主本多美濃守忠政、其父中務大輔忠勝菩提の爲に、下總國小金の東漸寺（文明十三年の創建、東國十八檀林の一）、住職照譽了學後増上寺十七世住職となる、寛永十一年二

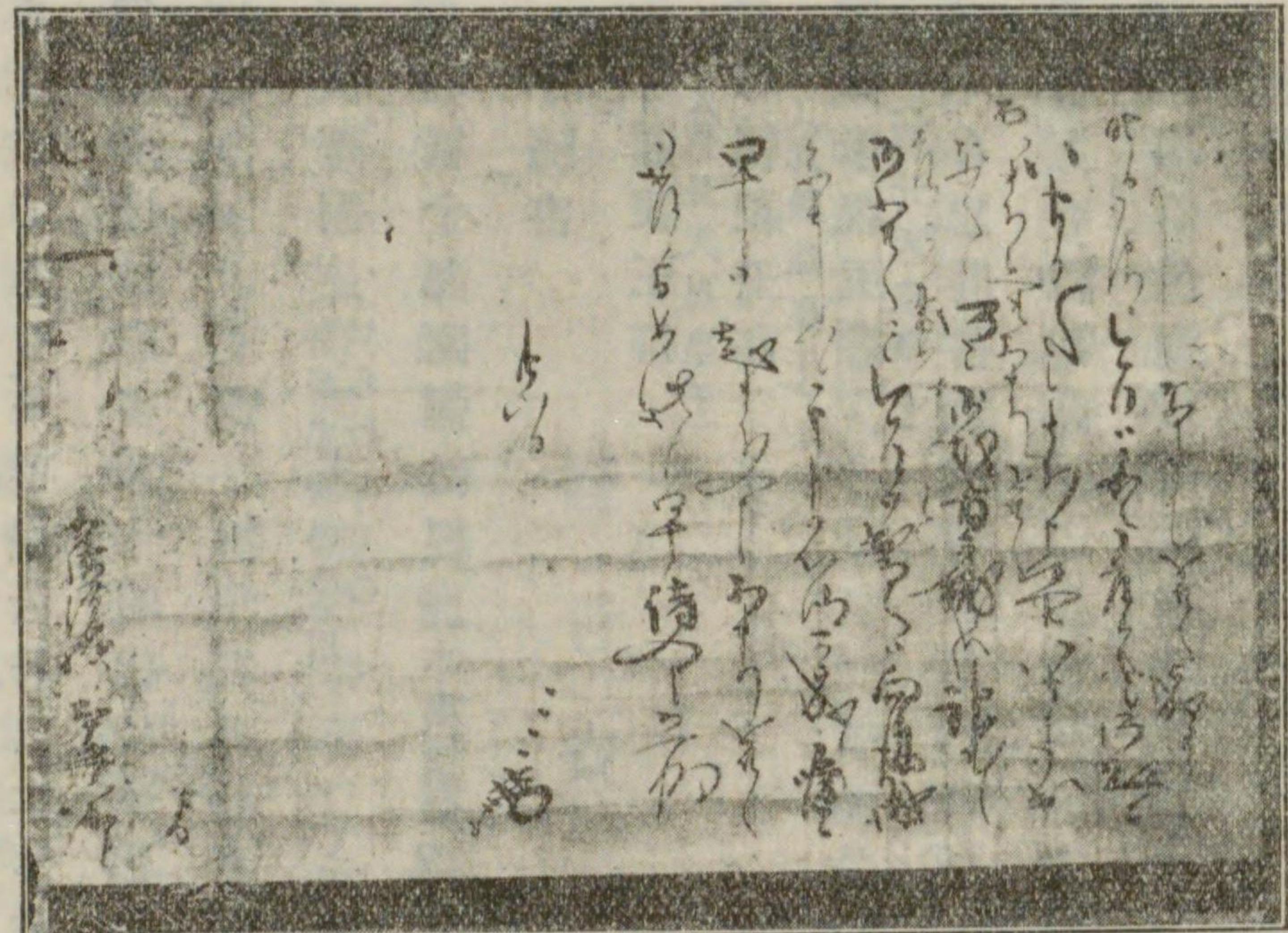
西岸寺

月十三日寂す、を招き、一字を建立す。是れ當寺の開基である。以來世々本多家の菩提寺として、其轉封毎に隨從移轉し、



本多平八郎忠勝書狀

明和七年石州濱田より今の地に來住し、始め本多家より高三百石を賜はつたが、後其減封に依て百七十石となつた。元和八年及び元祿三年の本多家分限記には、三百石西岸寺と記し、寶曆年中本多家侍帳には、百七十石西岸寺と記す。本尊は木造阿彌陀如來坐像傳惠心作である。



は木造正觀世音菩薩定朝作と傳ふ、同千手千目觀世音法道上人の作、を安置してある。正觀

世音は、増上寺三十三世詮譽上人より法縁を以て義譽上人に附與せられたるものであり、千手觀世音は、本多家の老臣都築氏の寄附せしものである。尙當寺には本多家十四代忠勝よりの影像がある。

寶物

伏證銅 (本多忠勝の使用)

一個

赤紙金泥阿彌陀經 (大明國善階筆)

一卷

了隨書

一卷

尊圓親王書

(伏見天皇皇子)

一卷

尊朝親王書

(光嚴院皇子)

一幅

尊孝親王書

(靈元天皇皇子)

一幅

本多忠勝書

一幅

増上寺觀智書

一幅

絹地着色迎接曼陀羅 (惠心筆)

一幅

菅公畫像 (徳川家綱六歳の筆)

一幅

觀音堂

觀音堂

觀音堂は、井田町字南七十四番地に在り、岩津町九品院の末庵である。安永年中の創立にして、當町の人、間川政兵衛の開基である。縁起に依れば、本尊木造千手觀世音立像惠心の作は、もと幡豆郡寄近法嚴尼寺本尊觀世音菩薩の前立佛であつたが、伊賀昌光寺五世仰信和上の夢想によりて、此地に移したるものであると。

觀音堂

觀音堂

觀音堂は補陀落山と號す、伊賀町字愛宕下三十七番地に在り、境内二百四坪を有す、松本町善入院の末庵である。文化五年九月十七日伊賀八幡宮の神主柴田氏の創立にして、善入院の法弟縁譽浄雲の開く所である。明治四年十二月廢却し、同十二年六月再興した。本尊は木造千手觀世音立像行基作と傳ふにして、別に木造地藏菩薩の立像行基作があり、疣除地藏と稱へて居る、共に柴田家より納められたるものである。

現今の堂宇に、本堂、庫裏等がある。

參河志に曰ふ、參河國觀音三十三番札所廿四番額田郡伊賀村鳥居前千手觀音。觀音堂。堂三間四面。

いが川の淺く人なみ渡るなよ

千手は同じ流れ清水

崇源寺

崇源寺は白岩山と號す、六供町千日五十四番地に在り、境内四百九坪を有す、京都知恩院の末寺である。

往昔徳川家康の家臣に平野金右衛門と云へる者あり、老後薙髮して名を宗安と改め、寛永二年三月江戸下谷大根島に一の草庵を建立した、然るに、同三年九月十五日徳川秀忠の夫人江與淺井長政の女、法號を崇源院殿昌譽和興仁清大禪定尼と云ふ逝去ありし時、該夫人に仕へし宗安の血屬なる二女圓立院尼瑞嚴院尼其菩提の爲め法尼となりて宗安の庵室を寺とし、乃ち夫人の法號を以て崇源寺と稱へた。同六年赤坂下一木に移り、後、承應二年御用地となりて又四谷鮫河橋に轉す、爾來二百四

崇源寺

十六年を経て、明治三十二年十一月十七日に至り、火災に罹りて、堂宇悉く烏有に歸し、再建の途なきに當り、連尺町の人柵木貫成發起となり、同三十四年二月十五日其寺籍を今の地に移した。本尊は木造阿彌陀如來坐像である。現今の堂宇に、本堂、庫裏等がある。

長安寺

長安寺は梅園町字丸山六番地に在り、境内三百四十五坪七合九勺を有す、京都知恩院の末寺である。もとは芝増上寺の末寺にして、開山を舊門と云ひ、東京市芝區伊皿子町五十四番地に在りしが、大正七年七月十一日連尺町千賀ここの發願によりて其寺籍を今の地に移轉した、同八年三月知恩院末となり、次で寺號を千祥寺寶樹山と改稱出願した。本尊は阿彌陀如來立像である。

現今の堂宇には、本堂、庫裏、玄關、書院等がある。

長安寺

觀音堂

觀音堂

大平町字辻中十五番地に在り、境内百六十一坪。

大同元年^{丙戌}八月十七日の建立と云ひ、もとの堂宇はなほ東方の地丸山境に在つたと傳へて居る。天文年中當地の領主多門越中守重信の子傳十郎重正(寛政重修譜には、縫殿助重利の子重信、その弟重倍、傳十郎、越中、永祿九年本多忠勝に附けらるとあり、手足不隨の病に罹り、この本尊に祈願する事年久し、天文十一年八月十日尾州清洲城主織田信秀と今川義元と小豆坂に戦ふ時、岡大平近村すべて兵火に遭ふ、此際觀音堂も焼けたるが、本尊は火中を脱して重正の城中檜樹下にました、是に於て此地に堂宇を建立して本尊を安置す、これが今の堂であるとのち重正病癒え、本多平八郎忠勝に附けられ、數多の戦功があつた、其後一時廢頽したるを、寛永四年加藤家の浪士山口白左衛門法名昌庵が中興し、安政の頃より尼僧持となつた。
本尊千手觀音菩薩金銅像弘法大師唐より將來の佛像と傳ふ、もとは縁盛寺の本尊であつたと云ふ。
建物に、本堂、庫裡等がある、什寶物に

一、阿彌陀佛木像

一體

一、兩祖大師木像

二體

阿彌陀堂

阿彌陀堂

岡町字西神馬崎南側二番地、境内二百七十四坪。

貞享二年正月の創立と傳へて居る。

本尊阿彌陀如來木坐像一體、同阿彌陀如來木立像一體惠心僧都の作と傳ふ。
建物に本堂、庫裡等がある、什寶物に

一、釋迦如來柳木像

一體

一、釋迦誕生佛木像

一體

一、兩祖大師木像

二體

一、諸佛繪像

四幅

昌光律寺

昌光律寺

昌光律寺は波羅提木又院と曰ひ、大恩山と號す、伊賀町字南郷中六十九番地

に在り、境内九百二十六坪を有す。東京増上寺の末寺である。開祖を徳巖和上と云ふ、寶曆二年此地に一字を結び、大槎庵と名づく、同十三年伊賀八幡宮の神主柴田中務勝興の請によりて、同所松林院に移り、念佛持戒を弘通す、明和二年、大槎庵を改築して昌光律寺を開創す。是れ實に參河地方淨土律院根元の道場である。境地清幽にして風趣最も佳、また歴代に高僧あり、開祖徳巖和上は道德を以て世に顯はる、別に傳記ありて詳かに其行實を載す、第七代萬空和上は詩文を善くし、菅茶山、頼山陽、岡本花亭等と交誼ありて、今も當寺に其往復の書狀等を存す、特に月僊上人とは極めて道交深く、當寺に藏する涅槃像及び祖師像は有名なるものであり、杉戸襖等の繪も、其筆に成るものである。第九代海印和上は博學多才密教を精練して其蘊奥を極めたと云ふ、第十代志運和上は慈善布教を以て名があり、其徳化今尙ほ存して居る。

本尊は木造阿彌陀如來坐像惠心作と傳ふである。現今の堂宇に、本堂、經藏、玄關、庫裏、書院、寮、土藏、佛具藏、鎮守堂金比羅大權現、天明八年建立、門等がある。

末寺庵には、阿彌陀律寺碧海郡高岡村西田新郷、法嚴尼寺幡豆郡西尾町寄近、大槎律庵同郡同地、伊藤町、春谷庵梅園町、碧海郡高岡村大林の六ヶ寺庵を有し、尙同町松林律院及び幡豆郡平原最巖律寺は其所轄寺である。

寶物

- 圓光大師椽木坐像(文化年中知恩院の直影を模刻したる小像) 一體
- 開山徳巖和上木像(本然沙彌の感見、徳巖和上自ら開眼の坐像) 一體
- 和歌色紙(後陽成天皇宸翰) 一幅
- 釋尊寶號(後水尾天皇宸翰) 一幅
- 彌陀如來尊影(兆殿司筆) 一幅
- 授戒三聖像(月僊上人筆) 一幅
- 涅槃像(月僊上人筆) 一幅
- 祖師像(月僊上人筆) 一幅
- 隋煬帝迷樓圖(粟田口直隆筆) 一幅
- 西湖雨奇晴好圖(同筆) 双幅

右の双幅は、明治の初年、當寺第九世海印和上が、朱舜水より傳へし孔子

の聖像を、舊藩知事本多忠直に呈したる際、其謝禮として本多家より寄贈せられたるものである。

昌光寺開山德巖和上行實

師諱智高、字德巖、別號衣忍子、俗姓神谷、不知其系所出、越中伊波人、生而穎異、非常、至七八歲、心求出塵、然父母鐘愛、故峻言拒之、十二歲、春、堅志彌切、父母見其不可枉遂聽之、族叔岩察西堂、聞乞爲弟子、爲祝髮、受戒、性善習學、察嘆曰、此法器也、我凡庸奚能爲之師、送與加州金澤大圓巖雪上人、雪曰、此誠駿驥也、非吾朽索之所羈、冬十月、遂登東武、增上寺受業於雲臥僧正會下、六年之間、薰練淨教、年十七歲、從祐天僧正承一宗秘奧、五十五又從詮察僧正稟圓頓戒、親受許可、號聖蓮社明譽、時年十九、益研宗旨、博涉他宗章疏、享保庚子七月、綸旨賜香衣、壬寅、應請住三州貞照院、時際重興、修營房舍、宣揚宗風、放收得宜、道化彌盛、七之間、事務蠅集、師處之無難、易續不斷、念佛規定、六時禮懺、則自然曰、夫道有立本、本不立、則道不成、而佛之爲道、以戒爲本、若不精持、禪慧何依、於是尋師於京、首謁照臨靈潭和上、一見器許、改衣用鉢、列求寂班、稟善薩戒學、靡不精練、日持鉢乞食、常不居食、承和尙顏色、日夜陪侍、謁其孝誠、十九年四月十日、進具二百五時年三十八、自是習毘尼、不舍晝夜、善通持犯、驗諸身心、惟恐有不合、和尙嘆曰、我門可謂得人矣、十一月、和尙既寂、舉衆推師、令補處、住照臨半紀、厭市塵之近、拂衣而去、菴加州金澤、杜門謝客、惟道惟修、寬保癸亥、炭範上人請師、再住貞照、於是聲光流而難掩、來從者日多、師不復拒、暇則爲之講訓、授與菩薩戒、誓受日課、道俗如歸、師凡到處、必以弘宣戒律、荷負宗風、自任、故尾三二州有知崇戒法、知修念佛者、獨師功是賴、寶曆二年、以貞照讓弟

于玉淵比丘、去隱州之伊賀邑大槎菴、又於伊藤邑結一字、號常關軒、與世隔絕、如在巖穴、而行業彌峻、惡食菲衣、時或不繼、而晏如、躬持剛介之節、未嘗俯屈、時俗、清素澹泊、以榮名比腐鼠、以富貴視浮雲、每謂諸徒云、古人有言、求之不可得、却之不可卻、不可得、不可却、却者、聲利乎、世人不明、不省宿報、或祈神佛、不得則恨之、甚者、謗蔑交至、所謂服藥失度、而歸咎神農、縱火致焚、而反怨燧人者、非耶、子等慎樂清貧、勿染濁富、七年己丑、瀧山大善寺忍達上人、患東都律法之不振、苦乞師之飛錫、一爲津梁、於是師如武州、靈應上人時爲增上寺三千僧侶之學頭、侍師甚厚、延于寮舍、厚其供養、因依綠山、結制安居、就講事鈔、機辨如玉、走盤捷解、似鵬冲溟、篇聚開遮、渙然冰解、廓然霧披、一時耆宿皆來陪講、比安居之滿、既了上卷、明年又應請掛錫于鷲森菴、續啓講律、凡綠山座二十已下、請益者甚多、授受木又者四來、還查無不仰德崇說者、從是明戒之聲、藉甚當世、尾州橫江氏某、崇師甚至、爲師造一字於州之長江山、棄捨信費、極盡精嚴、其境周九百六十步、後連八津等諸峰、前對鳴海浦子頃、朝輝夕露、清澹明敞、亦足以增人之道氣、師夷猶其間、殆忘人世、十三年、三州伊賀神主柴田氏、請師於松林、施幾許田園、以盈香積費、永爲弘律道場、於是徒衆彌多、訓戒彌嚴、弟子宣達、忍道二比丘等、於岡崎城、欲爲師創一伽藍、諸施者相和、革師向所居大槎菴、遂成巨刹、昌光寺者是也、律有造寺之法、佛殿經坊、極命精麗、僧舍厨倉、趣得充事、令檀越營建、不違佛意、竣功之與衆共落其成、四來隨喜者、幾傾郡邑、集衆唱相、結僧大界、蓋令永世垂法、有際集衆得處、古豐城舊無律居、自此而始、其功不太偉乎、時明和五年戊子也、自爾講經行律、祝國牧衆、念誦有規、鐘磬續響、緇素欽仰、翕如也、人至則不問崇卑、賢愚、一以誠接、故雖農夫樵豎、漁父桑女、亦皆漸染佛法、以結勝緣、師所書佛名、往々有靈、今舉一二、紀州若山淡屋六右衛門者、女病顛狂、親族憂之、祈州之伊太貴會大明神、神降託曰、三州有高僧、從之受十念、則當得癒、親族有曾持師書佛名者、暫掛病者頸、則顛狂倏癒、見者莫不駭嘆、親族某者、來于三河、乞師名號、代受十念、師爲書名號一幅、與之、更書一幅、附某者、使納于神祠、時寶曆十一年八

光律寺の第七世となる、和上謙力精通、廣く内外の典を究む、最も詩文を善くし、菅茶山岡本花亭頼山陽等の諸氏と常に相唱和す、當時其道を好むもの往々過ぎて之を訪ふ、和上初雪洞と號し、中頃、拙菴誦帶庵蓋薇陀芥中等の號を用ひ、後花亭翁六言の詩句に依り、梅暎と改む、花亭記を作り之を贈らる、僧月僊又和上と親善、時々昌光律寺に來寓し、或は風月を談じ、或は道義を問ふ、傳へ聞く、月僊新に畫圖を作る毎に、之を紙片に寫し以て和上に贊を乞はれしと云、近隣の子弟其教育を受くるもの多く、隨侍の徒、皆詩文書畫を善くせり、明戒謙堂等、京都頼山陽の塾に入り修學せしもの數人あり、其詩稿を山陽の點削せしもの現に寺に藏す、書院に掲ぐる山陽の五律詩額は其在塾中の手本なり、天保二年辛卯九月廿三日壽を以て寂す、年五十七、墓は隣寺松林律院にあり。

茶山翁筆のすさびに、和上中秋無月の詩を載す、云く、

水霧山雲晚未收 風吹過雨入林頭

嫦娥今夜難堪冷 付與陰虫訴暗愁

和上又書に妙なり、來り請ふもの多し、曾て詩を録し、茶山に贈る、茶山其手書を返すを惜み、門人に書せしめ評を添へて返さると云。

遺稿あり、昌光律寺に藏し、未だ世に公にせずと云ふ。(寺傳)

昌光寺は月僊寺の名さへある位に、月僊のものが甚だ多い事は前にも述べた、さればこゝに月僊の略傳を掲げて參考とする。

月僊、名は玄瑞、字は玉成、寛保元年正月元日名古屋に生る、父は丹下八左衛門、七歳十歳とせるものもある、圓輪寺關通について得度した、其性繪を好み、暇あれば繪筆を弄した、のち江戸に出て、増上寺に寓し、かたはら書畫詩文を學び、特に畫を櫻井雪關に習つた、増上寺法

主妙譽、其技を愛して月僊の號を與へた、のち京に上り小松谷に幽居す、知恩院大僧正檀譽、屢々召見した、此間月僊は圓山應舉に學びたるが、のち雪舟の筆意を慕ひ、元明の古法に則り、與謝蕪村の風格を參へて一機軸を出した、三十四歳の時、知恩院檀譽の命により伊勢山田中之地藏町(今の中之町)寂照寺の住職となり、その衰頹を興した。

月僊の名著はるゝや、畫を乞ふ者甚だ多かつた、月僊はその揮毫を乞ふ者には、人物の高下を論せず、潤筆料の多寡を以てした、されば人呼んで乞食月僊と云つた(或はその畫く所の人物相貌の寂寥たる所あるより出でたる名とも云ふ、されど月僊は世の毀貶を顧みず、孜孜として毫を揮ひ、富鉅万を致した、かくして後、その蓄へたる資財は、全く之を寺門隆興と社會救濟とに捧げた、世人初めて、その志のある所を覺り、驚嘆措く所を知らなかつた、寂照寺は知恩院三十七世寂照知鑑の開きたる所で、榮松山と號し、天樹院(二代將軍秀忠の女、千姫)の位牌並に遺物を安置せる由緒ある寺であつたが、當時甚しく衰廢して居つたのを、月僊は山門堂宇の修築を竣り、輪藏を創建し、大藏經を購入して之に納め、更に五百兩を常備費として永代營繕料に充てた、ついで文化元年十二月には、貧民救恤基金として金一千兩を山田奉行に托し、同五年八月に五百兩を加へた、世に之を月僊金と稱へた、その他橋梁道路の修築にも力を致した、文化六年正月十八日寂年六十九、墓は寂照寺に在る、著書に、列仙畫贊、耕織圖、月僊畫譜等がある。

松林律院

松林律院

松林律院は瑞光寺と曰ひ、慶雲山又伊賀山と號す、伊賀町字南郷中六十三番

地に在り、境内五百二十一坪を有す。

寛文二年五月同町伊賀八幡宮の神主柴田刑部正照寛文十二年六月八日卒、松林院念譽愚玉居士の創建に係る、今本堂に正照夫妻の木像及び其位牌を安置してある、寶曆十三年同町昌光律寺の開山徳巖和上、柴田氏の請に依り當寺に入りて律院となす、爾來昌光律寺の所轄となる。

本尊は木造阿彌陀如來坐像である。

現今の堂宇には、本堂、庫裏、座敷、門、聖天堂等がある。

當院は前述の如く昌光律寺の所轄であるから、同寺住職が代々兼務して居つたが、明治十五年以來住職を置く事となつた。

聖天堂は、海印和上の建立である、海印は昌光律寺第九世、建立年代は天保の頃であらうと。

本尊は大聖歡喜天である。岡崎城主本多氏深く信仰あり、海印和上に命じて屢々祈禱せしめられた、又慶應元年閏五月九日徳川十四代將軍家茂西上の途次、大樹寺參詣中止の命ありし時、大樹寺の請によりて祈禱しければ、俄に參詣せらるる事になつたと云ふ。

此時、大樹寺入譽上人より、海印和上に宛てたる書狀が當院に現存してある。

地藏堂

地藏堂

地藏堂は伊賀町字愛宕下三十五番地に在り、境内二百五十二坪二合五勺を有す、同町昌光律寺の末庵である。開基は昌光律寺第九世海印和上の母連馨尼にして、文政十二年五月の創立である。爾來世々尼僧にて監守す、明治十一年五月十日据置許可となる。

本尊は木造地藏尊の坐像にして、もと碧海郡鷲塚村片山家より昌光寺開山徳巖和上に傳はりしものであると、此尊像に就て徳巖和上の記あり。

迦羅陀山地藏尊

地藏尊高舉五寸五分坐蓮華持寶珠及錫杖別有小像地藏尊乘華雲者一十三軀各高舉二寸五分許其中九尊持寶珠錫杖二尊合掌一尊持大鼓及杓一尊左手舉肩右手當腹卽是三州夏山與矢作千體之内也大小並是定朝作也又云小像十三軀者慧心僧都作也未知何是云々
堂宇には、本堂、座敷、庫裏ありしが、昭和三年改築の工が成つた。

春谷庵

春谷庵

春谷庵は梅園町字辨天十二番地に在り、境内二百六十四坪を有す、伊賀町昌光律寺の末庵である。慶應三年三月傳馬町の人春日井喜七の創建であつて、明治十三年三月十六日公稱許可せられた。以來世々尼僧住となる。本尊は木造阿彌陀如來坐像。現今の堂宇に本堂、庫裏、物置等がある。

西山深草派

第六節 西山深草派

大林寺

大林寺

大林寺は阜光院と曰ひ拾玉山と號す、魚町四十六番地に在り、境内千百三十六坪八合を有す、西山深草派誓願圓福兩寺の末寺である。開山は天盈良倪上人岩津村妙心寺二世、明應八年十二月十日寂すにして、明應二年岡崎城主松平彈正左衛門尉信貞の創立に係る、或云、始めは禪宗にして、光林寺と稱し、曆應元年

の開創なりと、松平紀伊守光重の文書に曰く(この文書の寫眞は第一卷に載す)光林寺屋敷爲替地妙大寺本成就院之屋敷出置候者也、仍て爲後日之狀如件、明應二年癸丑卯月十二日とある、然らば此説當れるものであらう。寺記に云ふ、

康正年中西郷彈正左衛門尉賴嗣岡崎所領之時、築于當城(異議有之、然所文正年中信光公之五男松平紀伊守光重、與于賴嗣異論、在之、光重終拉于彈正左衛門賴嗣、既賴嗣近邊逼塞而光重爲城主、然而後光重使長男松平左馬亮親貞任于城主、光重于時薙髮入道而稱名於榮金、其后隱于大草、然親貞以遺跡之所以、爲賴嗣之賢息、信貞且讓與此城、其節隨先父之名謂乎西郷彈正左衛門尉信貞、因于光重之緣、後稱松平彈正左衛門尉信貞、於此間有異説、其後年月久而亦築改此城、茲信貞欲造建善提之場、當城近邊、選乎地處、即以近于賴嗣之墓相定之、信服于妙心寺二世之住持天盈良倪上人、招請于岡崎、令此地開創佛宇、時惟明應二年也、輒號于寺院於拾玉山阜光院、大林寺、于爰安城之城、主清康公、與于西郷彈正左衛門互誇于權威不和、亂甚也、其時緇俗交、會議果敢而令隔情和睦、曾有于信貞娘嫁禮于清康公、從爾親切和融也、既信貞老成之故、讓城主於清康公、即退隱于城内、依乎信貞老耄、天命大永五曆七月廿二日、安然而薨、輒稱于法名於泰叟、昌安禪定門、大林寺開基營建之檀越也、清康公御嫡松平次郎三郎廣忠公、於于岡崎之御城御誕生、即彈正左衛門尉信貞之御實孫、異議有之、廣忠の實母は青木越後守貞景の女也、然廣忠公御成人被爲成、所々御武用之後、於岡崎之御城、天文十八年己酉三月六日、御他界、右御由緒之故、被召寄大林寺、照翁於御城、委曲被仰渡、尊骸入御于當寺本堂、末寺安養院開山儀、覺利支西堂奉致、沐浴、住持三世照翁上人奉送、燕香、薙髮之儀、則末寺光善寺開山本翁意、伯上人御繼之剃髮事畢、即御入龕備足、而御龕前之御法事奉執行之、當于大林寺境界之北、住持照翁并未寺寮舍引、拂送、行

而供奉尊龍於能見野、大樹寺燒香大林寺同奉招香云々。

とある。

享祿四年八月、松平清康制札を下して當寺の西門に建つ。天文四年十二月五日清康尾州森山に變死するや、遺骸を菅生丸山に於て荼毘す。是より先、清康の夫人春姫西郷彈正左衛門信真の女遁世して元能と號し、當山にありしが、乃ち乞うて其遺物を當寺に收めた、同十七年二月十六日元能尼歿す、法名を花嶽院殿芳月清春大姉と號した、同十八年三月六日、清康の子廣忠の歿するや、敵のその虚に乗するを憂ひ、密に遺骸を大林寺に移し、光善寺安養院等隨侍護衛し、のち能見の原に葬り、其肉髮爪及び肌付等を境内に納めた、是に依て、清康、廣忠、春姫の靈廟何れも當寺に存在するのである。

尙境内墓地に、西郷彈正左衛門賴嗣文明九年三月二十一日卒 法名光月高忠大禪定門 同信貞大永五年七月廿二日卒 法名泰叟昌 青山喜三郎忠世 天文四年十二月廿七日卒 法名根譽淨善居士 河合勘解由左衛門家忠元龜元年二月廿一日卒 法名親澄院勇譽 中島與五郎政成 天正四年十月四日卒 法名法守倫盛居士 徳川四郎義氏慶長四年三月十日卒 法名淨心禪定門 成瀬伊賀守國次慶長七年正月七日卒 八十一 法名寄雲院殿高月叟山居士 等の墓がある。

天正八年四月廿五日徳川家康當寺式目を定め、慶長八年九月十一日朱印百

石を賜ひ、同時に當寺の正門に下馬札を建てた。

第四世泰翁慶岳は、徳川家康の歸依僧にして、諏訪山誓願寺の開山である。第十世念翁清存は、寛永五年、方丈、茶之間、勤學之間、浴室、納所、寮、庫裏、客殿、庫裡之間、廊下、鐘樓、表門西裏門等北を造立し、第十一世貞翁傳徹は、寶永七年七月常紫衣の綸旨を賜ふ、第十二世滿空絶維は、寛文八年十二月十八日日本堂客殿を再建した。當時の境内は、寶永五年十二月の地圖に、東西百三十間餘、南北百間餘、四隣、東城内、南城内、西肴町、北木町と記してある。

本尊は木造阿彌陀如來坐像惠心作と曰ふにして、現今の堂宇に本堂明治十四年再建 庫裏明治三十八年再建 廊明治四十年再建 鐘樓鐘銘萬治三年再建 地藏堂天正十九年中吉政創立 享和二年廿四日再建 厨屋大正十二年再建 物置、門等がある。塔頭は、もと運照院、受福院、福正院、安勝院、正受院の五ヶ院國名勝志に塔中七箇院とあるは誤也、恐らくは安養院、光善寺を加算せしものであらう。

ありしが、運照院、受福院、福正院は明治に至りて廢せられ、安勝院は明治十七年東加茂郡岩谷村に移り、正受院は同廿五年同郡羽布村に移りて、今は全く此地に跡を残さぬ。末寺には、安養院同光善寺町 寶性院岡崎市 洞樹院東加茂郡下應聲院 堀村久木の山村東大沼 五箇寺がある。

寶物

- 常紫衣御繪旨 一通
- 世良田清康書翰 一通
- 板倉勝重書面 一通
- 世良田清康制札 一枚
- 下馬札 (慶長八年德川家康下附) 一札
- 德川家康式目 一卷
- 緣起書 三卷
- 曼荼羅畫像 (傳曰惠心筆) 一幅
- 涅槃畫像 一幅
- 布袋畫 (狩野光賴筆) 一幅
- 水野忠善書 (寛文四年八月附) 一幅
- 開基良倪參內衣 一具
- 獅子頭石 (德川家康命名) 一個
- 善導大師木坐像 一體

參考

圓光大師木坐像

一體

禁制

參考

三州額田郡能見郷

拾玉山大林寺境内

- 一、伐採山林竹木之事
- 一、陳取放火之事
- 一、殺生之事
- 右條々於違犯之族者可處嚴科者也仍下知如件

享祿四年八月

世良田次郎三郎清康花押

三州大林寺常紫衣被仰付候
勅許候之様傳奏衆迄可被申
入候恐々謹言

寛永七寅七月廿六日

井上河内守正岑(花押)
大久保加賀守忠増(花押)
本多伯耆守正永(花押)
秋元但馬守喬知(花押)
土屋相模守政直(花押)

松平紀伊守殿

參河國岡崎大林寺住持

代々令聽着紫衣奉祈

國家安全寶祚延長

不可混余寺者

天氣如此悉之以狀

寶永七年七月廿六日

右 大 辨(花押)

貞翁傳徹上人御房

大林寺領之事

參河國額田郡八町村之内百石任先規所寄附也並寺中諸役令免許訖者佛事勤行修造等不可有懈怠之狀如件

慶長八年九月十一日(朱印)

昔岡崎之御守護者西郷彈正左衛門殿と申候、此御代に今之御城普請出來仕候、即大林寺開基檀那、御遠行は大永五乙酉年七月廿二日、法名者泰叟昌安と申候、此御城御開基故、彈正左衛門殿御忌日に者、當寺住持伴侶拾人宛に而致登城御持戒毎月御座候處に、信康様之御代に、鳥居伊賀守下知として、六名村今なはてと申所に而靈供田六反御寄進之後者、登城を認め、大林寺にて持戒仕候、依之此御城主としては、泰叟之御位牌前へ御報謝御座候事御代々無相違候、雖然近代者何も御無沙汰に罷成候

天正十五年七月廿二日

譽 翁判

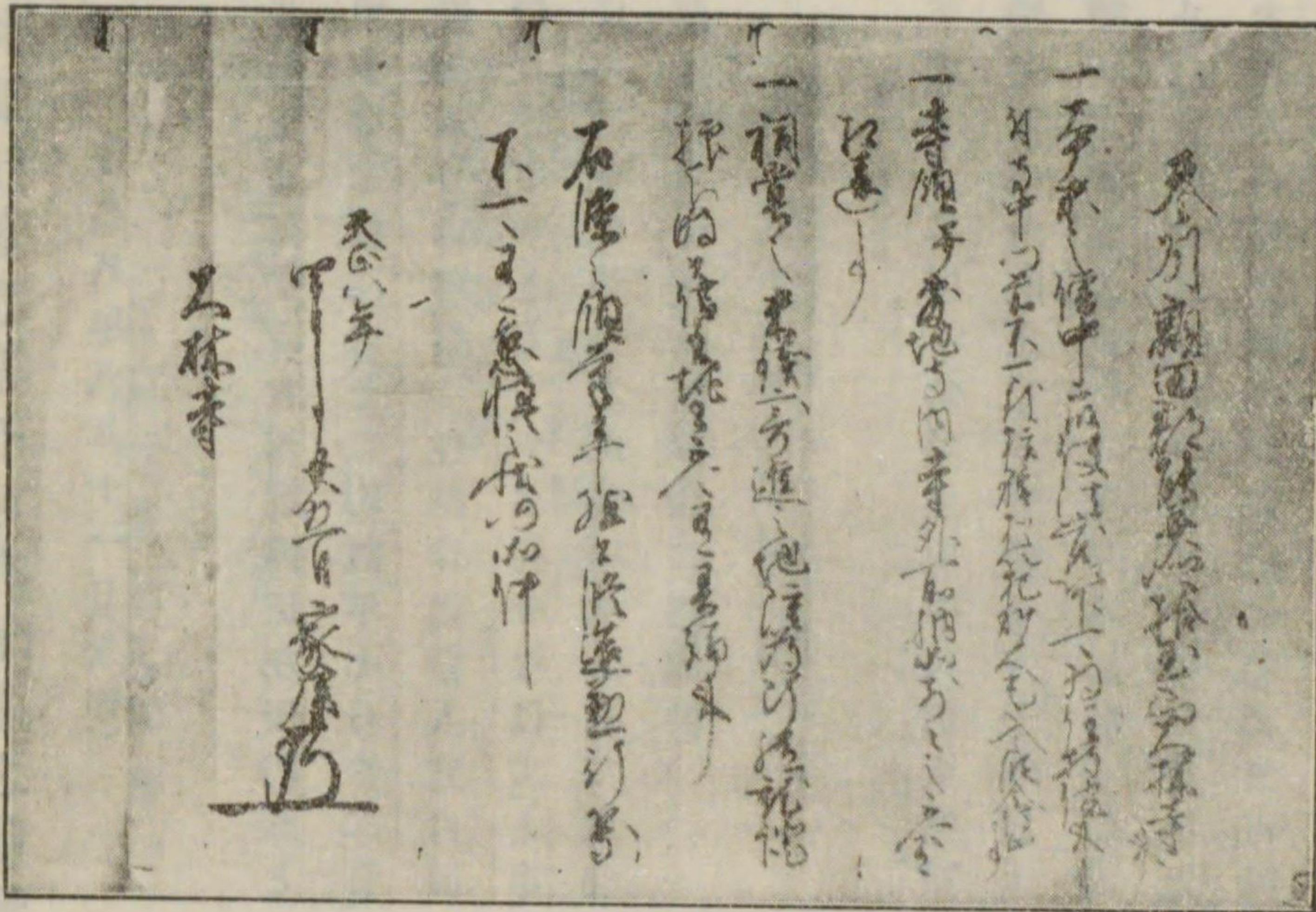
天正十九辛卯年當城主田中兵部大輔殿、大林寺欲移于明大寺村、至日限期、其夜城中有饒鉢之響、并僧衆讀經之聲不知幾千万、千時城主帶劍戟出庭上、則忽無音無迹也、入閨室則如始有饒鉢讀經之聲而未止、依之翌早朝普請奉行高田仁右衛門者爲使者、依上件奇異之事、寺所替之儀、思止之旨、令住持某申告、依之寺中爲安堵之思、彌於鎮守本尊開山之靈前、香華燈明之懇志、無怠慢者也、尤奇異之事也、故爲後代記之、倍可勵佛事勤行者也

大林寺八代

譽 翁判

天正十九辛卯年十一月十日

書置之事



德川家康式目

一從大林寺逮于伊賀近邊皆原野之荒地而號能見野往昔大林寺所領從家康樣御拜領之境内也廣忠樣之御火葬場於彼地于今現在從大林寺者御驗之松迄密邇而三町計其頃者木町裏無境堀當城田中兵部被致自由爲要害木町裏堀外堀依之近年今之境内狹小成來予老衰故不及力空過光陰無念之至也後住之僧努力々々駿河樣へ御訴訟可申者也

十月廿八日

譽翁判

御式目之寫

三州額田郡能見郷拾玉山大林寺事

- 一本末之僧中衆役法度以下可爲住持儘事
- 付寺中門前不可致狼藉猶以犯科人走入之段令停止事
- 一寺領並敷地寺内寺外取納如前々不可有相違事
- 一祠堂之米錢寄進之地雖爲斷絕就證據分明者借地主不可有異論事
- 右條々領掌畢然者修造勤行等不可有怠慢之狀仍如件

天正八年四月廿五日

家康 (花押)

大林寺

一光月高忠大禪定門

西郷彈正左衛門尉賴嗣

每月廿一日待夜當日

眞身觀 一卷

御墓參舍利禮 三卷

一光忠院榮金居士

松平紀伊守光重

每月廿八日待夜當日

眞身觀 一卷

御墓參舍利禮 三卷

一西郷左馬助親貞之靈

法名年月未詳

每月廿八日待夜當日

眞身觀 一卷 但用榮金之名日

一、泰叟昌安居士

西郷彈正左衛門信貞

毎月廿二日待夜當日

觀經 一卷 一山大衆齋會
眞身觀 一卷 七月廿二日施餓鬼執行

一、善徳院殿年叟道甫大居士

世良田次郎三郎清康公

毎月五日護念經 一卷 但十二月五日一山闍梨齋會
御廟前彌陀經 一卷 七月五日施餓鬼施行

一、華嶽院殿芳月清春大姉

同北之方於波留様

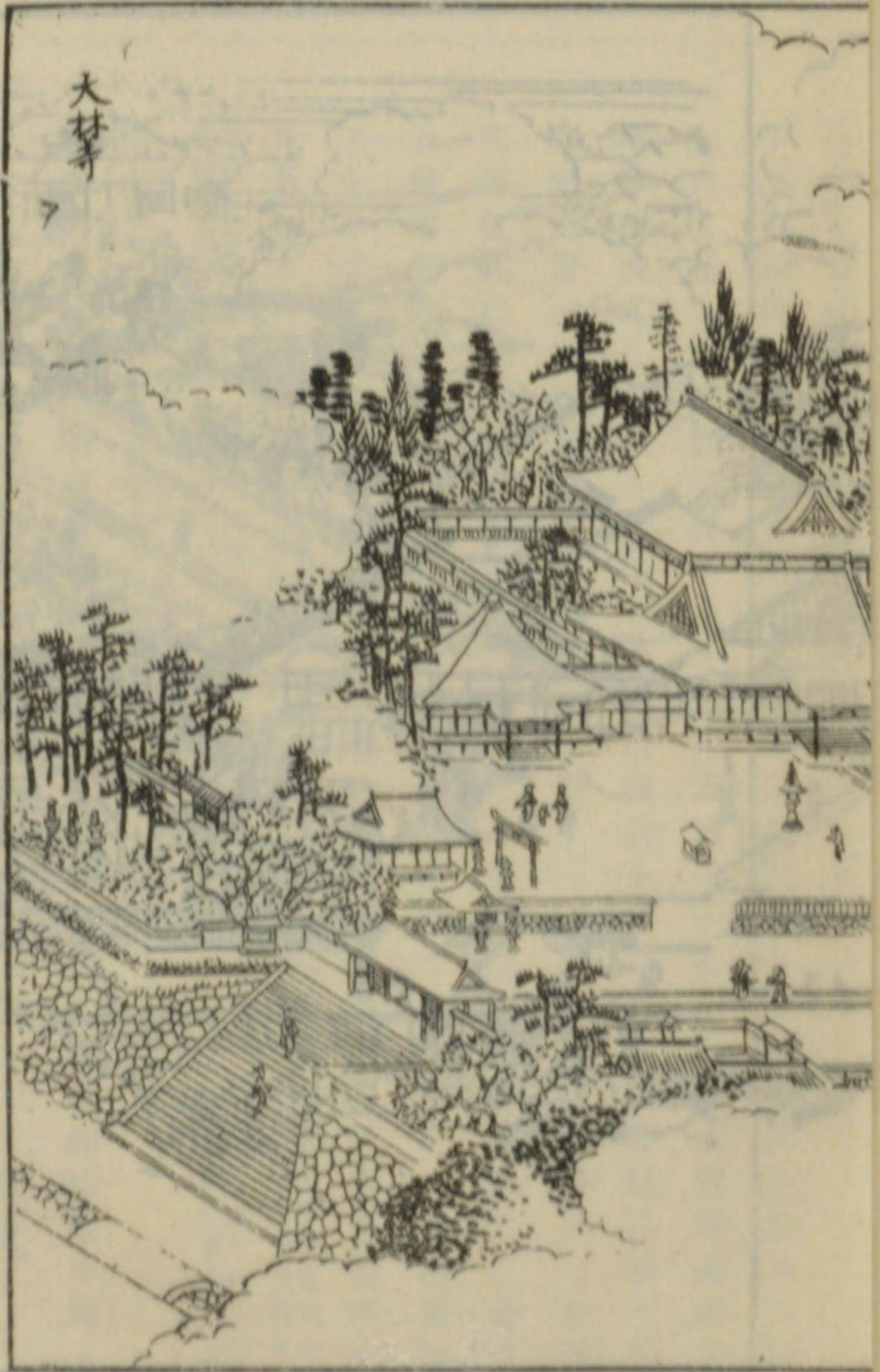
毎月十六日護念經 一卷 但二月十六日一山大衆齋會
御廟前 彌陀經 一卷 七月十六日施餓鬼執行

一、瑞雲院殿應政道幹大居士


松平次郎三郎廣忠公

毎月六日護念經 一卷 但三月六日一山闍梨齋會
御廟前彌陀經 一卷 七月十六日施餓鬼執行

上來七靈儀者當山大檀那也永代御供養如定式不可懈怠者也但平日御廟之掃除付七月七日靈前之御燈籠等如御膳記可守之（以上大林寺舊記）
拾玉山大林寺淨土宗京都圓福寺末寺領百石賜常紫衣參河十二ヶ寺の其一なり或は阜光院と號す材木町に在り。



大林寺




(筆堂河貫) 寺善光、院養安、寺林大

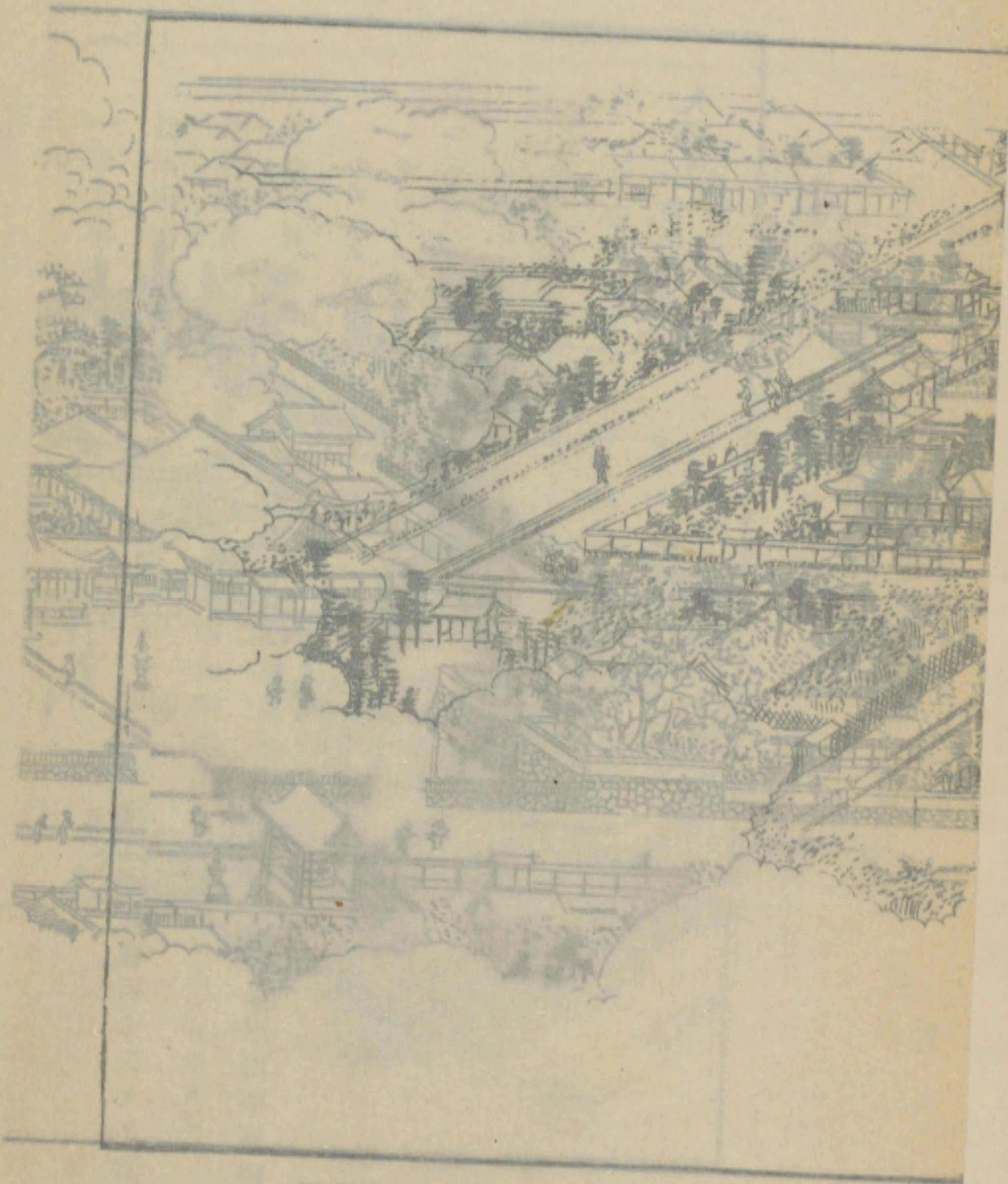
一なり、或は阜光院と號す、材木町に在り。

當寺は康正二丙酉年西郷輝正左衛門尉賴國新編を授玉上時の奉還に
 あり、其後天文年間廣忠公御他界の時兵亂中よるり御心配りたるに
 上人と稱して尊號を院中へまかに大林寺へ遷す事あり、其後
 徳川氏御代に於ては、

大林寺



大林寺、安養院、光善寺(貫河堂筆)



大徳寺、安養院、光善寺、大徳寺

當寺は康正二丙酉年西郷彈正左衛門尉頼嗣岡崎城を築玉ふ時の草創なり、異議有之其後天文年間廣忠公御他界の時兵亂中よろづ御心配あれば照翁上人と議して尊骸を夜中ひそかに大林寺へ移し奉り、安養院光善寺等隨侍御密葬式これあり、御焼香は即ち照翁上人なりと、兵亂既に治り、公の御葬禮は當山境内能見野といふ所に於て、一山の僧衆龜を供奉し、大樹寺上人出仕、共に御焼香引導執り行はれけり、御中陰の法事等嚴重に命ぜられ、大神君御在城の時は、月々當山御牌前御拜禮これあり、かゝる御法縁のうとからざるを以て、寶永七庚寅年當山十六世貞翁上人代、御菩提所に列し、常紫衣を賜ふ、參河國名所圖繪に曰ふ、淨土宗へ紫衣を賜ひしは寛永年中、台徳公の御賢慮にして、御先祖の御由緒有之寺院へ許されしより初るなり、新田大光院、駿府寶臺院、三州高月院、信光明寺、妙心寺、大樹寺、松應寺、當寺等皆一所に仰付られしなり、此時京都圓福寺は黄衣にてありけるが、妙心寺、大樹寺、紫衣となりしかば、本山の黄衣いかゞなりとて、妙心寺、大林寺より願ひ申出により、尤と思召、共に紫衣を御免ありしとぞ。

以來御代替り、住職繼目年頭御禮に幕府に拜謁し、殊に御時服を賜ふ、これすなはち當山の奇特にして、累世住侶交代の永式となす云々。

紀宮大明神祠

寺記に曰ふ、往昔此祠城中に在り、後當山に移すと、鎮火の靈神也、例年十二月十七日より同廿四日にいたり、祭日とす、其間寺内坊中酒を禁ず、十日酒かためと稱し、一山衆徒集會し、胡葱、蒜、凍を食、酒を飲、團子汁にて飯を食、それより酒道具を洗ひ納て、寺内の者奴僕にいたる迄、他所にて

も酒にて製したる物まで食する事を不許、若し誤りて一山集りて酒を果して火の災を得るといふ、廿四日御酒開と稱し、始め誤りて一山集りて酒を酌む、此時は豆腐の田樂の外、盤味なし、是れ例式なり。

天滿天神祠 神祭 八月廿五日

辨財天女祠

地藏菩薩堂 安石像

不動明王

金毘羅大權現 神祭十月十日

愛染明王

念佛堂 一名彌陀堂、一名御祈禱殿、一名藥師堂

寺中七箇院 二院斷絶して今五ヶ院あり

受福院 開基信岳貞運沙門 元和七年八月十五日寂

福正院 開基日譽秀存沙門 寛永十七年四月二日寂

正受院 開基尊阿照翁上人 永祿六年九月十一日寂

安勝院 開基念翁清存上人 寛文五年五月廿三日寂

運照院 同

(以上參河名勝志)

(天文十三年十二月十三日)岡崎に着たり、安部大藏など知人尾張界まで出陣の事あつて未だ不歸、大濱よりは申遣たれど不届や有けん、留守にもいひ置かず、途中のさまよひも迷惑の程にて、孝順このあたりにあるらん、尋よといふ程に、ふとあひたり、大林寺金剛軒といふ所に同道したり、この旅ね不辨又其興あり、軒主馳走おもひもかけぬ、煩どもなり云々。(宗牧の東國紀行)

文化二年四月改岡崎神社佛閣御朱印除地明細書

御朱印地高百石京都圓福寺末淨土宗拾玉山大林寺

一、御廟並境石垣御修覆被仰付候

善徳院殿様御廟

一、瑞雲院殿様御廟

華岳院殿様御廟

一、境内御祈禱殿一ヶ所

一、客殿一ヶ所

一、境内鎮守社一ヶ所

- 一、清康公様御制札
- 一、門前下馬札本堂前下乘石
- 一、寺中五ヶ寺、安勝院、正受院、福正院、受福院、運照院
- 一、寺領大林寺表門北、白山社秋葉社二ヶ所
- 一、境内名木名水無御座候
- 一、右大林寺之儀、江戸より往還左之方宿内下肴町より地先續き門土臺迄、東え三十三間餘引込、寺領百姓家二十二軒

安養院

安養院

安養院は金田寺と曰ひ、照光山と號す、魚町四十二番地に在り、境内四百六十七坪一勺を有す、同町大林寺の末寺である。
 もとは能見村にありて、開基を義覺利玄天文廿二年三月十二日寂と云ひ、金田惣八郎正祐菩提の爲めに徳川家康の創立せられしものである。慶安元年徳川家光より寺領十石の朱印を賜ひ、後今の地に移つた。

金田氏

彌三郎

正興

上總國勝見城に住し、大永年中本國を去つて相模國愛甲郡金田郷に住し、後、參河國幡豆郡一色村に移りて信忠清康に仕ふ。

正賴

孫三郎 與三左衛門
清康に仕ふ

正房

初賴房 小太郎 與三左衛門

廣忠に仕ふ、後、家康に近侍す、天文十六年家康に從ふ、この時、戸田家康に謀り、送るに内通房大し、途に驚き、竊に害せらる。奪還す。

宗房

松平三郎太郎康元に附せらる。

正祐

惣八郎

廣忠に近侍す、天文五年九月六日、參河國上野の役、戦死す、年二十二、法名照額、田郡能見村の宅地に葬る、金田家康の號し、領を寄附せらる。慶安元年、大に、院より、寺領十石、按に、元眞とあるは、誤であらう。

祐勝

惣次郎 惣八郎 實は正房の三男
正祐が嗣となる

(寛政重修譜に據る)

附云、參河聽視録の安養院の條に、金田惣八郎正祐墓、永祿六癸亥年九月六日三州山中郷中芝にて戦死、法名安養院殿碧鳳昭觀居士とある、永祿六年戦歿の由は、恐く誤つたのであらう。

本尊は木造阿彌陀如來坐像春日作と傳ふである。現今の堂宇には、本堂、庫裏、座敷、玄關、土藏、物置、長屋、鎮守堂、惣門等がある。

寶物

藥師如來木坐像 (傳曰、弘法大師作)

一體

善導大師畫像 (曰、自畫自讃)

一幅

阿彌陀如來畫像 (傳曰、源信筆)

一幅

阿彌陀如來木立像 (傳曰、春日作)

一體

地藏菩薩木坐像 (金田家寄附)

一體

參考

參考

參河國額田郡安養院領同郡能見村之内十名任先規寄附之訖全收納並寺中諸役等免許如有來永不可有相違者也

慶安元年七月十一日

光善寺

光善寺

光善寺は泰榮山と號す、魚町五十五番地に在り、境内六百八十六坪を有す、同

町大林寺の末寺である。

開山を本翁意伯

俗名仁藏と云ひ、鳥居伊賀守忠吉の男にして、後に幡豆郡道目記村上圓寺の住職となる。

と云ひ、永祿三年九月

二日松平和泉守親乗の母久姫(久)

永祿四年八月二日歿す、法名常在院桂室泰榮大姉

の創立にして、後に寺

領五石を附せられた。寛永十七年參河八名郡村々高帳に、高五石、光善寺領

八町村と記し、明治二年參河國岡崎藩村高書付に、高六石九斗二升拜領地光

善寺領、岡崎町廻りと記す。參河名勝志に云く

泰榮山光善寺 淨土宗、西山派大林寺境内にあり、開山本翁意伯上人、文祿

三甲午年九月朔日遷化。

當寺は源清康公の御妹久姫君、初め三州加茂郡足助の住人鈴木彦三郎に

嫁し、御不縁の後同國大給村の松平源次郎へ御再縁あり、(隨念寺の條參照)是則松

平源次郎親乗の母公なり。大林寺境内に一字御建立あり、光善寺是なり

云々

寛政七年十月十七日、第九世律空天及の時、本堂を再建した。

本尊は木造阿彌陀如來立像惠心作と傳ふである。

現今の堂宇には、本堂、座敷、庫裏、土藏、地藏堂、觀音堂明治四年同町内より境内に移す、總門 大正三年四月十八

日建等がある。

場内に鳥居伊賀守忠吉及び同彦右衛門元忠等の墓碑を存す、是は當寺開山本翁意伯俗名鳥居仁藏及び第二世頓翁意傳俗名鳥居孫八鳥居氏の出なるを以て、菩提の爲め建てしものであらう。

参考

大林寺寺中光善寺領五石八町村之内にて於御渡入候者重而可致勘定候彼屋敷之儀者五石之外に而御座候可有其心得候恐々謹言

十月廿日

伊備忠次判

長忠左様

中半右様

誓願寺

誓願寺

誓願寺は、泰翁院と曰ひ、諏訪山と號す、梅園町字虎石九番地に在り、境内千三百二十坪を有す。西山深草派誓願圓福寺兩寺の末寺である。開山を泰翁慶岳と云ひ、永祿九年徳川家康の官位勅許に就いて斡旋する所

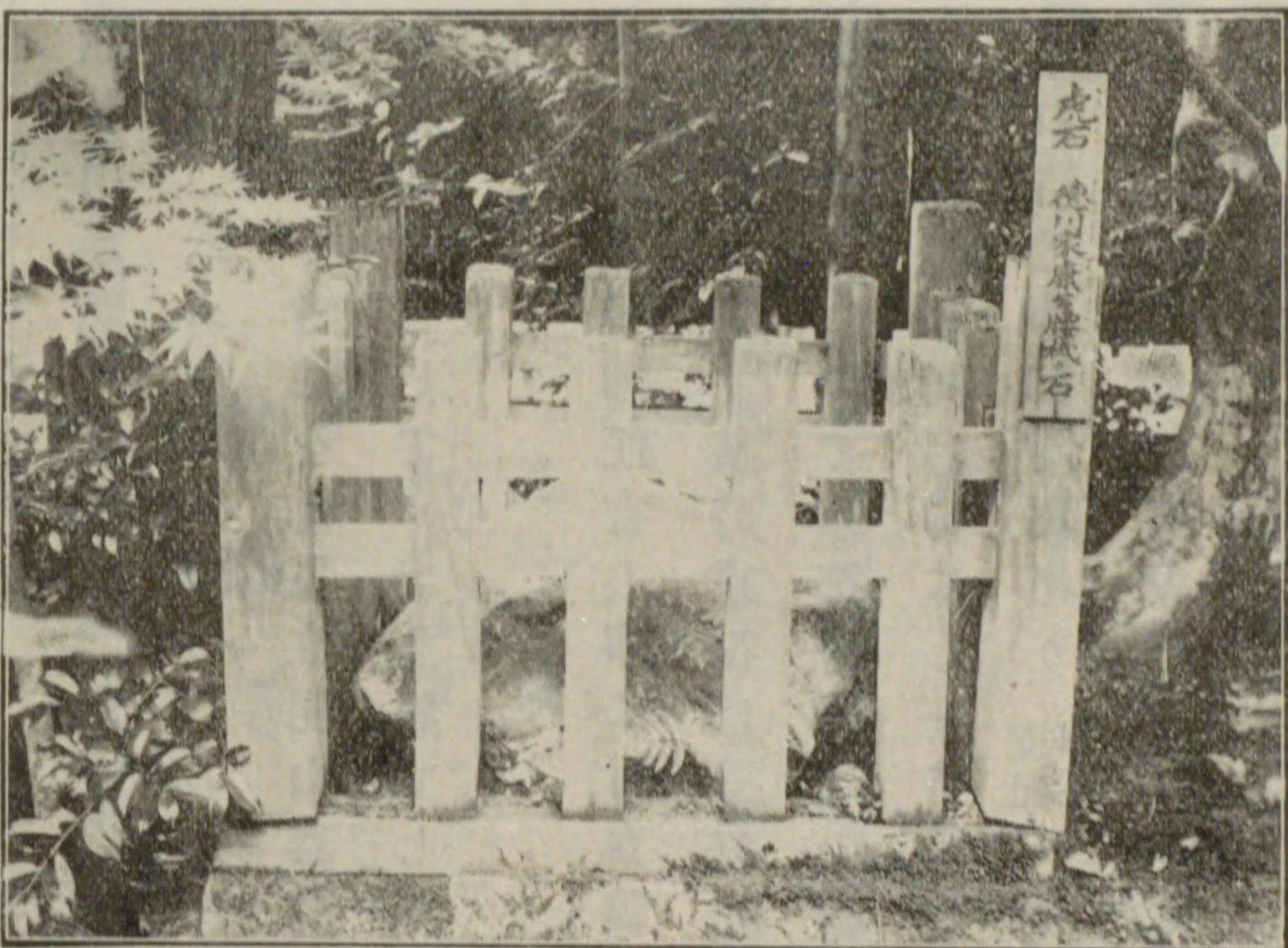
があつたので、家康之を徳とし、乃ち泰翁の爲め此地に一字を建立した。是れ即ち當寺の開創である。參河國名勝志にいはく。

諏訪山泰應院誓願寺 淨土宗西山派圓福寺末寺領十石。

寺記に云ふ、岡崎御城の良の方に諏訪の神祠あり、大神君御參詣の時、社地に隣りて寺地を御見立、開山泰翁に命じ、御城鎮護の爲め、且つ天下泰平の御祈禱所として、一寺を建立し玉はる。依て諏訪山と號し誓願寺と名づけ玉ふ。

按に、大神君御任官の事に付、泰翁御用向を以て竊に上京す。初め京都誓願寺に住職す、其時京都は三好松永等の亂によつて本國へ歸り、隱棲の時、御内約によつて京都誓願寺の檀家勸修寺殿へ參し、御用向相濟しかば、京都誓願寺と同名になし、一寺御建立あり、其後深草派參河十二ヶ寺の列に入れ、寺地等御附屬あり、寺記に曰く、慶岳へ寺領等寄附の沙汰ありしが、辭退せしを以て、弟子慶源に五十石を與へらるるとあり、慶源は塔頭の善重院に住居す、慶源死後は善重院も斷絶す。尙塔頭に福聚院あり、大領二石を寄進したるが、これも今は絶えたり。須賀五郎左衛門康高寺

其後慶安元年二月當寺六代目の住持寺領拜領すと云ふ。



虎石

庭前虎石 御紋付御幕 同焼燈
 同打敷 同香盆 獅子香爐 此
 數品今に存在す
 慶長年中伊奈備前守忠次黒印十石
 を附し、慶安元年二月廿四日徳川家
 光寺領十一石餘七升八合^{三斗}の朱印を
 賜うた。
 天保十年十月十日、本國名産花崗石
 を以て一丈六尺の地藏尊を建立す。
 臺坐を合せ、其高さ三丈餘の大佛である。岡崎の大地藏と云
 ふは是である。
 安政四年回祿に逢ひて諸堂宇悉く
 烏有に歸し、文久三年本堂を再建し

た。

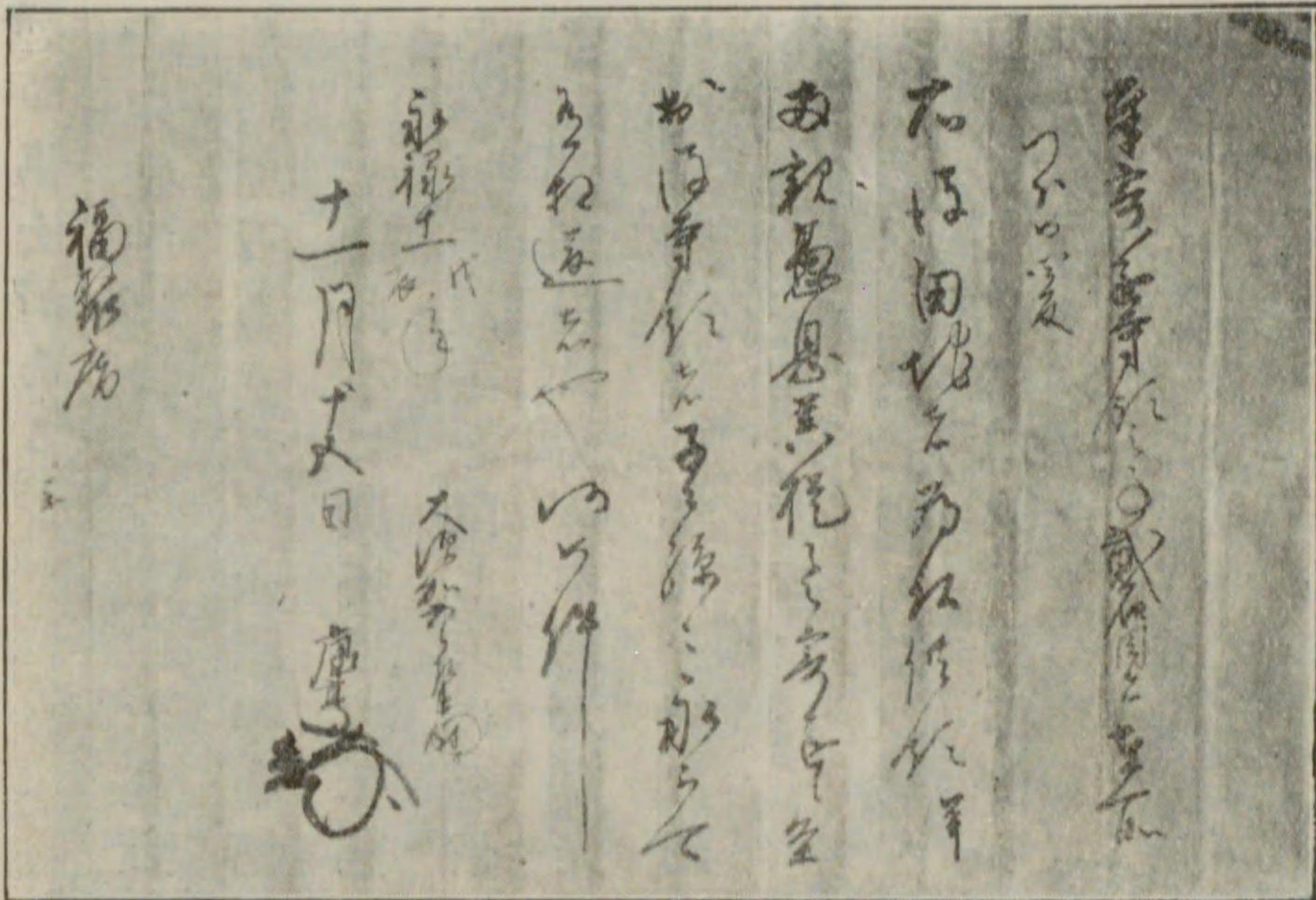
本尊は木造阿彌陀如來坐像元祿十一年十二月十五日寺部孫右衛門寄附にして、享保元年仲冬大河原藤左衛門寄附の脇士がある。

現今の堂宇には、本堂、地藏堂、座敷、納屋、鐘樓、門等がある。
 境内に虎石あり、こは永祿年中徳川家康、此山諏訪明の地の地に遊びて半弓の稽古ありし時、此石に腰掛けて休憩せられしものである。當時泰翁此邊に住せしを以て、溢茶を献じ、大に懇信があつたと云ふ。
 尙當寺の鳴鐘は、始め本郡大草光明寺にありしが、後西郷彈正左衛門之を岡崎城中に移し、更に年代を経て此寺に寄進したるものであると、無銘なるを以て鑄造の年代が明でない。

寶物

- 徳川家康官位に就て京都よりの書狀 二通
- 足利義輝消息 一通
- 大須賀康高寄進狀 一通
- 慶岳上人遺書(自筆) 一通
- 徳川家康 短冊 一

参考

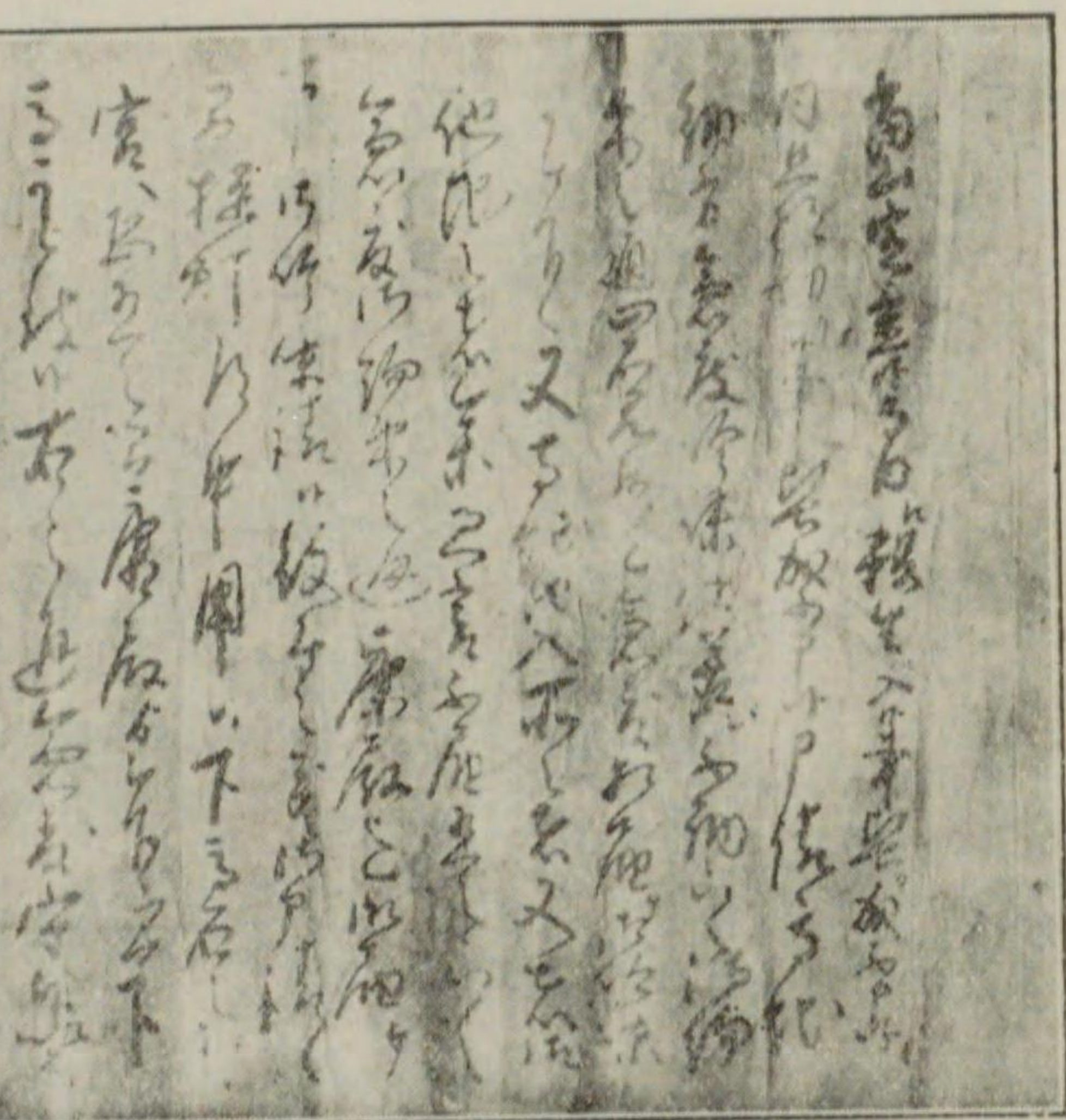


大須賀康高福聚庵寄進狀

一、當寺開山泰翁慶岳上人者、三州岡崎之出生也、出家修學之後、同所大林寺に致住持、其後洛陽誓願寺へ被致轉住候、永祿年中、誓願寺を退き、生國故三州岡崎へ歸國仕、當分隱居所も不相定候、故法類之方に罷在候内に、權現様御召出、段々御歸依不淺、岡崎良之方之山に元より諏訪明神之小社有之、此山に一寺被遊建立、泰翁に被下置、即諏訪山誓願寺と山號寺號被下候、依之鎮守者諏訪明神に而御座候事

一、權現様御官位等之儀に付、被遊奏聞度儀御座有、泰翁儀は久敷京誓願寺

に住職、年々被致參内禁裏之儀能々被存、公家衆に懇志之方多有之に付、泰翁に被遊御内談、泰翁致上京傳奏衆



慶岳遺書

え申達候得者、松平家御先祖之御尋有之に付、三州へ罷歸重而弟子慶源を差上せ、徳川御系圖之儀傳奏衆へ被申達候、則勅許有之、權現様被遊御滿悅、泰翁之働御稱美之由に御座候、其節從傳奏衆、泰翁へ御差下之御狀、于今誓願寺重寶に罷成御座候、即其狀之寫

先度如申勅使之儀にて抑留候處切々被仰出候可有如何候哉馳走候様御異見肝要候次、松平家之儀徳川之由慶源申候彼家之儀は昔

家來候き定て其國にも可爲分別候如此申通事寄特被存候自然は望等之

儀候は随分可合馳走候猶慶源可申候也狀如件

將又先度は見事之馬到來尤祝着別て秘藏候自然又早馬候は望に存候様體慶源可申候又息竹千世へ回瓶並小鷹之尾袋下申候可然様被成專一候猶々禁裏之儀急度鳥居竹田法眼被申談才覺肝要候

十二月三日

花押

誓願寺

(この寫眞は第一卷參河八代の條に掲載)

一、勅許之時、從傳奏權現様え被遣候御狀之寫

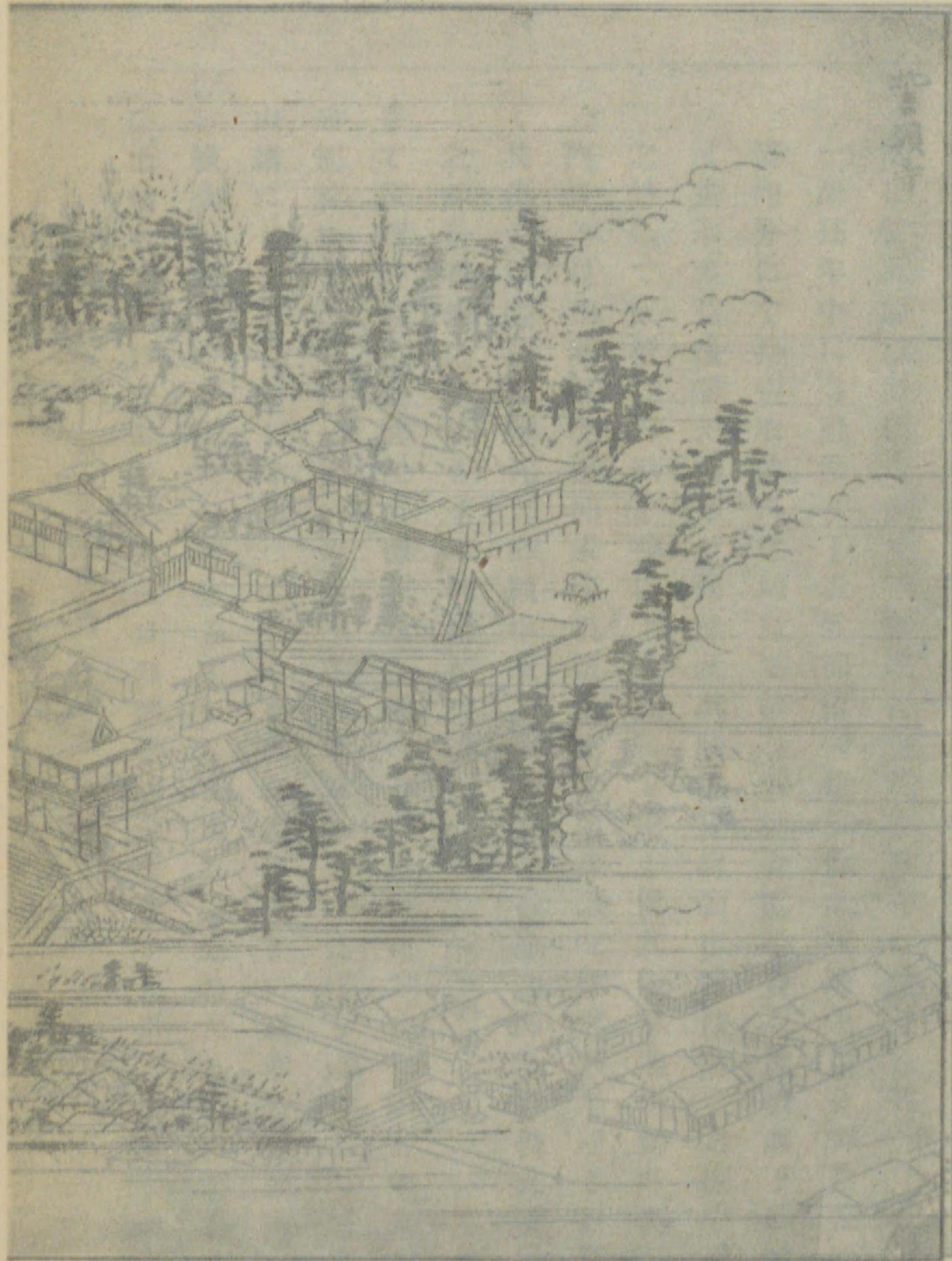
改年之吉兆珍重々々更不可有休期候、抑徳川之儀令執奏候處、勅許候、然者口宣并女房奉書申調差下之候、尤目出度候、仍太刀一腰進之候、誠表祝儀斗に候萬々歲可申通候也狀如件

正月三日

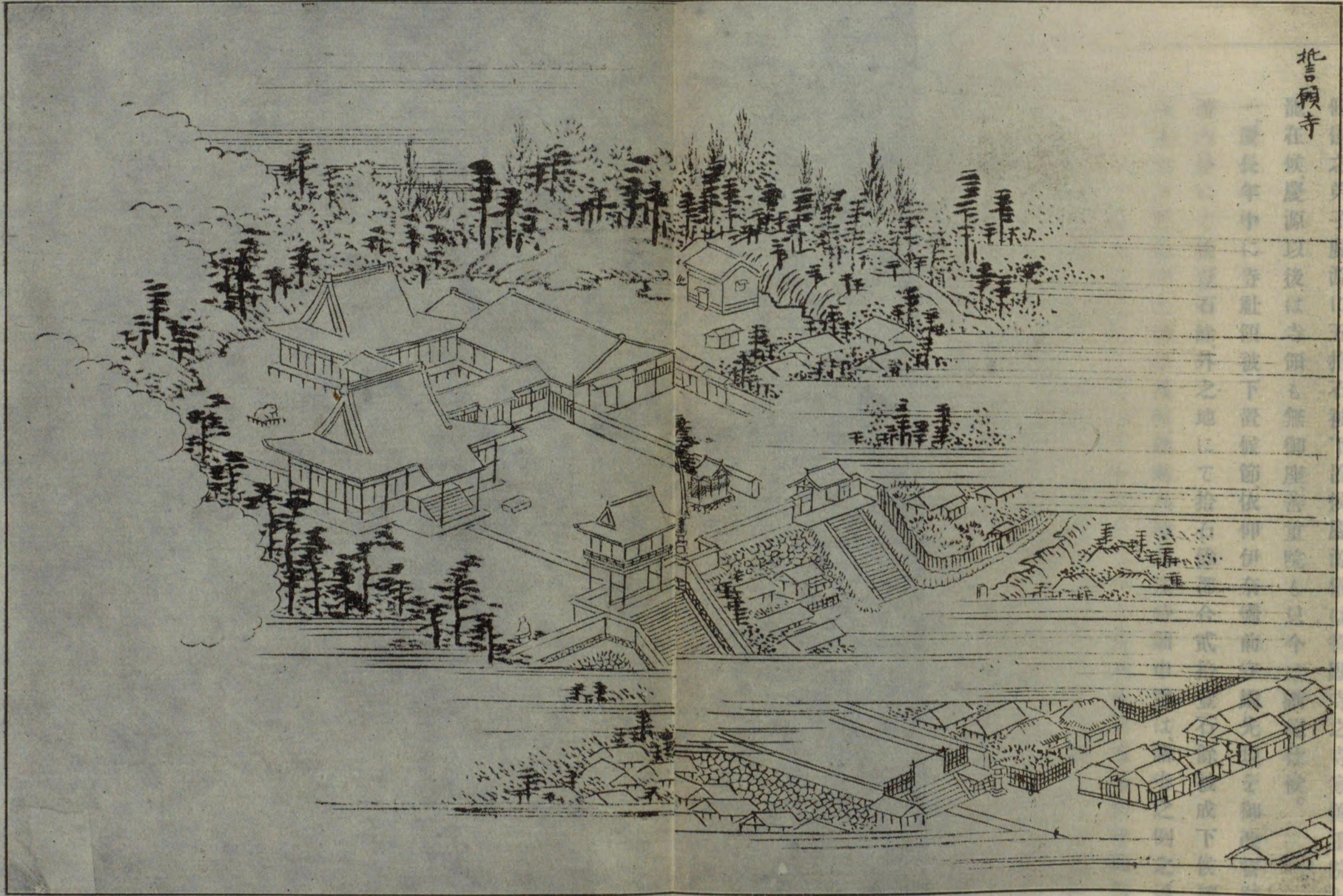
花押

徳川三河守殿

一、權現様御系圖等勅許之後、泰翁え御褒美可被下置之御上意御座候處、泰



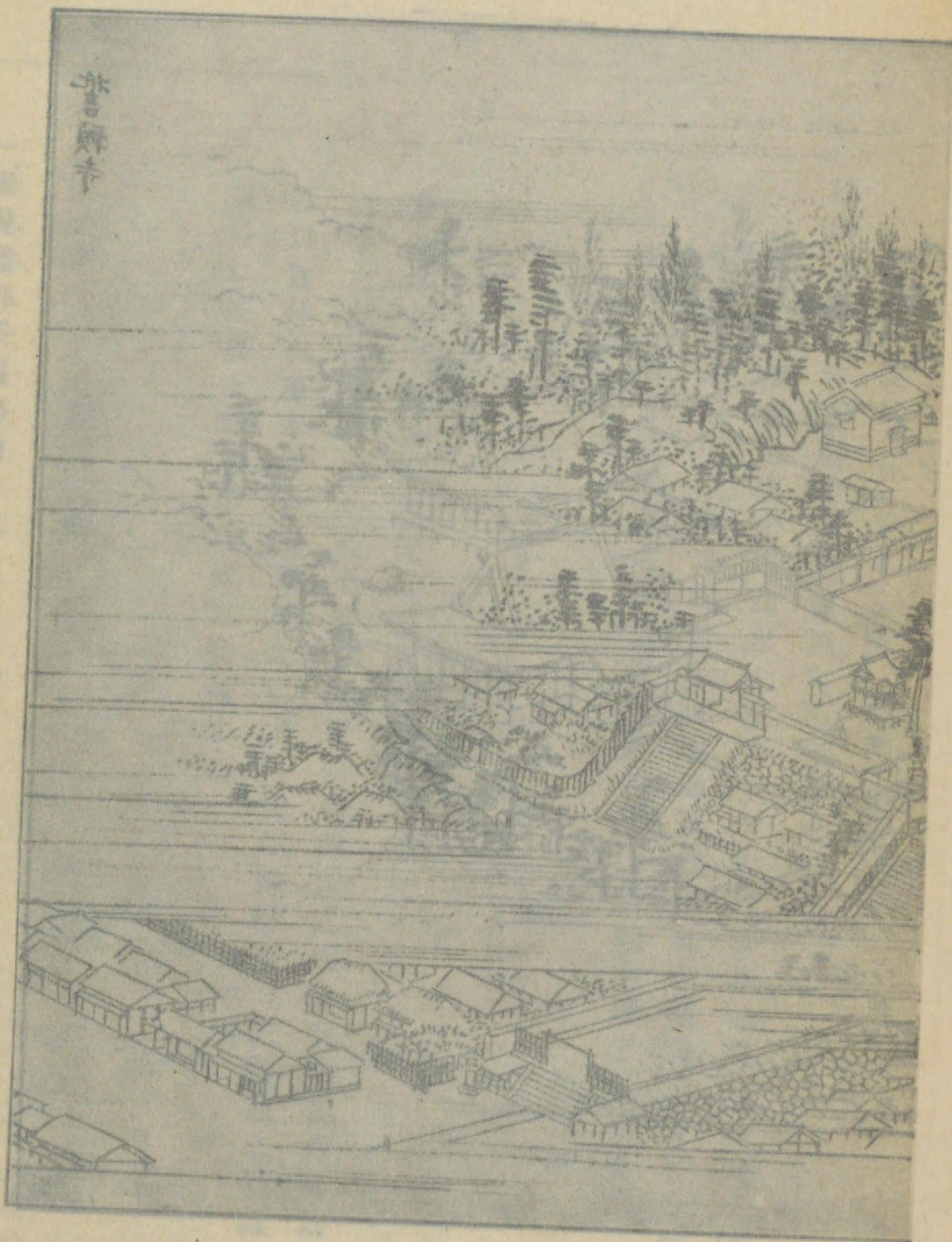
寺(誓願堂)



誓願寺

誓願寺 (貫河堂筆)

東言之時從傳奏權現様之被遣候御狀之寫
 改年之吉兆珍重々々更不可有休期候、抑徳川之儀令執奏候處、勅許候、然
 者口宣并女房奉書申調差下之候、尤目出度候、仍太刀一腰進之候、誠表祝
 儀斗に候萬々歳可申通候也狀如件
 正月三日
 徳川三河守殿
 花押



誓願寺

誓願寺

翁隱居之身殊に一寺御建立被成下難有奉存候此上之儀は達而辭退申上候依之弟子慶源に五拾石被下置候慶源儀は誓願寺之寺家善重院と申に罷在候慶源以後は寺領も無御座善重院も只今は斷絶仕候。

一慶長年中に寺社領被下置候節依仰伊奈備前守殿先規を御改誓願寺領境内分にて拾壹石餘外之地にて拾石餘都合貳拾壹石餘被成下候旨岡崎城主本多豊後守え御申渡候然處其時之住持願申旨は諸寺之例之通境内之外にて貳拾壹石餘を被成下候様にと申上候其儀早速不相叶御訴訟仕内に年月相延權現様御朱印頂戴不仕依之台徳院様之御朱印も無御座候其後大猷院様之御代に御願申上境内分拾壹石餘之御朱印被成下候寺内之外拾石餘の水帳も干今御座候以上

(誓願寺由緒書)

さて家康の叙位任官並に徳川氏と稱せる事については誓願寺の泰翁慶岳の周旋によれる由は第一卷第三編第二章家康の條にも述べこの誓願寺の由緒にもしるす如くであつて要するに泰翁が先きに京都の誓願寺に在りし縁故よりその檀家たる勸修寺家をたよりて周旋したるものであると云ひ由緒中に擧げたる十二月三日の書狀は勸修寺より出でたるものと傳へ

て居る、然るに、藩翰譜鳥居家譜の伊賀守忠吉の條に「最初御官途の事を以て公家に申させ給ひし時、如何にも叶ふまじきよし聞えしに、忠吉當家の任例によりて、近衛殿下に申旨ありしにぞ、頓て宣下はなされける。徳川殿御官途の事、忠吉がはからひし事は、その時の關白前久公の御書中に見へたり。」とあり、大參河志には「永祿十二年己巳春正月將軍義昭、近衛關白藤原前久に依て徳川氏に復し給ふ事を叡聞に達せられ、十二月九日勅許あり、口宣案長橋局の奉書到來の由、本月上旬義昭より御教書及び太刀一腰を添て、遠州引間へ贈らる、御教書の文に曰、改年之吉兆珍重々々、更可休期抑徳川之儀、遂執奏候處、勅許候然者、口宣並女房之奉書申調差下之候、尤目出度候、依而太刀一腰進之候、誠表祝儀計候、萬々可申通候也、正月三日義昭、徳川三河守殿と云ふ、かく大參河志は十二月九日に勅許があり、これを永祿十一年の事となせど、こはもとより誤であるし、義昭の周旋と云ひ、義昭の教書と云ふも、また全く誤つて居る、此參河志の記事は殆んど信すべきものと思はれぬ、或は鳥居忠吉が泰翁に奔走盡力を依頼し、泰翁が近衛家にたよりて種々斡旋する所があり、十二月三日の書狀は近衛家より出でたるものであり、正月三日の書狀は勸修家より出でたるものかとも考へらるゝ。

こゝについてを以て右の次第を補ひしるし置く。

言繼卿記(大納言山科言繼の日記)に、京都の誓願寺と圓福三福兩寺と訴論の事があり、糺明の結果誓願寺利運の事を載せ、女房奉書の出たる事もしるしてある、永祿九年正月十六日の條に

誓願寺泰翁上人被來、於此方改衣、予令同道參内、於議定所御對面、申次右大辨宰相、御扇引合之代百疋、長橋局へ渡之、例年可爲如此之由、予申定了、次長橋局へ同道、樽代五十疋被持之、局見參、吸物にて酒有之、次萬里小路へ同道、亞相へ柳二荷土器物三、右大辨へ卷數一枚樽代二十疋被持之、右大辨見參、吸物以下盃二出了、同宿之人相伴也、次此方へ同道、長老以下各勸一盞了、舊冬女房奉書今日被渡之、予に兩通被出之、同渡之如此。

とありて、女房奉書並に添狀が擧げてある。女房奉書の一通は左の如くであるが、永祿八年十二月廿九日の日附である。

せいくわん寺たいおうちやうらうさんたいの御れいに、御ほんかうはこ代四百疋まいり候、めでたく思ひまいらせ候、又わたくしへも御たるとて二百疋給候、よくこそと御心え候ておほせつたへられ候て給候へく候か

しこ

山しなとのへ

なほ永祿九年正月十六日の奉書は

せいくわんしたいおう長らうねんしきんたいの御れいに、すきはら御あふき代百疋まいり候、おもしろく覺しめし候、わたくしへも御たるとて五十疋給候、めでたく思ひまいらせ候、なを又御まいりの時申候へく候よし、よくおほせつたへられ候て給候へく候かしこ

山しなとのへ

此他所々に泰翁並に慶源の事をしるしてあるが略し置く。

紹巴の富士見道記に、誓願寺新築の院室に足を留めたる事が載つて居る。

(永祿十年四月廿九日)しこり橋より川上の左方五六十町を隔てしかすがの渡也、詠め渡りて仙庵を道しれる人にして、帝都誓願寺一年こなた御在國、新地の室に入、端午の前日、石川日向守興行

くす玉1に菖蒲もわかぬ袂かな

六日鳥居伊賀入道亭にて

藤かをるたそがれにまたあふちかな

(歸路、七月)三河堺川近き所まで送られし名残を形見に願て、また吉田に入りて、朝より岡崎に足を休め侍るに、誓願寺五日に一折とて

風は秋西に向はぬ袖もなし

(紹巴富士見道記)

附記

弘治二年柳原兵部といへる者、良馬を獻る、無双の駿蹄にして名を嵐鹿毛といふ、是を誓願寺の住僧泰翁もて室町將軍家へ進らせらる。光源院殿感悦斜ならず、手翰及び短刀を贈らる、是ぞ當家より柳營へ通信ありし權輿なり。(武徳大成記)

按に、其頃京都將軍駿馬をもとめ給ひ、織田家へも命ぜられけれども、とかくさるべき馬も奉られざるよしを聞召、元參河國大林寺の住僧泰翁、今は京の誓願寺の住職して、常に室町殿へも懇にまいりつかうまつるよし聞召してやありけん、其泰翁をしてまいらせられしなり、其時將軍家よりくだされし手書は、今も秘府につたへたり、この泰翁、縉紳家にもひろく交り、知音多かりしかば、此後彌公家堂上の人々へも媒介せし功をもて、後に參河國岡崎の城下に寺地を賜ひ、泰翁院誓願寺を建たるなり。世俗傳ふる所の參河記等に、この嵐鹿毛を進らせられし事を今川義元が執せし事のごとく傳へしは、全く誤傳としるべし。

今度早道馬事内々所望由申候處、對松平藏人佐被申遣馬一疋(嵐鹿毛)則差上候段、悦喜此事候殊更無比類、働驚目候尾州織田三介方へ、雖所望候、今無到來候處、如此儀別而神妙候、此由可申越事肝要候、尙松阿可申也

三月廿八日 誓願寺泰翁

義 輝花押 (徳川實記)

胎藏寺

胎藏寺

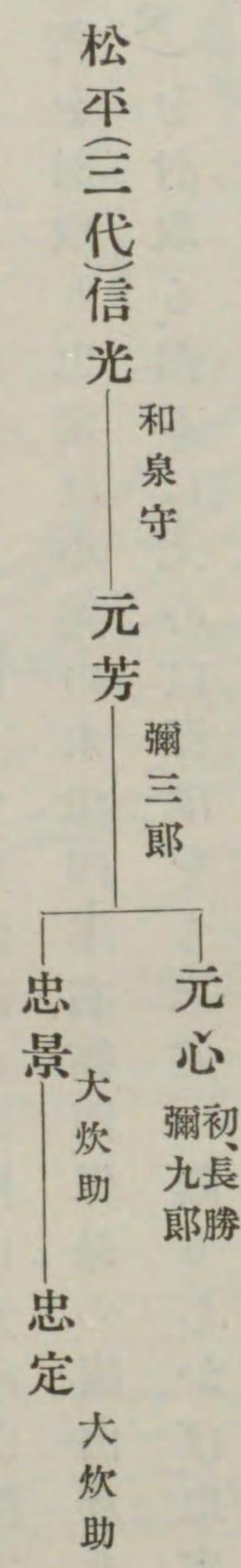
保母町字稻荷下五番の二に在り、境内五百三十七坪、法藏寺の末寺である。本尊阿彌陀如來。

正暦二年八月(宇一條天皇御)參河守大江定基が入道して寂昭と稱し、當寺を創立したと傳へて居る。初めは眞言宗であつたが、保母松平氏の祖先が菩提寺と爲すに及んで、淨土宗となつた。

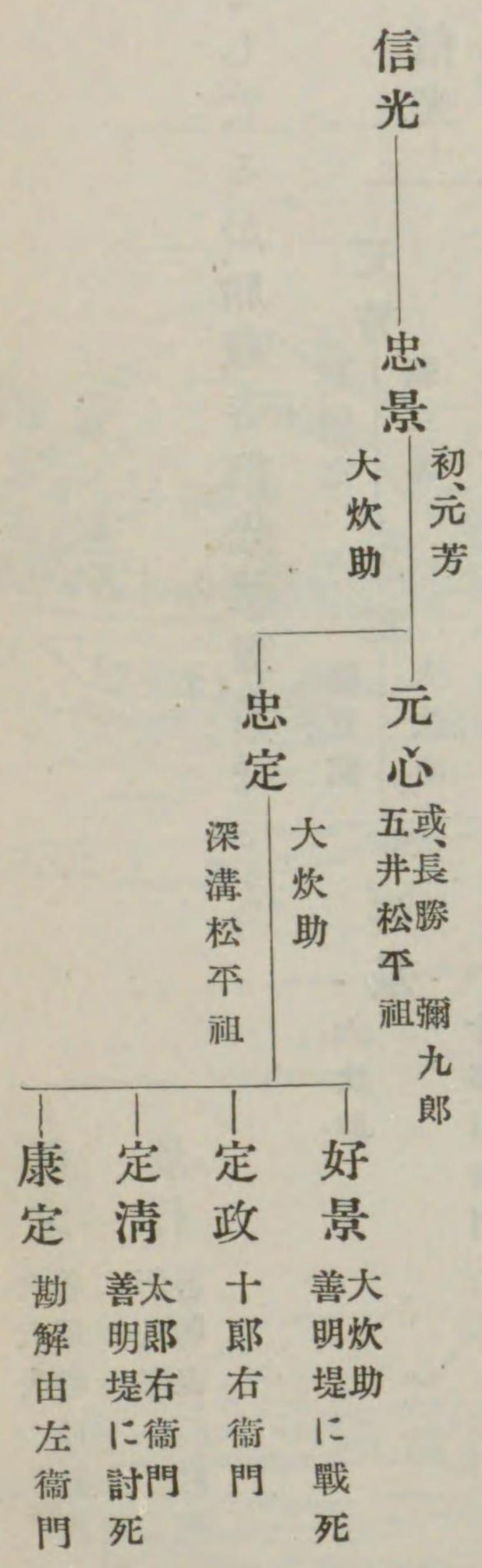
大江定基は、正三位參議左大辨齊光の子である。大江家は、世々儒學の家であつたから、定基も家業を繼いで文學に長じて居つた。初め藏人とあり、天元年中參河守に任ぜられた。任に在る時、赤坂宿の長者の女力壽を寵したるが、力壽病んで死す。定基大に悲しみ、無常を感ずる折柄鏡を賣る女があつた。定基その匣を開けば、げふまでとみるに涙のます鏡なれにしかげを人に語るなとしるしてあつた。定基深く感み、米多くを車に入れて女に與へ、ますゝ遁世の志を深め、永延二年遂に如意輪寺に投じて僧となり、寂心に師事して寂昭と呼んだ。寂心は大内記慶滋保胤である。寂心の歿後、延暦寺の源信に就いた。長保四年宋に渡る、舟出せる時が七月七日であつた。藤原公任の離別の歌に「天の川後の今日だにはるけきをいつとも知らぬ舟出

寂眼

かなしも(後拾遺集とあつた。宋に入つて優遇せられ、宋主眞宗帝より圓通大師の號を賜うた。長元七年(後一條天皇の朝一六九四年)宋に於て寂した。臨終の時詠じていふ、笙歌遙聽孤雲上、聖衆來迎落日前と、また和歌を作つて「雲の上に遙に樂の音すなり人やきくらんひが聞異本そら耳)かもし」と。傳説に保母の南方の山丘を定基の住居の地と云ひ、こゝに力壽を葬りたるを以て姫ヶ城と呼ぶと稱して居る、眞偽はもとより明で無い。さて保母松平氏は、深溝松平氏より出でたのであるが、その初期時代の系譜に區々たる所がある。寛永譜に、



とあるを、寛政重修譜に改訂して



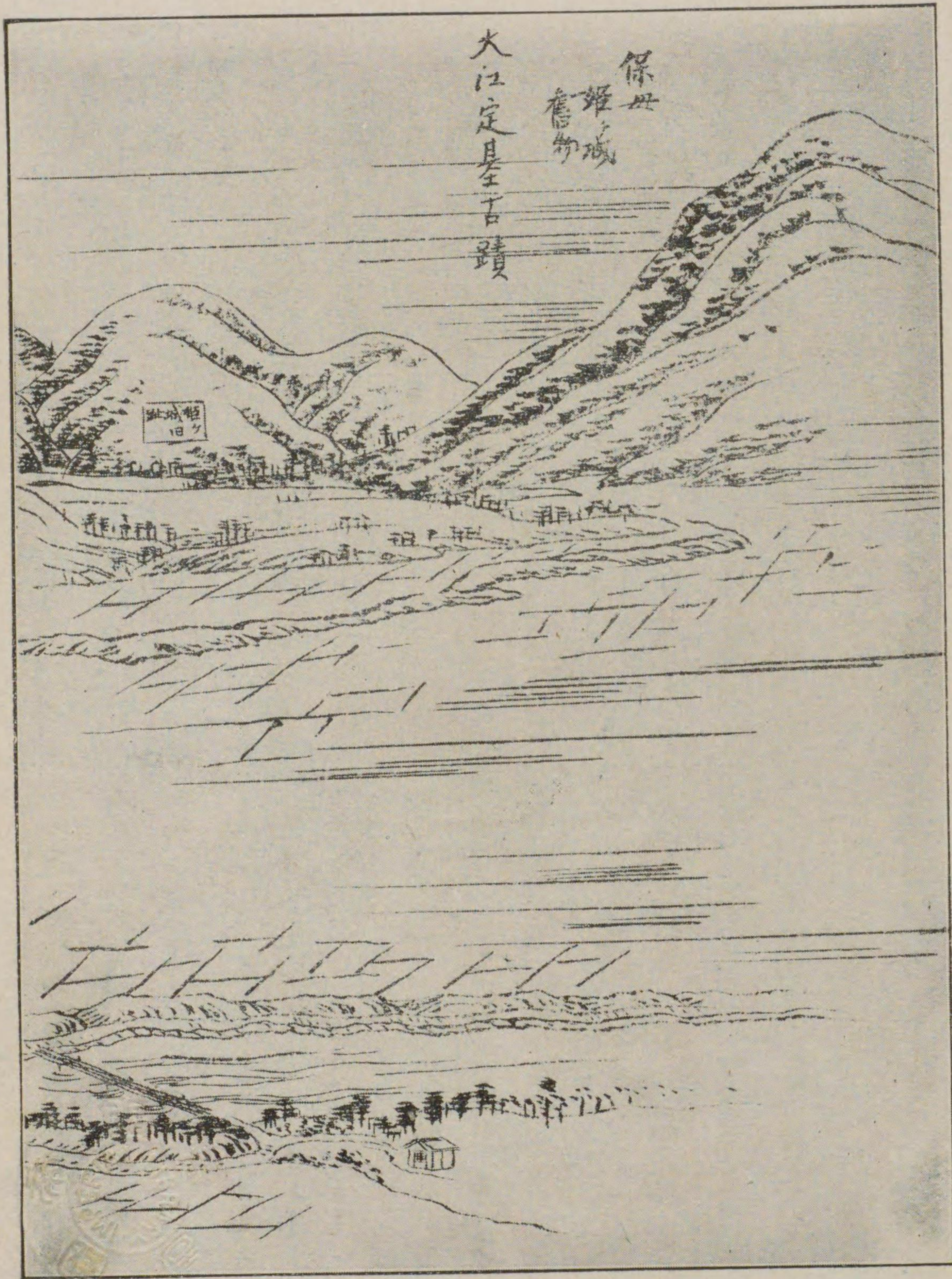
としたるが、胎藏寺御先祖靈名録には、

好之	久大夫
善明堤に討死	
景行	新八郎
善明堤に討死	

信光	元芳	初則定	忠定	好景	定政
	彌三郎	彌五郎	大炊助	大炊助	十郎右衛門
忠景	大炊助				

として甚だ相違して居る、而して寛政譜その他に、元心は、深溝の大場次郎左衛門を討取り、忠定は小美の米津四郎右衛門、保母の廬山彦九郎定友(谷助三郎父)を討取る、然るに元心は深溝をも忠定に譲りしかば、忠定は、深溝保母、小美の地を領したる由にするが、こは信光時代の事であるから、年代が少々遅きに失して居る、然し今こゝには深き關係が無いから、その委細は省略する(第一卷參河八代の條參照)

胎藏寺の中興開基は、松平彌三郎元芳、胎藏寺靈名録に、初め則定と呼ぶといふ人である、開山は念空聖觀上人と云ひ、松平和泉守信光の子であり、幼名を景千代と云ひ、岩津妙心寺の開山良頓の弟子となり、寛正元年四月十日に保



(筆堂河貫) 蹟古城ケ姫母保

保母
 姫城
 舊跡
 大江定基古蹟

母に入つて胎藏寺の開山となり、文明二年二月十五日に三十歳にして寂したと云ひ、開基の元芳も剃髮して寺中に入り、明應七年八月六日こゝに歿し、法名を元芳白清と號し、寺中に葬ると云ひ、また大炊助忠景も、保母に在城して、胎藏寺を祈禱所菩提所として、次の如き制札を出したと云ふ、

定

一、山林竹木落葉下枝猥不可伐採之事

一、殺生禁制之事

一、領内之輩當山にむかひ非儀有之間敷事

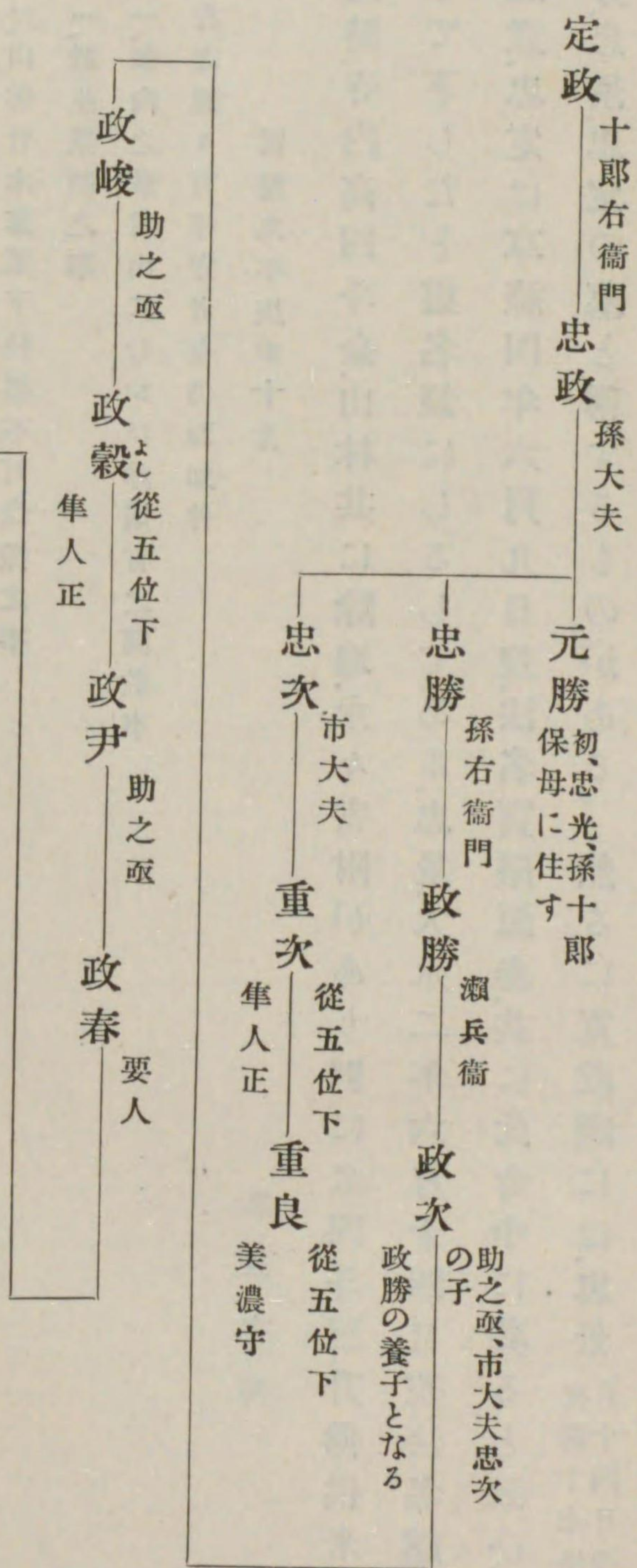
右之條々可相守者也仍而如件

明應九年庚申十月

忠景在判

此時、寺内高四斗余、山林共に除地、永々寄附があり、別に米四斗三升佛供米として下したと靈名録にしている。忠景、大永二年六月十四日歿、法名越翁道意、忠定は享祿四年六月九日歿、法名實嚴源參、共に此寺中に葬ると云ひ、元芳、忠景、忠定の墓と稱するものがある。然るに寛政譜には、忠景文明十七年七月十四日歿、元心永祿五年七月廿六日歿、忠定享祿四年六月九日歿とありて、忠定の歿年の外は全く合致して居らぬ、寛政譜は五井松平氏の菩提寺五井長泉寺、並に深溝

松平氏の菩提寺本光寺の過去帖位牌に據つたものである。保母松平氏は、好景の弟なる十郎右衛門定政より出でたりと云ふ、寛政譜に、



胎藏寺の靈名録も略同一であるが、政穀を政澄、政次を政治と爲せるなどは、恐く寫し誤であらう。

市大夫忠次の子隼人正重次、門前の制札を書き替へ、聖德太子の御作と傳ふる阿彌陀佛の像を寄進せるを以て、これを本尊とした。

定

- 一、山林竹木落葉下枝狼不可伐採之事
- 一、殺生禁斷之事
- 一、領内之輩當山にむかひ非儀有之間敷事
- 右之條々可相守者也依先規之例如件

隼人正重次判

なほ保母松平家から、毎年米五俵を佛供米として下したと云ふ。

安永五年十六世順到教岸の時に、堂宇を再建した。本尊阿彌陀如來。

現今の建造物に、本堂、玄關、庫裡等がある、什寶物に

一、不動明王木像 作者不詳、大江定基より傳來と云ふ

一、準泥觀世音木像

作者智證大師、鎮守府將軍新田大炊助源義重の守本尊、末孫松平和泉守信光より開山念空聖觀へ附與。

一、阿彌陀如來木像

作者聖德太子、慶安二年十月松平隼人正重次寄進

寶性院

寶性院

岡町字寺屋敷十五番地に在り、境内五百三十七坪、如意山珠光寺と稱す、大林寺の末寺である。

弘治元年二月、大林寺第三世尊阿照翁の開基である。照翁は、岡崎三郎廣忠の葬儀を終り、やがて此地に閑居し、當寺を建立したのである。其後徳川家康より寺領三石二斗五升の黒印を賜うた。慶長九年、米津清右衛門檢地の時、先規の如く除地を命ぜられた。堂宇は嘉永三年^庚二月十四日に、十六世大然が再建したものである。

本尊阿彌陀如來

建物に、本堂、庫裡、物置等がある、什寶物に

- 一、三尊佛木像 傳惠心僧都作 一體
- 一、善光寺一光三尊佛銅像 一體
- 一、地藏尊木像 一體
- 一、兩祖大師像 二體

参考

- 一、釋迦誕生佛木像 一體
- 一、善光寺繪相 三幅
- 一、涅槃畫像 一幅

境内堂宇一 鎮守堂 本尊金比羅本地十一面觀音菩薩

参考

書付口上之覺

一、當院門内門境拜領之義は、岡崎大林寺三代尊阿照翁上人は、御當家御先祖廣忠様奉御葬式、其後當地え被爲在御閑居、則當山御建立御座候處、兼て神君様厚き御因縁故、爲遊御歸依候に付、門内門境三石二斗五升目、内寺内長五拾貳間、横三拾六間、竹木之場處外山長七十六間、横貳拾貳間は、當院本尊分え御寄附被成下置、則御武運長久如意御満足、可奉祈之御黒印頂戴御座候處、去る慶長年中紛失仕り候故、其中度、慶長九年辰年、米津清右衛門様御竿被仰付候節、御代官淺井金右衛門様、當時御預りに付、右等之譯合逐一申上候處、早速御免許被成下、先規之通御除地に被仰付候、其節は、御書付にて寶性院と拜領地を被成下候程にて、大切之門内門境故、先年は堅く村方えも被仰付土を取り、下刈、並落葉等に、至迄、我儘に致し候者無御座候處、近來不心得之族有之、下刈、或は土を取り、落葉をかき取り候義、不埒之至に存候故、村方御役人中、相違、是迄村方え御披露も有之候得共、無其儀等閑に致し、不心得之輩有之候や、今以て、土を取り、

下刈等も致し候、甚以不束之至に存候、依て今般書付を以て御願申入候、以來心得違無之候様、村方軒別に殿敷被仰聞、下刈、落葉をかき取候義、決して不仕候様、被仰付可被下候様、御願申候、右開山以來御除地大切之譯合等、厚く被仰可被下候、此以後彌不心得之輩有之候はゞ、見付次第不得止事、御訴、親疎無用捨御吟味を請可申候、左も無之候ては、御役所へも御苦勞掛候段恐慮仕、勿論村方えも如何様之儀出來可申義も、難計候、何卒村方以御役儀、得と此段被仰付、以後我儘之儀致し不申候様、御申付可被下候、右此段無據以書付御願申入候以上

文化七年正月

寶性院
新之助
善八

當村御役人中

觀音寺

觀音寺

美合町字中新田四十一番地に在り、境内三百四十七坪、法藏寺の末寺である。當寺の書上には、永祿二年二月創立、開基は了空源照、此地もと深林にして人跡なし、偶々近里の牧童、此地に遊戯せる折柄、叢中に馬頭觀音の木像を得た、附近の里人乃ち一字を建立してこの像を安置し、觀音寺と號したとある。馬頭の地名は、馬頭觀音より出でたるものと思はるゝが、馬頭野の名は既に

小豆坂合戦の頃より傳へ來つたのであるから、觀音寺の創立も永祿以前に係るものとすべきであらう。

村誌に、寛治四年秋(堀河天皇の朝一七五〇年)春日明神の神託により、馬頭觀音の像を安置す、よりにて馬頭村と呼ぶとある、もとより傳説ではあるが、一概に否定し去る事も出來ぬ。

參河名勝志、久宮山觀音寺の條に

馬頭村正南に一山あり、京が峯と呼ぶ、往古此山の絶巔に於て、毎夜烈火赫奕として四方を照らしければ、里人怪んで云、若山賊の類や集りて寒夜の凌の爲に火を燃しつるか、安からぬ事とて、里人各手に物執つて、賊徒追ひ拂はんとて、山上に登見れば、一人の翁あり、岩に腰かけて、身より光を放ち、聖經を讀誦し居給ふにぞ、皆々驚て其故を問へば、翁が云く、我はこれ馬頭觀世音の化身なり、此里もと山中幽邃の地にして佛教に疎し、然るに二世安要の法を示さんが爲に、殊に此に來るものなりとて、深妙の法を説給ふにぞ、一村の人々感涙にたへず打臥ければ、翁忽ち翻然として飛去り、また行給ふ所を知らず、因て其所に一字を造建し、馬頭觀世音を安置すと云へり、山を經が峯と號するも此緣故あるによるとん、其後、觀世音尊像山上に安置ありては、參詣に便ならずとて、麓に移し、里の名も馬頭村と改め稱すと云ふ、今の觀音寺是なり、例年二月初午日、近郷所々より馬曳きつれ、參詣夥し、東に小松原馬頭觀音あり、西には此地あり、馬頭觀音の靈場、參河國ニヶ寺の其一なり。

とある。事の眞偽は兎に角、この山麓に移したる時代が書上に謂ふ、永祿二年の事であらう。本堂は元祿三年の造營と傳へて居る。本尊は馬頭觀世音菩薩、丈一尺三寸、今の本尊は阿彌陀如來。建物に、本堂、庫裡、物置等がある、什寶物に、

- 一、前立馬頭觀音木像 厨子入 一體
- 一、兩祖大師繪像 二幅
- 一、誕生佛鑄像 宮殿入 一體
- 一、涅槃繪像 一幅

觀音寺

觀音寺

若松町字南、切四十七番地に在り、境内二百七十六坪。應仁元年、碧海郡上和田淨珠院の二世海然惠性が開いたるものである。明治六年六月に廢却せられたるが、明治十三年十二月十五日に寺號公稱の許可があつた。本尊は觀世音菩薩。

藥師堂

藥師堂

建物に、本堂、庫裡、座敷等がある。什寶物に、

- 一、阿彌陀如來坐像 厨子入、參 一體
- 一、阿彌陀如來立像 厨子入、一 一體
- 一、兩祖大師坐像 四寸 二體
- 一、山越阿彌陀如來 一幅

柱町字南屋敷百四十番地に在り、境内百五十九坪。天正年中の創立と云ひ、古くは醫王山藥師寺と稱へたりと口碑に傳ふれど、詳なる事は知れ難い、明治十一年五月九日据置許可があつた。本尊藥師如來。

- 建物に本堂(明治三十一年新築)、庫裡、座敷(大正十四年新築)等がある、什寶物は
 - 一、阿彌陀佛坐像 宮殿入 一體
 - 一、地藏菩薩木像 一體
 - 一、兩祖大師坐像 二體

一、來迎佛繪像

一幅

藥師堂

藥師堂

大平町字上下リ十八番地に在り、境内百六十六坪。本尊瑠璃光藥師如來。建物に本堂、庫裡等がある。

眞宗高田派

第七節 眞宗高田派

滿性寺

滿性寺

滿性寺は田生山と號す、菅生町字元菅五十七番地に在り、境内千四百五十七坪を有す。高田派專修寺の末寺である。開基は河内國荒木村万福寺源海上人の弟子了專上人俗姓安藤、右馬泰繼の四男、嘉元三乙巳年十月十一日寂にして、正應二年(伏見天の皇の朝)の創立に係る。正安三年二月十五日(後二條天の皇の朝)菅生の郷司高松本大上薦境内を寄附す、其後足利尊氏歸依ありて、曆應五年伽藍を建立せしも、程なく回祿に逢ひて漸く太子の尊像のみが残つた、應安三年十月廿七日足利義詮から、尊氏菩提の爲め田畠七段の寄進があつた、明應五年七月松平親忠境内四至の寄進狀を附與し、同六年二月太子堂を建立した。然るに永正三年伊勢新九郎長氏の兵火に罹りて又焼失し、天文元年に至り、本堂を再建した。同九年松平廣忠寄附狀を附與し、又太子堂を再建した、永祿年中徳川家康當寺太子堂の藪に於て旗竿を切らしめ、又門徒一揆の節も當寺に立寄られた、天正十八年中吉政岡崎入部の際、領内の寺社領を檢地し、當寺また領地の多分を沒收せられた、其後慶長七年八月伊奈備前守忠次を以て寺領五十石の朱印を賜うた。

第十六代寂應の時、寛永六年三月廿八日庫裏を再建し、同十三年、客殿、書院、惣門等を建立した、十七代寂善の時、慶安元年三月太子堂を再建し、寛文二年十月十一日鐘樓を建立した、十八代寂譽の時、天和三年七月鎮守觀音堂の再興、元祿四年六月本堂の再興を行つた、廿二代寂湛の時、安永二年四月太子堂の屋根を瓦に葺直した、同年六月十九日、同八年八月廿五日兩度の大風雨洪水にて、堂宇の破損多く、爾來數度の改築修繕を施し、今日に及んだ。

本尊は木造阿彌陀如來立像である。

現今の堂宇には、本堂、庫裏、座敷、玄關、經藏、土藏、物置、鐘樓梵鐘銘天正九年、慶長十三年、寛文二年再鑄太子堂等がある。參河名所圖繪に云ふ。

田生山滿性寺 寺領五十石、高田宗、本山勢州一身田專修寺。

菅生村の地に在り、開山了專上人○獻上一系右住職專修寺御門跡より申渡有之、住職御禮無之○年頭、御禮白書院御次一同御暇無之と、寺社鏡に見えたり云々と。當寺縁起に云ふ。

滿性寺は、往古眞言宗の靈地なりしが、兵火の爲に焼失し、終に太子十六歳の尊影のみ残りて、何時しか菅生原となりて廢れたる事年久し、然るに天福年中親鸞上人歸洛の時、當國矢作宿禰寺にて一向專修念佛の勸化ありしに、貴賤群集す、中にも菅生の郷士高松本の大上薦、念佛の安心に歸依深かりしが、其頃河内國荒木滿福寺源海上人として、親鸞上人面授口決の御弟子あり、其源海の眞弟子を了專と云、河内國の兵亂を遁れんとて、正應二年參河國菅生郷へ移り、聖德太子十二歳の土佛の尊像と、太子の眞筆阿彌陀經とを持來り、菅生原を引平げ、一字を建立し、荒木の滿福寺を改め田生山滿性寺と號す、了專上人開基後、正安二年二月十五日、高松本の大上薦より境内寄附の證狀を贈らる、然るに嘉元三年乙巳十月十一日了專上人寂して、二世を寂性建武二年二月十八日寂、其子寂專と云ふ、其後曆應年中に將軍尊氏公上洛の砌高宮郷の御所に御止宿ありける時、菅生川の向なる寺は何と申ぞと御尋ありし故に、滿性寺即ち太子寺に候と申上げれば、尊氏公聞召、太子は弓矢の守護神なり、兼て信仰あれば幸と、菅生川駒ヶ瀬を渡り給ひ、則ち太子堂へ詣て給ひて武運長久の御祈願あり、因茲曆應五年に伽藍を建立し給ふ、然るに又回祿ありて漸く太子の像靈寶のみ残りて草庵に安置し奉る、夫よ

り、久敷建立の縁なかりしに、文明年中松平御四代左京亮親忠公、岡崎御手に屬して後明應五年當寺へ御參詣あり、太子眞筆の阿彌陀經拜覽まし、御渴仰のあまり御守にと深く御取望ありし故、經文の内十二行を奉る、其年七月十五日境内御寄附四方旁示の御判形を賜はる、翌明應六年巳二月太子堂御建立ありし所に、又永正三年兵火に依て焼失す、天文元年に至りて、大楠ありし一本にて三間四面の堂を再建す、同九年には松平二郎三郎廣忠公御參詣ありて、武運繁榮を御祈願まし、同三年三月五日御寄附被下參河雀に云、天文九年松平次郎三郎廣忠公寺領御寄進狀有り、天文廿一年今川義元公御寄進狀有り、慶長六年神君公境内并寺領の御朱印御代々云々、古證文其外靈寶數品今に存すといふ。

扱彼親忠公の御次男御出家有之て、洛陽智恩院廿四世の住職超譽上人と申ける、奈くも後柏原天皇御歸依他に異なりしかば、大永六年四月七日崩御の砌、超譽上人を召れ、御臨終の知識とし給ひける、去に依て天皇御渴仰ありし惠心僧都自筆の彌陀の三尊を譲り給ふべき御契約ありし故、御奈良帝より超譽上人へ送り給ふ、即其年智恩院宮の御裏書を加へ給ふ、後、智恩院の御住職を遁れ給ひて、三州岩津へ御隠居なり、滿性寺は超譽上人と親屬たるを以て、御遺物に賜はるなり、今開帳せしむる本尊是れなり。

韋駄天の畫像 御裏書、永正四丁卯年十一月十七日松平左近將監貞光寄附とあり

棟札

古證文

鐘樓

鎮守祠

太子堂

手水鉢

塔頭三ヶ寺 東泉坊 淨泉坊 連珠坊

附云、當山歴代記中に、塔頭十二坊なり、東泉坊、淨圓坊、連珠坊、德淨坊、三珠坊、眞如坊、安養坊、神光坊、正受軒、慶運坊、紫雲軒、淨法軒、以上十二坊、然るに田中吉政の爲寺領の多分を收めらるゝに及び諸坊退轉、東泉坊、連珠坊、淨圓坊のみ残ると。

倉橋塚 當寺境内に在り

倉橋内匠が親宗左衛門は廣忠に奉仕す、二男惣三郎は大神君に奉仕す、一向宗一揆の亂に討死す、屋敷跡に驗の松あり。

寶物

三尊佛畫像 (惠心僧都筆)

一幅

三尊佛超譽上人讓狀

一卷

出山釋迦如來木像 (日、足利尊氏寄附)

一體

善光寺如來繪傳 (土佐光起筆)

四幅

法然上人繪傳 (法眼元信筆)

六幅

十王繪傳 (法眼元信筆)

十三幅

鶏畫 (徳川吉宗筆)

一幅

近衛前久書翰

一通

參考

參考

堂地寄進狀 (正安三年菅生郷司高松本大上蒔華押)

一通

田畑寄進狀 (應安三年十月廿七日、足利義詮寄進)

一通

寺領寄進狀 (明應五年七月十五日、松平親忠寄附)

一通

寺領安堵狀 (天文九年三月五日、廣忠華押)

一通

當寺條目 (天文廿一年十一月晦日、今川義元華押)

一

梨子地金紋付膳具 (近衛前久所持品)

一具

安藤氏系譜

去程に、明大寺村の筒井甚六、土屋甚内は、今朝大久保が働を言上し、扱又兼て御内意を申上る通り、高落村青野邊の一揆に與せざる郷民地土等を相語らひ、彼等を本多大久保が勢に加へ、今日又針崎に打出一合戦可仕候、御見物の爲に御出馬可被遊やと申上ければ、公聞し召、明日は佐々木へ出馬すべき爲に今日人馬の足を休めしが、つくゝと思ふに、今朝大久保が針崎へ押寄迫合たる事なれば、只今攻寄べしとは敵勢思ひ寄まじ、是不意を打つ所なれば、誠に各か圖を迹さぬ謀尤也と御感なされ、早々本多大久保と相談し、彼勢を引具し、穢多ヶ原へ打て出、土呂針崎の一揆と一合戦すべしと仰付られ、頃日毎度召連られし兵士をば、殘し置かれ、御身は雜兵纒召具せられ、其日午の刻に岡崎城を御出あり、大西より小豆坂の方に廻り、穢多ヶ原近き處まで打出させ玉ふ處に、此由を何者が告たりけん、一揆方にて是を開付、土呂より谷陰を傳ひ人數を廻し

穢多ヶ原の岸陰に伏せ置きける、公はそれとも露知し召れず、御供の者をば穢多ヶ原に残し置玉ひ、只一騎四五丁余北の鼻に御馬をよせられ、手合の勢何とて遅く來るぞと御覽有る其間に、思ひもよらず眞後の岸陰より土呂方の伏兵ども五百人一度に起り出れば、御供の者ども駭き騒ぎ、小豆坂の方へ敗北す、公此體を御覽じて、針崎若松の山を傳ひて引退き玉ふ所へ、一揆の勢二三十人跡を慕ふて追かけ來れば、引返し玉ひ、指つめ引つめ散々に射させ玉へば、徒矢もなく表に進みし十四五人矢場に射倒し玉へば、一揆の勢恐をなし西南へ逃去れば、又御馬の鼻を立直し引退かせ玉ふ所に、羽根村の河島彌右衛門といふもの、御後より矢を射かけ奉れば、御鞍の後輪に中り止まりける、斯る處へ渡邊源藏渡邊半藏横合に出合たり、公御覽じ大音聲にて推參なる奴原哉と匂り玉へば、恐れをなして逃去ける、夫よりして大西と妙太寺村の境なる山の一群松の中に御馬を馳上られ、暫く諸方を見廻し玉へば、土呂勢と相見へて二百騎斗妙大寺の方へ廻て馳來る、夫より御馬を高宮の東へ乗り下し玉ひ、吹屋か瀬を一文字に乗渡し、菅生の満性寺の門内に御馬を乗居させ玉ふ處に、住持の僧寂玄御出迎申し、先づ御馬上へ御茶一服進上す、其内に寺中十二坊井に門前の者ども馳參りて、河原表を堅め居る、中にも、倉橋惣三郎、安藤又五郎、成瀬權大夫等は、御家人にて此門前に屋敷あり、今日折節在宅して居たりしが、各弓矢を押取河原に出て、兩方を見てあれば、鎧武者三騎逸足を出し馳せ來る、敵か味方かと見る處に、筒井甚六、大久保五郎右衛門、土屋甚内也、御大將は是にかと急に飛下り、各御前に畏り申儀、先以て今日は相圖の刻限遅參故、疎忽の至り迷惑の次第言語を絶し候、去ながら無恙是まで御入恐悅の段を言上しければ、公も早速に馳來る條神妙なりと御感あり、扱又御留守居の者共、今日の次第を開付、我もくと周章ふためき追々に御迎に罷出で供奉申、岡崎城に歸り入らせ玉ふ、一揆勢も御跡を慕ひ追掛來りしが、其有様の堅固なるを見て、今日は是迄なりとて河向より遠矢を射か

けつ、物分れして引去りける。(三州一向宗亂記)

三尊御裏書

此一鋪者先皇御持尊也今般爲御臨終知識之間去月廿日附當今所被附下
智恩院超譽上人也依彼住持所望加裏書畢

大永六^{歲次}丙戌年五月二日^{甲申}

遍照無障金剛幢親王華押

超譽上人讓狀

尙々大切に被成候而後々まで退轉無之様可被成候

先頃は御出寛々得貴意候然其砌致御約束候通天皇御所持之三尊壹幅並莊嚴向き之飾御紋付之斗帳打敷幕等迄相添候而進之候御面談に申候通向後無縁之方へ相渡候儀も無詮義故貴寺へ相贈申候後々まで退轉無之様可被成候尙萬々以某何事も可申候條早々申殘候

五月七日

岩津 超譽華押

菅生滿性寺貴下

近衛前久(龍山)の手簡

今度者立寄一夜逗留之處馳走祝着候仍至當地越候之處則石日宿之儀西
來院申付候陳へも及注進候從我等も差越使者候於様體は可心安候何様
重て從是可及禮義候已上

十一月十三日

花押

滿性寺

(寫眞第壹卷にあり)

松平親忠寄進狀

奉永代寄進滿性寺領之事

一所 東はくねをきり南河をかぎり西は谷をかぎり北は谷をかぎり
右爲先祖御菩提令寄進所也念佛勤行懈怠有間敷者也仍爲後日如件

明應五丙辰年七月十五日

親 忠花押

菅生郷

(寫眞第壹卷にあり)

今川義元制札

參州額田郡菅生田山滿性寺之事

- 一 寺領寄進地買得地如前々不可有相違事
- 一 寺内門前不入之事
- 一 寺内棟別門次井堤之普請以下免許之事
- 一 寺内陣取令停止之但至出馬時者可有陣取之事
- 一 借錢催促等一人宛寺内え可入之事
- 右條々領掌不可有相違者也仍如件

天文廿一年十一月晦日

治部大輔(花押)

滿性寺

(寫眞第壹卷にあり)

當寺領參河國額田郡菅生之内五拾石如先規永寺納不可有相違者也仍如
件

寛永十三年十一月九日

(朱印)

額田郡田生山菅寺境内八景

楓堆櫻花。水畔櫻花埒。芬芳二月時。春風吹作雪。片々逐驅馳。
 菅寺晚鐘。鐘樓抽樹裏。管水繞欄清。日沒如懸鼓。撞來百八聲。
 駒瀨鶯鶯。清瀨鶯鶯色。誰能上錦機。雙浮雙浴處。婉孌不相違。
 龍城春雨。涇濛春雨裏。城闕聳層陰。尙識餘龍德。臻今潤澤深。
 高岩秋月。寒巖峙懸崖。苔逕通神窟。不關問安期。把酒邀明月。
 荒井古松。礫硯龍鱗樹。繁陰蒼鬱哉。縱橫樵蘇路。幾人避雨來。
 鷹峰暮雪。連山雲幾重。霽盡正嚴冬。黃昏餘雪色。皚然白鷹峯。
 蟹澤飛螢。流螢追淺水。揮扇點羅衣。不爲照書卷。徒盛青囊歸。
 植田義方

滿性寺鐘銘

奉鑄造洪鐘者

蓮珠坊

本願

本間三郎左衛門

道觀禪門

并惣檀那

三州額田郡菅生田生山滿性寺靈寶

千時現住十二代

釋寂惠法師

大工 三郎九郎乘近

天文貳拾二癸丑季仲春廿四日

奉鑄直鐘者

本願

本間三郎次郎

小呂惣左衛門

慶長拾三戊申季仲春十五日

大工 安藤宗左衛門宗次

當寺十五代 釋寂惠法師

奉前代之鐘依爲破損當寺惣門下並十方檀那之以助成鑄造所也

本願 釋寂應法橋 大工 安藤金右衛門宗次

寬文二壬寅曆十月十一日

石原小左衛門

當寺十七代 寂善權行師 撞始 倉橋與左衛門

霍田與作

文化二年四月改岡崎神社佛閣御朱印除地明細書

御朱印地高五十石勢州專修寺末高田宗

菅生田生山滿性寺

一、境內、太子堂、鎮守祠、經堂三ヶ所

一、鐘樓門一ヶ所

一、寺中三ヶ寺、東泉坊、蓮珠坊、淨圓坊

- 一、名木名水無御座候
- 一、寺中手廣に御座候
- 一、右満性寺之義、江戸より往還通左之方宿内傳馬町より南え門土臺迄三町三十三間餘引込、門前百姓家五十軒。

東泉坊

東泉坊

東泉坊は菅生山と號す。菅生町字元菅生六十一番地に在り、境内三百七十坪を有す。高田派專修寺の末寺である。寺傳に依れば、往昔島町に正行寺と云へる眞言宗の寺院があり、天文年中無住であつたのを、満性寺第十世勝光の三男大信元龜三年二月五日寂す入りて住職し、後、満性寺山内に移し、眞宗に改め、寺號を東泉坊と改稱したと云ふ。以來明治に至るまで世々満性寺の支配である。本尊は木造阿彌陀如來立像惠心作と傳ふ。現今の堂宇には、本堂、庫裏、座敷、鐘樓、門等がある。

蓮珠坊

蓮珠坊

蓮珠坊は蟹澤山と號す、明大寺町字向山六番地に在り、境内三百九十六坪を有す。高田派專修寺の末寺である。寺記に依るに、往昔菅生蟹澤に正源寺と云へる一字があり、其後廢頽したるを、満性寺第十世勝光の弟玄證永祿八年十二月廿日寂すと云ふ者、其寺籍を移して、天文十三年五月満性寺境内に一字を建立し、蓮珠坊と稱へた、これより明治に至るまで世々満性寺の支配である。文化九年六月廿八日洪水の爲め本堂大破し、庫裡流失す、明治十二年一月蟹澤に移り、大正六年十二月廿七日今の地に移轉した。

蟹澤の當坊故地は卓池終焉の處と云ふ、始め卓池燕岡に住し、後菅生蟹澤に移住す後、林常の隠宅となる

此時の句
燕岡のすまるを人に譲りて菅生蟹澤に庵を結ぶこゝに鑄物師あり姓を安藤木村と云ふ

金の沸く隣ひかへて花の春

本尊は木造阿彌陀如來立像

傳慈覺大師の作

現今の堂宇には、本堂、庫裡、鐘樓、門等がある。

寶物

阿彌陀如來畫像

一幅

和歌短冊(有栖川宮熾仁親王染筆)

一枚

祐傳寺

祐傳寺

祐傳寺は、根石山と號す、兩町百六十二番地に在り、境内二百二十坪二勺を有す。高田派專修寺の末寺もととは碧海郡桑子妙源寺末である。

始めは投町にありて、其地の領主柴田新四郎正親の開創に係る。正親の子を柴田六郎と云ひ、天正七年岡崎三郎信康及び築山夫人菩提の爲め出家して遊傳坊了慶と稱へた。是れが當寺の開山である。參河聽視録に云ふ。

柴田新四郎正親、天正七年九月十七日岡崎三郎様御生害に付殉死の由、二男六郎出家す。法名祐傳、今祐傳寺の開基、權現様上意にて、神明宮御別當

被仰付候云々。

慶長六年二月十一日伊奈備前守忠次より寺領二石三斗四升五合の黒印を附せらる。正保三年城主水野監物忠善の時、堂宇の退轉を命ぜられ、今の地に移り、次で寺領一石八斗八升八合となる。延寶三年二世傳札歿し、元祿十二年三世清山歿す、時に第四世順悅尙幼弱にして法運漸く衰へ、寶永年中に至りて全く寺領を失ひ、程なく順悅歿す。以來久しく無住となり、客殿、庫裏等、破損退轉し、只太子堂のみ残つた、其後天保年中に至り、伊勢の僧良道法師弘化四年四月二日歿す是を再興し、其より二代の住職を経て舜曉に至り、明治四十四年本堂を再建舊堂は今の額田郡箱柳聖徳寺境内觀音堂であるし、座敷、門大正十年建等を造立した。

本尊は木造阿彌陀如來立像である。

境内に地藏堂あり、木造地藏菩薩立像を安置す、之はもと當町大河原家の所持佛であつたと云ふ、尙當寺の裏に、築山夫人の墓碑、及び舊高松藩士玉井義信慶應四年三月廿四日江戸に於て自殺すの墓がある。

寶物

聖徳太子畫像(傳太子御白筆)

一幅

木造親鸞聖人田植像 (傳自作)

一體

参考

参考

神君様遠州濱松御在城之節、岡崎御城には御惣領三郎信康様御在城被爲在候砌、信康様同御母築山様御兩所神君様え御逆心之取沙汰有之、終に上聞に達し、三郎様遠州二股背龍寺にて天正七年八月十五日(九月十五日)御切腹、御母築山様同年八月廿九日遠州濱松西來寺にて御生害被遊候、此時岡崎御城代は天正七年より十四年迄石川伯耆守敷正殿被仰付候、其後岡崎之御城にて、三郎様築山様之御恨之怨靈有之と沙汰し、因茲忠功之御譜代衆御亡魂之御鬱憤を爲散、於根石南北四十間を隔て、南に信康様若宮八幡と奉勸請、北に築山様を神明と奉勸請、南北に兩社有之、其頃北之神明之森は遊傳寺寺内にて、則社僧仕候、因茲兩宮に少々之神領被下候に付、遊傳寺義寺内并森寺領共收納相續仕候。

天正十六年神君様駿遠三甲信五ヶ國之御官領、駿河府中に御在城之時、御分國之寺社領御吟味被爲遊候、其比永樂成之時分にて、岡崎御城代本多作左衛門殿被仰付、寺社御改之後御證文被下置候、是を三州にて五十歩一之御手形と申候、則遊傳寺も頂戴仕候て所持仕居候、天正十八年神君様關東え御入國被遊候節、太閤様御代にて岡崎之御城えは田中兵部少輔殿入部被致候、其砌寺社領不殘三州之内落申候、則遊傳寺も同斷に候。

神君様慶長六年天下御一統之時、山城國伏見にて伊奈備前守殿え被仰付、三州寺社領如前々被下置候に付、天正十六年之五十歩一御證文之通に、寺社領可相渡、其外備前守見斗寺社領可付と上意にて、慶長六年三州え被來、寺社領相付被申候時、遊傳寺えも右之御證文にて、寺領并寺内森共如前々拜領仕候、此時大身之寺社は伏見にて御朱印頂戴、小身之方は右之御證文にて

て收納可仕旨にて相濟候。

慶長九年參河惣檢地被仰付、米津清右衛門殿被參、諸士并寺社小身之方迄水帳相定被相渡候、其節遊傳寺并若宮八幡宮と一帳に被遊水帳被下候得共、御斷申上、遊傳寺は別に御帳申請、此本帳只今に所持仕候、則三州之内に御料私領寺社領之高附村々迄之帳面御座候内にて、遊傳寺領高二石三斗四升五合目と分明に御座候。

慶長年中より、岡崎御城主本多豊後守殿被仰付、三代岡崎に相續被致候處、正保二年二月十日御城主本多伊勢守殿江戸にて遠行、此時岡崎國替被仰付、同年八月十日水野監物殿入部御座候、然處同三年戊午遊傳寺寺地御城主監物殿用地被致度に付、遊傳寺は寺共に近隣兩町裏え水帳之高斗可被相渡旨にて、寺共に引越、御宮之義は近所欠村之山え御移り、寺地不殘足輕屋敷に相成候、此時遊傳寺滅亡に及候、其頃、本寺妙源寺も無住同様之時分故、達て御斷も不申上候、其後遊傳寺本屋敷之足輕は明大寺え引越、今跡は畑に相成、明大寺と替地に相成、明大寺分にて岡崎御領知に相成候、右御約束斗にて、曉と致候地方相渡不申、漸く寛文元年より兩町高之内一石八斗八升八合目之惡田被遺候、右故遊傳寺寺内并森社内御證文高之内迄も御引上に成候事、旁以遊傳寺相續難出來、段々相願候、正保三年より寛文元年迄十六年間は本地二石三斗四升五合目兩町之内高にて一石八斗八升八合目、本地とは四斗五升七合程減じ候。

別て元祿十四年御訴訟申候は、五万石領之内矢作村勝蓮寺屋敷代々除地に御座候處、監物殿御代内檢地之時落、迷惑申、數年相願申候處に、御息右衛門大夫殿御代被開召、如前々被下置、又六名村正幅寺は不義御座候て追放、寺は滅亡、跡、百姓屋敷に罷成候處、先豊前守殿御代數年御願申、如前々寺地被下、只今寺建立仕候、又和田村淨珠院も、監物殿御代より寺領之内に出入御座候處、豊前守殿御代如前々に被成下候、然は右監物殿より數年中絶の處も被開召譯候に付、

遊傳寺御證文に投町と御座候、殊に舊地只今は畑に罷成、明大寺地に御座候に付、幸の時節と御願申候趣にて願書差出候得共、相濟不申、其後元祿十六年未四月廿日江戸御屋敷御用人中へ直に願書差出候處、其砌も相濟不申候、右之次第故住持相續出來不申無住に相成候故、客殿庫裡等破損退轉仕、只今に至、漸く太子堂而已相殘居候。(菅生村遊傳寺由來記)

祐傳寺屋鋪

一、太子堂但し二間四面。境内東西二十間、南北十間五尺。

右、往昔は祐傳寺と申候て、當國碧海郡桑子村高田宗妙源寺末寺に御座候、天文年中、柴田新四郎殿御建立にて開基、御同人御舍弟法名祐傳と申候。

一、權現様先の御簾中築山様御靈神明宮、右祐傳寺境内へ御勸請被爲有候、御別當に被仰付候に付、寺領も被下置候、右の御證文御座候、全體は投町裏に御座候處、正保年中、水野監物様御代祐傳寺替地に被仰付、水野様より御代々一石八斗八升八合御除地に御座候、委細の儀は本寺桑子村妙源寺に御座候以上

戌九月

兩町庄屋

(信介見聞雜記)

慶長九年十二月十三日のなかり八幡領なかり遊傳寺領としるせる檢地

帳がある、八幡領は若宮八幡宮の條に擧げたれば、こゝには遊傳寺領の分を掲げ置く。

なかり遊傳寺領

上畠五畝十八歩

遊傳作

上畠十八歩

同人作

居屋敷一反廿五歩

同人

屋敷一畝歩

彦一郎

上畠六畝六分

分米八斗六合

居屋敷一反一畝廿五分

分米一石五斗三升七合六勺

畠合一反八畝一分

分米合二石三斗四升四合三勺

眞宗本派

第八節 眞宗本派

明願寺

明願寺

明願寺は法城山と號す、伊賀町字西郷中百八番地に在り、境内六百三十八坪を有す、本願寺派本願寺の末寺である。

もとは天台宗にして、岩津村眞福寺の別院であつたが、文明二年住僧清山の時に至り、本願寺第八世蓮如上人に歸依して眞宗となつた、之を中興第一世とする、其頃井田野今魂場野と稱すに合戦があり、(應仁元年八月か或は明應二年十月の戦の時であらう)清山、松平親忠の麾下に屬し、戦功に依て此四邊の地四町餘を賜はつた、第三世了慶亦松平氏に屬して戦功があり、永祿七年本郡安戸に於て五貫文の地を領した、第八世了忍の時、慶長十三年極月廿八日本願寺第十二世准如上人より、宗祖親鸞聖人の御影を下附せられた、第十二世樸民(明和五年七月四日、十一歳にして寂す)茶を好み、斯道の大家宗徧の遺物を蒐集した。或は云ふ、これより先き、宗徧此地に遊び、當寺に留る事半年ばかり、今存する茶席もその當時のものであり、遺物もその當時こゝに遺せるものとも傳へて居る、是非は明で無い。又境内裏藪に矢落の清水あり、一に矢落井とも云ふ、往昔井田野合戦の時、伊賀八幡宮よりの神矢こゝに落ちたりと傳へ、仍て此名がある。清泉滾々として湧出す、宗徧も亦此水を用ひたとも云ふ。

本尊は木造阿彌陀如來立像 丈一尺三寸、惠心作と曰ふ である。現今の堂宇には本堂、庫裡、座敷、鐘樓、梵鐘銘享保四年初冬中旬玄哲代茶所、門等がある。

寶物

- 一本 尊 裏書 裏書寂如 寶永三歲丙戌十月十三日 一幅
- 一 阿彌陀如來畫像 裏書准如 慶長十三年戊申極月廿八日 一幅
- 一 親鸞上人畫像 裏書准如 慶長十三年戊申極月廿八日 一幅
- 一 良如上人畫像 裏書寂如 寛文十一年辛亥三月廿一日 一幅
- 一 太子七高僧畫像 裏書寂如 寛文十一年辛亥四月七日 二幅
- 一 親鸞上人繪傳 裏書寂如 寶永三曆丙戌十月十三日 四幅
- 一 寂如上人畫像 裏書住如 享保十一歲丙午八月十四日 一幅
- 一 湛如上人畫像 裏書靜如 寛保二歲壬戌四月十三日 一幅
- 一 蓮如上人畫像 裏書法如 延享五歲辰年卯月廿日 一幅
- 一 法如上人畫像 裏書文如 寛政二歲庚戌年二月廿七日 一幅
- 一 文如上人畫像 裏書本如 文化二乙丑年七月廿九日 一幅
- 一本 如上人畫像 裏書廣如 文政丁亥八年四月十三日 一幅

一 廣如上人畫像

裏書明如 明治五年申年二月廿日

一幅

四六

當寺には宗徧の遺物が甚だ多い、こゝに宗徧の事蹟の大略を述べ、當寺存在の遺物について少しくしるして置く。

山田宗徧は寛永元年京都に生れた、初め周覺、のち周學と云ふ、本姓は仁科氏、母方の姓を受けて山田と改めた、父を道玄と云ひ、本願寺派の僧であつたが、故ありて三州吉田(豊橋)に移つた、よりて宗徧も父に従つて吉田に住む、時に宗徧は二十六歳であつた、宗徧六歳にして小堀遠州の門人となり、正保四年に千宗旦の門に入つて學ぶ事九年、當時は既に吉田に住みし時であつたが、多くは京都に出で、鳴瀧に寓して居つた、やがて千家茶道の蘊奥を極め、傳來の四方釜を授けられ、その庵を四方庵と稱へた、また不審庵(千家累代の庵號)、今日庵(宗旦の庵號)の號をも讓られた、のちに力口齋、如竿子と號した、明暦元年三十二歳の時、吉田侯小笠原壹岐守忠知に仕へた、當時、悟眞寺内の竹意軒に住んで居り、また遠州濱名郡の大福寺にも滞留した事があるといへば、もし岡崎に來た事がありとすれば、恐らく此頃の事であらう。寶永五年四月、八十五歳にして江戸に歿した、茶道便蒙抄、利休茶道具圖繪

茶道要録等の著がある、その二子宗屋、通稱、久右衛門、桃葉庵、大信と號し、また小笠原家に仕へて百石を領した。

明願寺に在る宗徧遺物

- 一 宗徧作松皮香合
- 一 宗徧傳來丸釜
- 一 宗徧手造梅津川手附籠花入
- 一 宗徧作竹二重切花入松風
- 一 宗徧自筆秋乃舞
- 一 利休作茶杓
- 一 胡銅置花入
- 一 一羽帚
- 一 宗徧自作如來立像
- 一 宗徧所用硯箱
- 一 宗徧作花入桂川
- 一 宗徧作桑柄火箸
- 一 利休所持内燒黑茶碗
- 一 宗旦作茶杓
- 一 自作釜
- 一 宗徧筆利休一枚起請

その他甚だ多いが、中には散佚したるものもある。

正福寺

正福寺

正福寺は筒井山と號す。六名町字南郷中九十二番地に在り。境内六百十

五坪を有す。本願寺派本願寺の末寺である。

往昔大和國郡山の豪族筒井順盛の二男に將監と云へるものあり、大永年中當國に來り、岡崎城主松平清康に仕へた。(筒井氏系譜に、藤大夫順武四十五代の孫順盛の二男治部大夫忠正、大永年中大和國より參河に來り、清康に仕へ、のち廣忠家康に歷仕し、永祿六年一向一揆の時軍功を勵まし、十一月二十五日參河國二重堤に於て戰死すとある)其子孫某、一向宗

に歸依し、字寺島に一字を建て、筒井山正福寺と稱へた。當寺に蓮如上人の繪像があり、裏書に慶長十三年戊申極月廿八日釋準如華押、三州額田郡六名郷正福寺常住物也願主〇〇云々とある、其後故ありて廢絶し、寶永年間僧存夕、今の地に寺籍を移して堂宇を建立し、當寺を再興した。根石山遊傳寺由來記録に曰く、

六名村正福寺は不義御座候て追放、寺は滅亡、跡、百姓屋敷に罷成候處、水野豊前守殿御代、數年御願申、如前々寺地被下、只今寺建立仕候云々。

是によつて、今の本尊木造阿彌陀如來立像及び太子七高祖宗祖等の御影裏書は、皆寶永七年二月附であつて、願主は存夕である。

現今の堂宇には、本堂、庫裏、座敷、玄關、書院、太鼓樓、鐘樓梵鐘寶曆五年十一月十五日鑄造門等がある。

寶物

太子木立像
二尊連坐御影

一體
一幅

照雲寺

照雲寺

照雲寺は、福島山と號す、板屋町百二番屋敷に在り、境内二百八十六坪を有す。本願寺派本願寺の末寺である。

文政年中の創立にして、始めは板屋町惣道場と云ひ、安政二年五月淨圓俗名尾利助と云ひ、碧海郡柿崎村の人の時より照雲寺と稱へた。本尊は木造阿彌陀如來立像傳教大師作と傳ふにして、文政十三年十月二日本願寺第

廿世廣如上人より下附ありしものである。現今の堂宇には、本堂、庫裡、座敷、玄關、鐘樓梵鐘銘明治十三年十一月十七日等がある。

もと此寺地は、一時土呂殿本宗寺の建てられた遺跡であつて、今の碧海郡佐々木正福寺、額田郡針崎徳圓寺等も、始は此所に建立ありし由を傳へ、共に山號を福島山と稱へて居る。福島とは、此地の舊名であつて、萬治二年岡崎城

主水野監物忠善より、今の天白町に易地せられた。依て當時其地を福島新田と呼んだ。按ずるに、正福寺、徳圓寺等の移轉も、此時代であらう。參河國名勝志に曰ふ、

板屋町裏に本宗寺の舊跡あり。參河見聞集に云ふ、慶長五年庚子より、岡崎城は、本多豊後守康重、同豊後守康紀、同伊勢守忠利、次第して居住あり、其頃、平地光顔寺入魂の故を以て、岡崎へ移住のよし命あり、松葉門の南に一字を創造して住せしが、其時幕府御上洛ありしに、此寺にて鐘うちならせしに依て、又平地へ歸寺を命ぜられしよし、其跡を、今、光顔寺屋敷と云ふ寺ありて中頃光顔寺と號す。宗本

とあるが、本宗寺の福島へ移り來れるは、田中吉政時代である、本宗寺の條參照。

寶物

- 六字名號 (日蓮上人筆) 一幅
- 文珠菩薩畫像 (土佐光信筆) 一幅
- 十六羅漢畫像 (土佐光貞筆) 一幅

普賢菩薩畫像 (水野年方筆) 一幅

本多忠勝畫像 (衡齊文岳筆) 一幅

十界繪傳 一幅

祖師聖人御繪傳 一流

御文 (日、實如上人筆) 一通

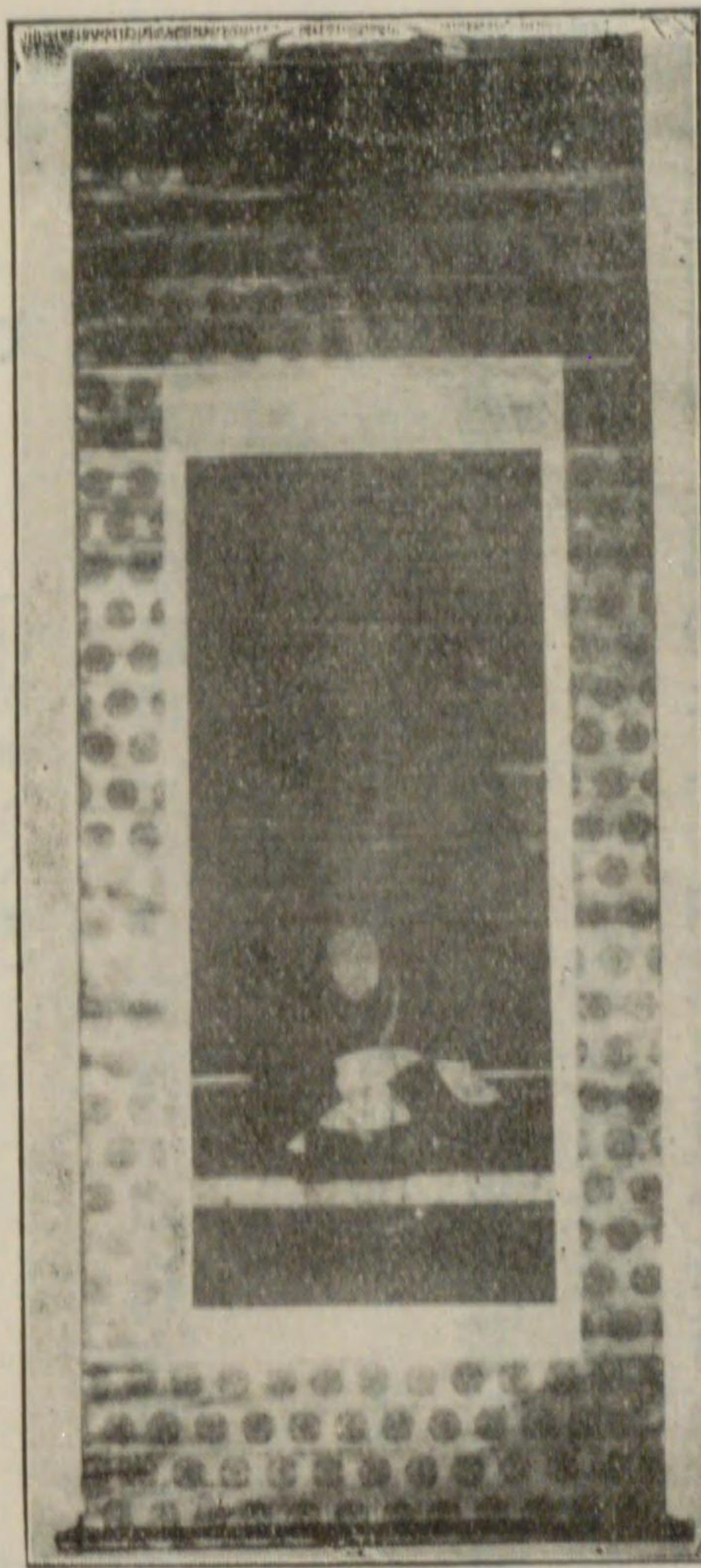
北野藥師寺古瓦 一

本宗寺

本宗寺

本宗寺は土呂殿と號す、美合町字平地五十番地に在り、境内二千二百四十坪。光顔寺由緒傳記並に石川氏由緒には、後花園天皇の朝、文安三丙寅の歲に、額田郡土呂の郷に、蓮如上人の開基にて、小山(石川)下野權守政康が一字を建立し、柳堂本宗寺と號したとあるが、佛教總説の號に述べたる如く、蓮如の西參河教化は、主として應仁から文明の初年にわたつてあつて、その以前は確なる事が知れ難いのであるから、本宗寺の建設も、恐く此際にして、本宗寺の明治の書上に、應仁二年戊子四月創立とあるのを正しとすべきであらう。

石川氏由緒に、文明元年(應仁二年の翌年)の十一月に、蓮如が本宗寺に於て祖師の法養を行つたとあるのは、この伽藍建設の工成つて、こゝに盛大なる法會を執行ひ、仍て以て眞宗教團の盛を期したものと考ふるのである。蓮如の子九代實如も、また參河教化に力め、その子實圓(兼澄)を本宗寺の住職



蓮如上人畫像

とした、實圓の次に實勝が嗣いだ、然るに永祿六七年の一向一揆に、家康は本願寺門派の寺院道場を悉く破却したるが、四代良乗の記

録には、當時良乗幼稚なりしを以て、追放を受けず、土呂に住して居つたとある、然るに本宗寺沿革書には、永祿年中一揆兵亂の後、國內宗門御停止により、本宗寺の住職教付は、重縁を以て播州龜山本徳寺(本山の御連枝寺)へ移りて住職となり、舎弟證傳は勢州飯南郡射和村に越えて土呂山本宗寺を取立て、土呂本

宗寺、その他光顔寺等の寶物を永々藏置せりとある、恐くこれが事實であらう。

かくて後、石川日向守家成の母妙西尼(芳春院家康の叔母)の再三の歎願により、天正十一年十二月晦日に門徒の赦免があつた(第一徳川家康の條參照)、是に於て本宗寺は土呂の替地として馬頭野を賜ひ、こゝに再興したのである。

三州馬頭寺内之事

右諸式法度以下前々如土呂自今以後不可有相違但家康於勘氣之者寺内不可有御許容者以此旨佛法御興隆可爲肝要者也仍如件

天正十三年十月廿八日

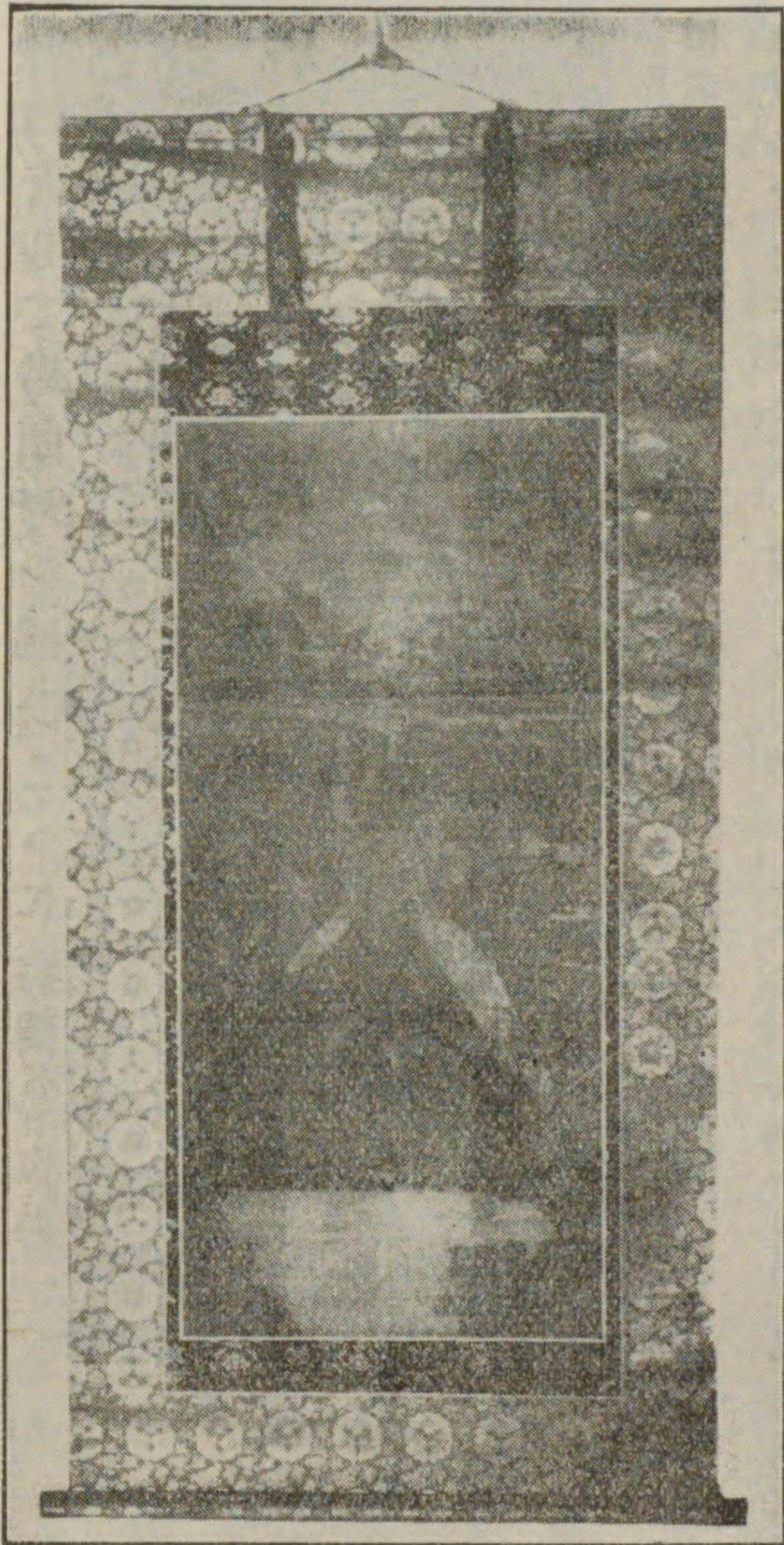
御朱印

本願寺

附云、本宗寺土呂舊地は、多く茶園となつて居り、家康が上林竹庵を招き茶事を試みる折柄であつたから、宗門再興の際には、替地として馬頭を賜はつたものであると、土呂の舊地は今も土呂御坊山と稱して居る。

然るに、田中兵部大輔吉政が岡崎入城の後、その懇請により、天正二十年福島の地へ引移つた。

一 福島寺内之儀前々如平地諸式法度已下申付候條自今以後不可有相違事



芳春院畫像
一本平地屋敷跡之儀家康様如御判形異儀有間敷事一平地居住之者他所え於相越者可爲曲事

右毛頭不可有相違候仍如件

天正十九年三月十日

福島本宗寺

兵部大輔吉政在判

更にその翌年掟を下していふ。

岡崎新田寺内掟

- 一 諸役等如先規之令免除之事
- 一 對寺内不寄諸奉公人背法度族於有之者急度可申付之事
- 一 前之平地居住之町人他所え於相越者曲事可申付候事
- 一 右之趣毛頭不可有相違之條佛法御執行可爲肝要候仍如件

天正廿年三月十八日

吉政在判

本宗寺御同宿中

然る處慶長三年家康上洛の際(この事實については、なほ考察すべきである)本宗寺の洪鐘の音が城中へ響き、時の鐘と混るゝと云ふので、替地を命ぜられ、碧海郡鷺塚村へ移り、この時善宗寺(或は善秀寺)と改むるやう命ぜられた、然しあまりに邊鄙なればとて、末山門徒の嘆きもあり、田中吉政の招きもあつたので、慶長四年正月城下之西の矢作郷西瓦原西河に本院を建立した、吉政また沙汰して云ふ。

西瓦寺内之事

- 一 諸役等前々如鷺塚令免除事
- 一 家中之者共御門徒に申付候事

一普請其方好次第可申付事

右不可相違候猶磯野伯耆石崎若狭兩人可申候仍如件

慶長四年十一月廿九日

兵部大輔吉政

西瓦

本宗寺

餘程吉政の歸依が厚かつたものと見える。これに就いて參河志には

平地本宗寺。西本願寺宗、往古は土呂村に在り、蓮如上人血脈相承の巨寺也、三代にして血脈斷絶輪番となる、其頃宗徒違亂、國家紛擾、故ありて寺蹟勢州へ移轉す、後、また三州福島の里へ歸り、一寺を造建し、祖基を續く、然るに慶長九年大神君御上洛の時、岡崎城に御滞留あり、良乘上人を召出され、御上意の趣は、本宗寺の洪鐘は陣鐘に用ひたる後、本宗寺へ寄附せる鐘にて響強く、城中の時の鐘と紛れよるしからず、遠方へ易地いたし、猶又本宗寺を善宗寺と改むべしとの台命によりて、當國碧海郡鷲塚村に易地す、然るに末山門徒の者、地隔り、殊に邊鄙なれば、法儀相便ならざる事を歎き、願達によりて、其後矢作村の内西瓦へ引移りぬ、其後又石川日向守母隱居屋敷今の平地野に移住す。

とあるが、悉さざる所もあり、また鷲塚への易地を慶長九年とすれど、こは慶長四年十一月の田中吉政の文書によりて、慶長三年とするを正しとする。さて彼の本宗寺の洪鐘は參河志にいへる如く家康が陣鐘に使用して居つ

たのを、天正十四年家康の駿府に移る時、本宗寺へ寄附したものであると、その銘に云ふ、

南無阿彌陀佛

諸行無常

是生滅法

生滅滅已

寂滅爲樂

南無阿彌陀佛

願以此功德

普及於一切

我等與衆生

皆共成佛道

大功德主

阿佛禪尼敬白

嘉祿二丙戌秋七月自恣日

然るに、元和三年五月の大風に大破に及び、遂に鳴らなくなつたと。本願寺が石山以來、兩派に別れて軋轢せる次第は、人の知る所であるが、此地方に於ても、その影響を受けて葛藤を起し、教如方の勝鬘等、上宮寺、本證寺の三個寺が、下坊主に聯盟誓書を出さしめて、當時福島に在つた本宗寺への參詣を止めた事があつた、その誓紙は左の如きものである。

今度三ヶ寺様御新門様え御出仕被成候に付て、右按察殿より如書札、三ヶ寺様如御掟可仕候、門徒衆一人も福島へ參詣候はゞ、生死一大事之時、導師

仕間敷候、爲夫如件

八月廿四日

下坊主連名書判

(上宮寺記録)

今度三ヶ寺様新門様え御出仕被成下候に付て、按法より御書札拜見申候、向後三ヶ寺様御掟のことく可仕候、其上、門徒衆一人も福島へ參詣候はゞ生死一大事之時導師仕間敷候、爲其如件

慶長二年九月五日

下坊主連名書判

(按察並に按法は、下間按察法橋頼龍、教如の家老)

(勝鬘寺記録)

慶長五年に至つて、またく命によりて馬頭野の舊地に歸り、今日に及んだのである、この頃、この馬頭野の境目に就いて紛擾があつたが石川日向守の沙汰によりて穩便に治まり、伊奈備前守より安堵狀を下した。

馬頭御寺内之事

右如御判形無相違被仰付候者萬事御法度等任御誼不可有御違背候仍如件

慶長六年丑二月七日

伊奈備前守在判

御堂御番衆中

今の本堂の西北の丘上に、古御堂跡と稱する所がある、北は、水田を見渡し、風光甚だ美である、上に土塚の跡などが存して居る、按ずるにこれが即ち福島へ移轉前の寺跡であらう。その光顔寺と改めたるは何時頃であらうか、四代良乗からは末寺(六名に在り)光顔寺が留守居職の名義を以て住職したるものと云ふ、さればにや、土呂本宗寺御番帳の寫の奥書に、正保四年六月廿日光顔寺六代了念とある、了念は初代實圓より六代目に當るのである、然るに、其の翌々年の慶安二年八月の朱印狀には、馬頭村本宗寺領としるしてある。

參河國額田郡馬頭村本宗寺領同村内十三石事任先規寄附之訖全可收納并寺中之竹木諸役等免除如有來彌不可有相違者也

慶安元年八月十七日

公には先規のまゝ本宗寺領と呼んだものと見える。

その再び本宗寺と復稱するを許されたるは、文化十三年九月二十六日の事であり、十三代目廣圓の時である。

本尊阿彌陀如來坐像、惠心僧都の作。

現在の建物は、本堂、座敷、庫裡、玄關、鐘樓、廊下、物置等、門前に蓮如上人鬚石がある。

什寶物に

一、聖僧形救世菩薩 傳九條兼實作

一體

一、三聖連坐影像 法然上人、開山上人、九條兼實三筆

一幅

一、玉日君影像

一幅

一、法然上人筆四句文

一、法然上人選擇集

一、法然上人筆消息

一、九條兼實筆消息

一、念佛停止古札 内裏陽明門に五ヶ年間、設置し制札である

今度南北擬奏達

叡聞諸宗依榮怙人心謀、粵源空文治元年之頃始而興、淨土門歸依之老少

悉棄家業、剩法外之科五十餘依之被禁、淨土念佛猶一聲停止之依而制書

如件

秦朝臣

(按ずるに、この制札は、全く後世の偽作にして、淨土宗弘通に利用せしものであらう)

一、芳春院畫像 畫工今川文延に命じて、剃髮の際寫さしめしもの

一、東照公畫像

一、東照公所持の末廣並に團扇

一、芳春院寄進袈裟

一、同上寄進鏡 母堂より譲られたるもの

一、蓮如上人筆唯心鈔

一、蓮如上人筆一念多念證文

一、同 和讚朱點

一、同 正信偈板木下

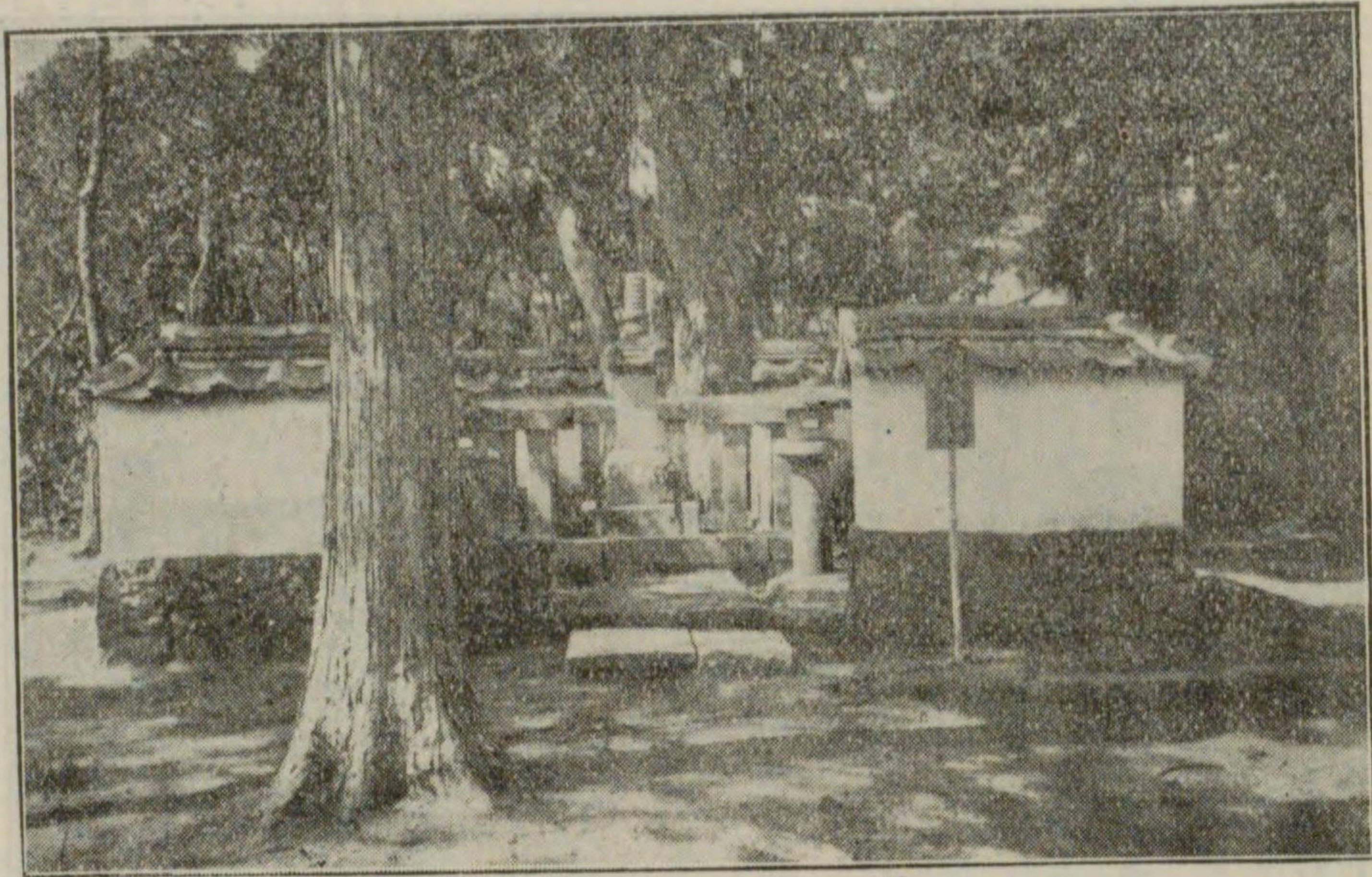
一、同 三帖和讚板木下

一、同 和讚奥書並印

一、同 影像裏書

一、宗門再興之際の書狀

一、親鸞上人筆九字名號



芳 春 院 墓

一、御堂御番帳

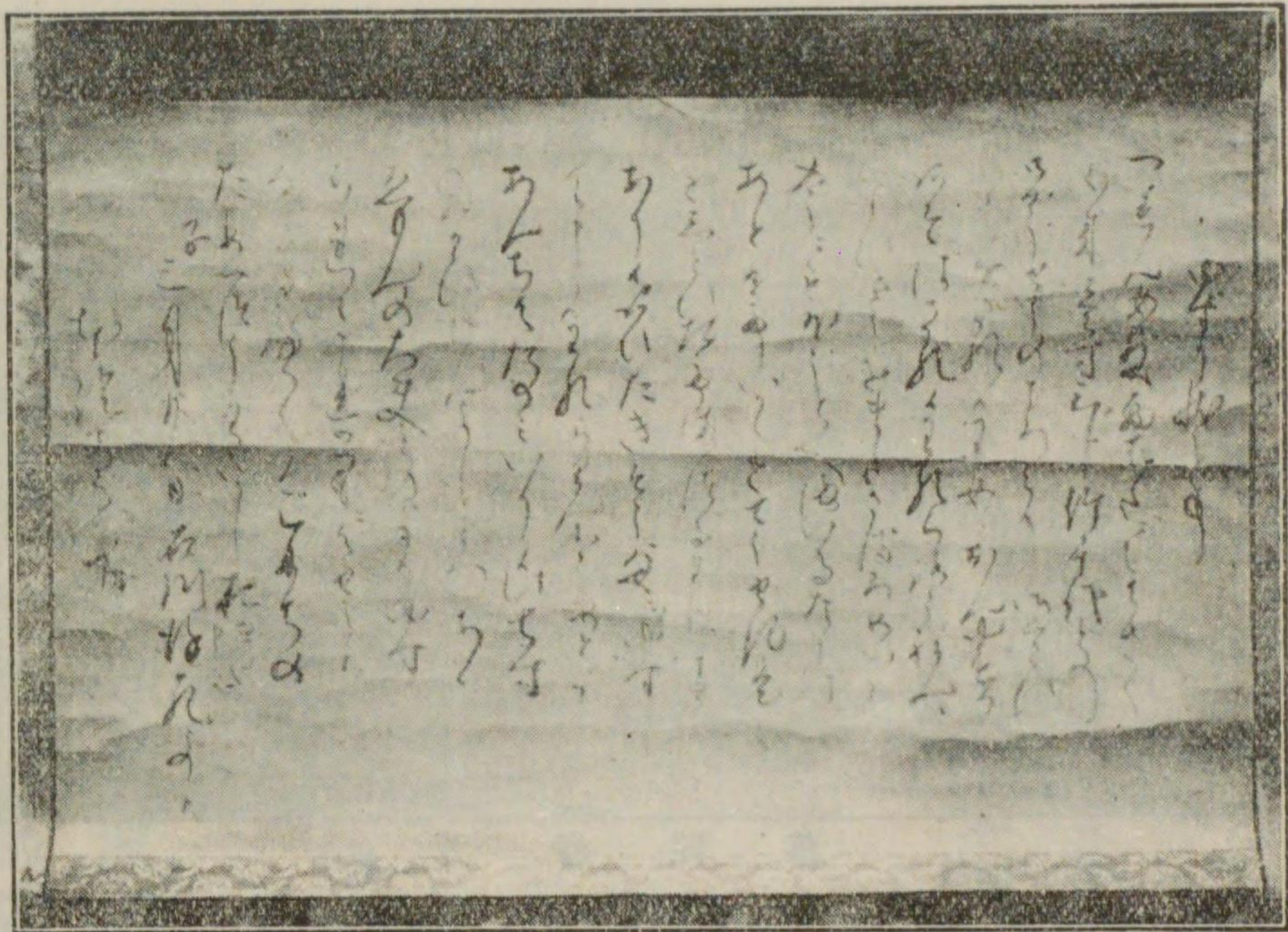
一、蓮如上人筆土呂殿額

一、親鸞上人畫像

一、同上木像

一、代々法主畫像 (代々法主裏書)

芳春院讓狀



附云、從來本宗寺には、毎年三回の定例法要があつた、一は芳春院祥月(自二月二日、至同七日)次は開基蓮如上人祥月(自三月二十日、至同廿五日)三は親鸞上人報恩講(自十一月廿三日、至同廿八日)であつた、猶四月十七日の東照宮祭にも、神君御位牌を奉奠して讀經説教を行ひ、參詣者が多く、餘興に、投餅、大弓は常例であり、外に角力獅子舞囃子打込等の奉納があつたと。
芳春院の墓は、本堂の南に在る、もとは本堂の西北に在つた、その祥月には鄭重なる法會を行ひ來つたものである。

この譲り状は、本證寺の所藏であるが筆蹟を見る参考のためこゝに掲げ置く。

ゆすり状之事

一れん女(蓮如)さま西はたにて御さく女來(如來)壹寸三分、竹千代どの御やうせうのころより御くわいちうなされ候、わ女におんゆすりあそばされ候、われらるうねんにおよび、きやうなまたざるるめい也、今にもほうとへまいるならば、あとにていかゞとてうせきをしとひたてまつるわけこれあり候、あひだ、きそうさまえゆすり申候也、われらりんちうあとにてあんなち御たのみいり候、此七寸のくわいけんよしみつ、ちゝゑもんのお大夫どのよりゆすられ候、これともに御せうちなさるべく候、ごにちのため一つうわたしおき申候也

本證寺さま

石川後尼より

子三月廿五日

德應寺

德應寺

美合町字平地四十三番地、本宮寺の門前に在り、都路山と號す。境内五百五十六坪。

寛永十二年乙亥二月、本宗寺五代良祐の長男存可の創立に係る。

本尊は阿彌陀如來 作者見雲

現在の建物に、本堂、庫裡、物置等がある。什寶物に、

蓮如上人畫像 裏書 萬治三年十二月十六日 一幅

太子七高僧畫像 裏書 文如 寛政五年九月八日 兩幅

良如畫像 寂如裏書 一幅

紫雲寺

紫雲寺

繁路山と號す、大平町百八十四番地に在り、境内千四百六十六坪。

もと阿彌陀寺と呼び、天台宗であつたが、天正九年顯如上人に歸依して改宗す、その時の住職を全教と呼んだ、其後無住となつて、久しく廢頽して居つたが、享保六年本宗寺の典隆、こゝに退隱し、中興となつた、寺號公許は享保六年二月十八日である、爾來相ついで本宗寺の通寺となつて今日に至つた。

本尊阿彌陀佛立像 丈二尺、作者康雲

建物に本堂、庫裡、玄關等がある。什寶物に

良如上人畫像 裏書不明 享保六年二月十一日 一幅

親鸞上人畫像 裏書 廣如 天保十一年十一月十九日 一幅

太子七高僧畫像 裏書 廣如 天保十一年十一月十九日 兩幅

徳正寺

徳正寺

大平町字新居六十四番地に在り、惠城山と號す。境内四百九十坪。

もとは、南面山海向寺と呼ぶ天台宗の寺院であつて、天同元年九月(平城天皇の六六)の創建、開基を圓海と云ひ、高隆寺の分院であつた、高隆寺の條に擧げたる家康の安塔狀に、大西海向寺と云ふものである。

慈覺大師圓仁が、彌陀、藥師、地藏三尊の像を彫刻し、これを圓海に付與したと傳へて居る。室町時代に入りて、水難に遭ひ、火災に罹りて、堂宇廢頽したるを、村民協力して再興した、この時眞宗に改宗したと云ふ、當寺に傳ふる阿彌陀佛畫像の裏書より推して、恐く永正年中實如時代の事であらう。慈覺大師の付與したる三尊の内、阿彌陀佛の像は高隆寺に移り、藥師佛は行方不明となりたれば、之を石佛に刻して、藥師堂として町内に祀り、地藏尊は今日に至るまで當寺内に祀つて居る、火災の際、火中を出で、蟹ヶ澤の岩窟内にま

本如上人畫像 裏書 廣如 天保十一年十一月十九日 一幅

廣如上人畫像 明治廿九年六月九日 一幅

したとある。

其後また一々廢絶したるを、寶曆の頃更に再興し、本山より惠城山徳正寺の號を下した。

本尊阿彌陀如來 康雲作 裏書法如、寶曆十三癸未年四月廿三日

建物に、本堂、座敷、庫裡等がある。什寶物に

一、阿彌陀如來畫像 裏書實如 永正九壬申年七月廿三日 一幅

一、湛如上人畫像 裏書法如 寛保三年癸亥年閏正月十五日 一幅

一、太子七高僧畫像 廣如裏書 天保四癸巳年三月廿三日 兩幅

一、親鸞上人畫像 裏書廣如 天保四癸巳年二月廿三日 一幅

一、本如上人畫像 裏書廣如 天保四癸巳年二月廿三日 一幅

一、六字名號蓮如上人筆 一幅

一、地藏菩薩木像 一體

一、本山相承消息 一通

西福寺

西福寺

美合町字西屋敷 五十一番地 に在り、境内九百九十七坪。

小豆坂合戦の際、堂宇焼失し、諸記録灰燼に歸して、由緒は甚だ明で無いが、往古は天台宗であつたと云ふ、されど創立年代等詳で無い、傳ふる所に依れば、額田郡保久村城主山下庄左衛門長清の次男清常の子清令と云ふ者、乙川庄天台宗出生寺圓傳法印の弟子となり、法號を傳説と云ふ、明應元年二十二歳の時、叡山に遊學せんとし、途中蓮如の高徳を聞き、山科に立寄り、法義を聽いて深く歸依し、遂にその弟子となりて專了と改め、本寺を再興して西福寺と號したと、土呂本宗寺御當番帳におほひら專了とある人である、然るに、明治二十五年の書上には、清令(專了)住職が應仁二年蓮如參河巡化の際改宗せる由に於してある、此書上の方が事實であるやうに思はるゝ。

本尊阿彌陀如來 作者不詳、元和六庚申年二月廿四日、第六世、裏書、本山より授與せられたるものと云ふ。

建物に、本堂、庫裡、玄關、座敷、鐘樓等がある。什寶物には

一、親鸞上人畫像 裏書 寛永元年辛丑年四月廿六日 一幅

一、太子七高僧畫像 裏書 寛文元年六月廿八日 兩幅

一、良如上人畫像 裏書 寛文十庚戌年七月五日 一幅

- 一、寂如上人畫像 住如裏書 享保十二年丁未年三月十一日 一幅
- 一、湛如上人畫像 法如裏書 寶曆三癸酉年四月四日 一幅
- 一、親鸞上人畫像 法如裏書 寶曆三癸酉年九月十一日 一幅
- 一、蓮如上人畫像 同上 一幅
- 一、法如上人畫像 文如裏書 寛政二庚戌年四月廿五日 一幅
- 一、文如上人畫像 本如裏書 文政七甲申年四月八日 一幅
- 一、本如上人畫像 廣如裏書 文政十丁亥年六月八日 一幅

本願寺參河別院

本願寺參河別院

本願寺參河別院は、傳馬町二百五十八番地にあり。境内一千五十七坪一合七勺を有す。

此地は、往昔淨瑠璃姫の侍女十五夜が、姫の死後庵を結びて菩提を弔ひし所なりと傳へ寺記には、昔淨瑠璃姫此の處に來り、菅生川の清流を掬し、桑谷山の遠峰を望み、十五夜中天に照る皎月を賞し、十五夜の詠歌せしを以て十五夜と稱すと云ふ。其後元和中眞言宗の僧匡圓寛永六年十月廿九日寂す中國邊より來りて其遺跡に一字を建立し、十五夜寶王院山伏愛宕山と稱へた。以來法燈詳ならず。

一説に、藤原光能と云ふ人の子知光、正五位下淡路紀伊守、治承三年十一月十七日解官入醍醐寺、養和元年下於參河國、壽永二年薙髮、建立一字於菅生庄、自號般若院、伏見中納言兼高待於知光最厚、遂以二女十五夜、偶知光、承久三年二月十五日化六十五歳、それより俊乘、尊譽、寛海、灌應、鏝阿、秋光等に傳へ、圓證に及んで權大僧都阿闍梨法王院、應仁二年正月十一日化六十四歳、後、法を寶と改む云々とあるが、據るべきものとも思はれぬ。

明治年間、二十世寶周院惠海の時、維持困難に依て廢寺となり、同十五年岡崎眞宗教場となる。同二十年六月岡崎本願寺説教所と改稱す。同二十九年改築の議起り、舊本堂は碧海郡北野報恩寺に移し、庫裡を以て假本堂に宛てたるが、同四十五年四月二日に至り、現今の堂宇即ち本堂十六間、庫裡五間、書院七間、六間とを建立し、更に婦人會館八間を建て、佛教參河婦人會を設立した。大正九年六月二日京都市下京區若松町眞宗本願寺派眞實寺の寺籍を當所に移轉し、同年七月七日本願寺參河別院となる。

本尊は木造阿彌陀如來立像。大正十年、門水屋を新築す。東別院と共に實に當市の大堂宇である。

眞宗大谷派

專福寺

第九節 眞宗大谷派

專福寺

專福寺は本徳山と號す、祐金町七十四番地に在り、境内千五百五十一坪八合九勺を有す。大谷派本願寺の末寺である。

もとは岡崎城大手口の南方にあつたと傳へて居る。或書に、弘仁九年澄圓と云ふ天台僧、太子直作の木像を奉じて參河に來り、天白山の麓に庵を結びて住す、世人之を太子堂と呼ぶ、これ實に當寺の開基なりとあるが、事甚だ遠にして眞僞固より明で無い、また曰く、祐欽三代の祖祐了、天白山より能見大手口市場の地に移轉したりと、此地は舊記に木町大手口と稱する所と同所にして、後に木町二軒屋敷と呼びたる所である。

當寺之義は、往古木町大手口より南に寺屋敷有之、境内十三石目拜領、能見裏三本松之邊に四十八石目御朱印頂戴いたし、本堂は十二間四面にて有之候（專福寺舊記）

といふものである。

中興の祖祐欽は、徳川家康岡崎在城の頃、茶道連歌等の相手となり、屢々登城したるを以て、永祿一揆にも加擔せず、渡村善秀（祐欽の妹婿）と共に一揆に向つて和談を勧めしに、却ていたく一揆の怒に觸れたるより、難を避けて、祐欽は攝州平野に走り、善秀は遠州蝮塚に逃れた。參河一向宗亂記に曰く、

祐欽は其後大阪に居たりしが、一向宗の亂治まりし後、石川日向守家成の母儀、彼僧が一揆の節扱の事に骨折りたる條々、其功顯れずと雖も罪なき趣委細申上げ愁訴に及びし故、御聞濟あり、天正八庚辰年正月、最初に恩免ありし故、頓て歸國し、御城下市場に於て屋敷拜領す、夫故に參河一番の道場と申したりき。其後傳馬町裏に道場を建つ、今の專福寺是なり云々と。市場に再興したる本堂は、間口九間、奥行十間ありし由である。

石川家成の母を芳春院水野忠政の女にして徳川家康の叔母であると云ふ、此人の歎願に依て、天正十一年十二月末日また參河に一向宗の再興があつた、芳春院は慶長三年二月七日八十四歳にて歿し平地に葬る。又能見町東裏三本松と云ふ處に分骨せしが、慶長六年城主本多豊後守康重より傳馬裏即ち今の地に移轉を命ぜ

られ、芳春院の墓もまた改葬し、今境内に墳墓を存して居る。平地の本宗寺の條参照の事當時の本堂は、間口九間、奥行十間の大伽藍であつたが、享保十七年、本堂、玄關、庫裏等に、至迄、悉く焼失し、次で第九世祐慶代、延享二年九月五日、本堂を再建した。

此地はもと稻前神社の社地にして、伊勢に輸する神稻を納むる神倉があつたと傳へ、當寺に稻前神社舊趾の板碑を有して居る。今はやや荒れたれど、其の庭園の幽邃なる事も著名である。明治十一年、明治大帝の北陸東海御巡幸の際、十月廿八日、岡崎に御着輦、當寺を以て行在所とせらる、翌日暴風雨の爲め、一日御駐輦ありて種々の天覽を賜うた。また明治九年十一月廿八日、昭憲皇太后此寺を御泊所と遊ばさる、最も光榮ある寺院である。當時の御座所たりし御殿は、今東別院に移された。

本尊は木造阿彌陀如來坐像である。

現今の堂宇には、本堂、庫裏、玄關、座敷、鐘樓梵鐘銘、承應四年四月十日、當寺七代祐順代、樓門等がある。

寶物

九字名號 (蓮如上人筆)

一幅

本朝佛法相承連座眞影 (覺如上人筆)

一幅

蓮如上人畫像 (天正九年五月十日、釋顯如華押)

一幅

證如上人畫像 (天正九年七月廿三日、釋顯如華押)

一幅

親鸞聖人畫像 (慶長三年六月廿五日、釋教如華押)

一幅

顯如上人畫像 (慶長五年十月廿四日、願主釋祐欽)

一幅

教如上人畫像 (元和三年十一月十日、釋宣如華押)

一幅

岡崎城残り衆預け狀 (田中吉政華押)

一通

本多忠豐守本尊

一體

芳春院畫像 (裏書釋嚴如印、願主石川總定)

一幅

由緒記に、芳春院殿御安置之本尊一體(惠心僧都作、神君様より石川家へ拜領有之候唐畫之懸物二幅對、茶壺一つ、日向守殿より寄附有之、於只今所持仕候云々とある。

參考

一、開基澄圓、近江國滋賀郡槻三左衛門尉、妻子に後れ剃髮染衣して、最澄師の弟子となり、夫より天台の教相を受け、弘仁年中灌頂して太子直作の木像を授り、其後弘仁九年、參河國に下り、天白山の麓に庵を結び住居す、世舉

て太子堂と云ふと云々、十一代源誓迄は代々天台宗相承仕候、十二代善祐、此頃祖師聖人關東より御歸路の砌御弟子となり、聖人より御形見として惠心の筆阿彌陀之像一幅、並九字十字の名號を賜ひ、是より眞宗相承の導場と相成申候、十三代祐誓は本多右馬允助定の二男に御座候、十七代祐了の時、文明二年天白山より能見大手口市場へ移住仕候、此所只今にては木町二軒屋敷と申候、二十代祐欽、慶長六年能見大手口市場より當地へ移住仕候。

一、御墓松之儀、古來より本多松と申傳、或は石川松と申來候、其故は、十七代之住持祐了より廿代目祐欽住持之砌、慶長六年當地へ移住之節、本多忠豊公之御墓、並石川日向守御母之墓、當寺代々の惣廟、當地へ不殘引移申候由に御座候。(岡崎城下專福寺由緒)

岡崎古事傳に云ふ、專福寺は永祿年中一揆の時御忠節あるにより、一揆取鎮の扱に立入と云へども、事成らず、依之岡崎を去て大阪にいたり、其後石川日向守母儀願により一向宗再興す、其時專福寺歸參して市場に住し、其後天照大神宮の御藏屋敷へ移り住す。(參河國名所圖繪)

梵鐘の銘

於當寺奉鑄鐘

三州額田郡岡崎

專福寺常什物也

願主 釋 祐 圓

干時慶長十八癸丑十一月十八日

取立 成瀬 七藏

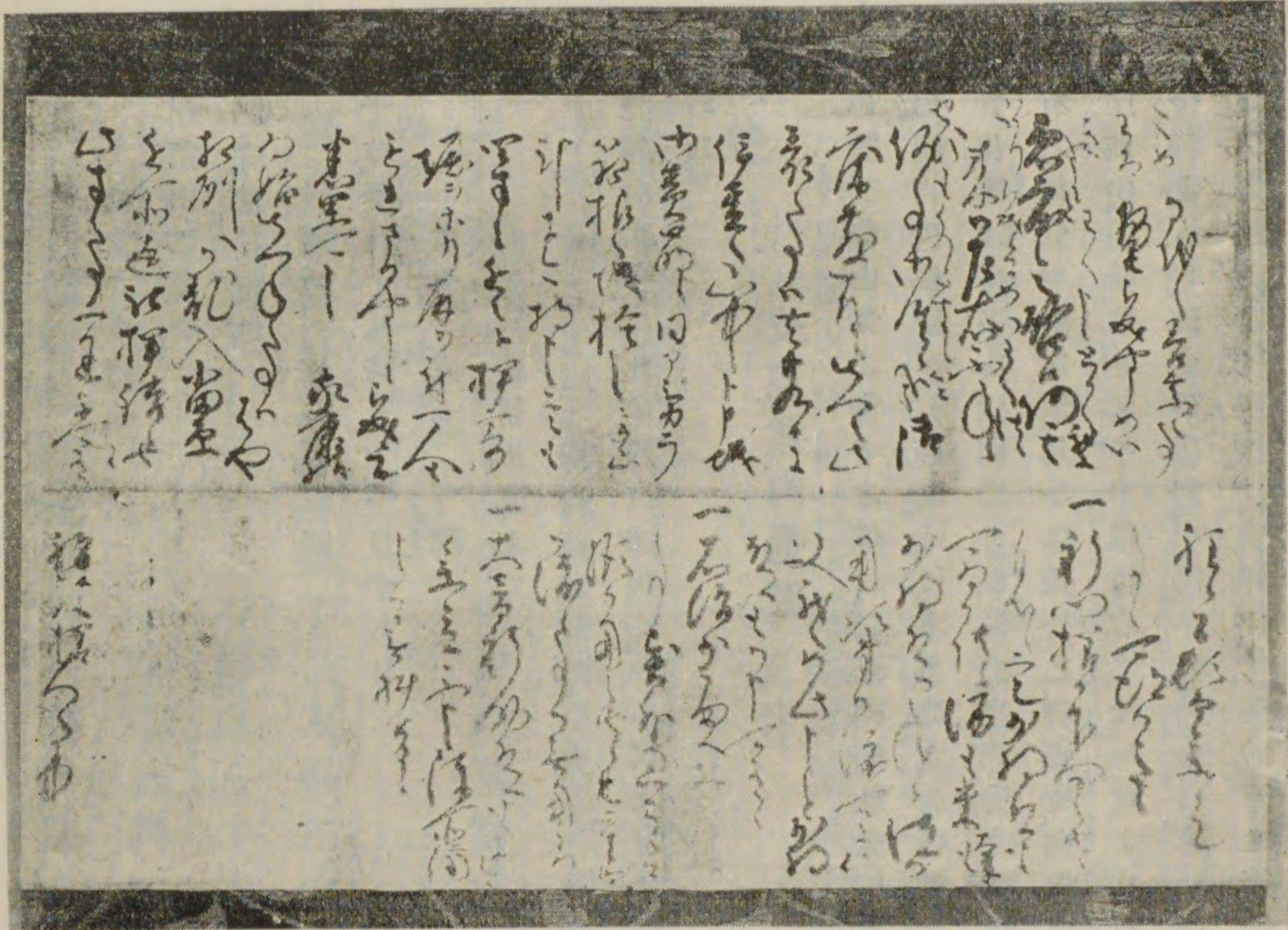
大工 藤朝臣淵上

安藤藤左衛門宗次

梵鐘由緒書に、此の鐘は破損したるにより、承應四年四月十五日再鑄したる由がしるしてある。

安原甚内覺書

本多忠豊公御由緒之御寺之儀は、三羽岡崎祐金町本徳山專福寺と申東流之一向宗に而御座候、以前同國吉田領野田村西圓寺は、本多助定公の御次男御住職之由、後忠豊公御次男様御俗名不相知候出家之御名を空明様と申候由、專福寺之御住職被遊候と申傳候、右專福寺の寺中に古き墓所有之、松壹本御座候、是を忠豊公之御墓所共申傳候由、右專福寺石川家えも由緒御座候寺にて御座候由、岡崎古き者の申候は、右之松を昔より石川松共申傳へ、石川家之御印之松とも申候、又祐金松とも申、祐金の印共申傳へ候、祐金は專福寺之開基に御座候、又本多松共申傳、忠豊公御印松共申傳候、寺にて申候は、安祥にて御討死之節、空明之御取斗にて御死骸を同國野見町東裏



小田原陣よりの簡書

この書簡誰より出したるものか明
で無い。宛名も剥滅して明白で無
いが「祐欽様人々御中」と云ふのかと
思はるゝ。天正十八年の小田原陣
の模様を知らせたるもので、伊豆の
山中、あしがら、箱根、にら山等の城の
様子をかたり、家康を初め先陣の軍
はもはや相州へ亂入し、小田原近所
まで押寄せたる由を述べ、新門跡即
ち教如の下の事、石田治部少輔(三
成)へ無沙汰の事などをしるして居
る。

三本松と申所へ御納被遊候が、後に又専福寺之寺内へ引取候由申候得共、成義無御座候云々。

(信介見聞雜記)

専福寺過去帳に、天正十九年五月廿四日西圓寺空明寂す六十七歳とあれども、當寺世代には之を加へず、又本多忠豊は天文十四年九月廿日安城合戦に討死し、碧海郡桑子妙源寺境内に葬り、後寛政十一年七月十二日安城に改葬せる由を本多家記録に載す。當寺を墓所とする次第詳で無い。

専福寺第十七世慧鏡師傳

師諱祐賢字慧鏡號宣忠院姓本多父諱祐要母高見澤氏文政五年龍集壬午八月廿二日生干専福寺幼而穎敏剛直狀貌儼然夙就藩士松下氏塾受儒業善詩屬文二十二歳入講師本院門始學内典後經歷諸山講肆特研神於華嚴圓教其志恒在護持正法三十二歳著私建護法議一卷三十三歳講原人論於本覺援引所有廢佛諸書而竭彈斥焉爾來愈勉強講敷宗乘併總一乘三乘經論學而忘疲倦矣法主徵任擬講時年四十五明治五年奉命到東京爲學塾長大警策衆徒著書頗多矣時新法主爲踰海遠涉印度西洋便囑爲留守於是晝夜孜孜精謹勤苦法主賞其勤親書額字賜之明治六年五月補中講義同年秋嬰病而歸鄉翌年三月廿一日在寺晏然而取滅享年五十三矣法主惻然亟贈三等學師門人哀慟茶毘而葬于寺之先塋銘曰

稟性剛直 風彩偉雄 護拂佛乘 紹振眞宗
謹嚴苦節 有烈有忠 辱賜徽稱 永留厥功
明治十三年三月

一等學師權少教正龍溫時年八十有一謹述
中教正大谷勝緣題額

專福寺第十八世釋祐護謹書

(慧鏡學師之碑)

文化二年四月改岡崎神社佛閣
御朱印除地明細書

拜領地高七石一斗五升、當國碧海郡佐々木淨宮寺下東本願寺宗、祐金町本徳山專福寺

一、領主除地八畝廿六步、年買地一反五畝步

一、名木名水無御座候

一、寺中手狭に御座候

一、右專福寺之義、江戸より往還通左之方宿内傳馬町より脇町南え門土臺迄五十七間半引込、町家並寺内借家二十一軒

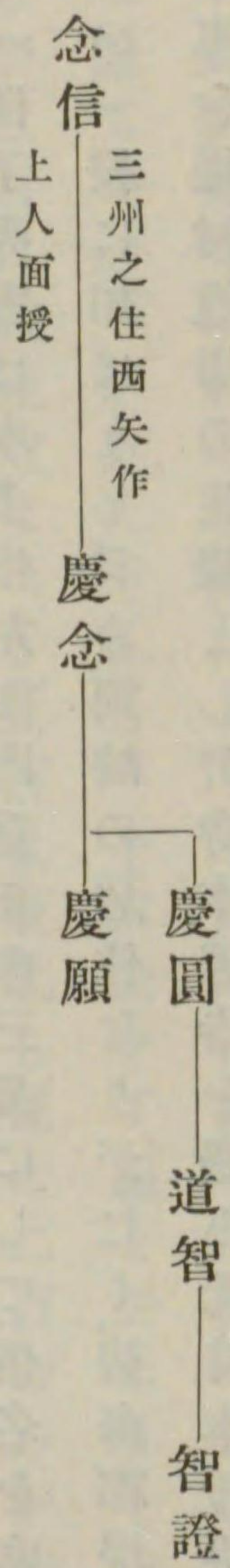
萬徳寺

萬徳寺

萬徳寺は龜井山と號す、明大寺町字下郷中廿一番地に在り、境内千坪を有す。大谷派本願寺の末寺もととは碧海郡野寺本證寺末である。

始め萬弘寺と稱し、天台宗起覺僧元久元年三月十一日寂の開創なりと傳へて居る。起覺は六名郷の産にして、江州東坂本西教寺の住職たりしが、老後故郷に退隱

して明大寺村今の字千本の地なりと云ふに一字を草創し、高宮山萬弘寺と號した。二世慶圓(姓は和田)の時、承久三年本山西教寺の誘に依りて後鳥羽天皇の御味方に加はり、天皇の遷されまます後北條氏の沙汰として當寺も焼亡せられた。之に依て慶圓は江州に漂泊し、後復本國に歸り和田村に住む、嘉禎元年親鸞聖人歸洛の砌、弟子となりて十字の名號並に安靜の御影を拜受した。寶治二年四月廿日龜井戸に向眞宗の道場を建立し、正元元年二月廿五日寂す、是れ當寺改宗の開基である、宗祖門侶交名牒の摺入に



とある。この慶圓であらうか。

第七世了西の時に至り、蓮如上人の弟子となり、萬弘寺を萬徳寺と改む、是れ當寺の中興であると。寺記に曰く、

了西は智證の養子、俗姓は本多氏、碧海郡堤村の産也、蓮如上人の弟子となり、萬弘寺を繼ぐ、是れ當寺の中興也、應仁年間蓮師當國遊化の節は常隨給

事し、萬弘寺へも奉請時に蓮師祖師の形見に下し給はる十字の名號拜覽ありて、御贄の結文、能令速満足功德大寶海とあるによつて、寺號を滿德寺と改むべしと、即ち師命に應じて滿德寺と改め、明應七年四月廿四日寂す、實如上人法名を染筆なし下さる、在世の時、蓮師歸洛の節も、山科迄御供しけるに、形見に小經の九字六字の名號を下し給はる云々。

十一世了秀實は本多作左衛門重正の三男にして、俗名を富士太郎と云ひ、永祿の一揆に加はりし爲め、岡崎の居住なりがたく、碧海郡堤村に引移り、長子了專を堤村道場の住職とし、野寺本證寺を憑み、此時本證寺末となつた。後了秀は本山の使僧を勤め、城州紀伊郡伏見に赴き、故有て道場を立て、其後弟子宗念に之を讓る、慶長十五年五月、宗念堤村に移る伏見滿德寺が是である、了秀又攝州に赴き、河邊郡伊丹正覺山眞光寺眞言に寄宿した。天正六年十月眞光寺の大檀那有岡城主荒木攝津守村重、織田信長の命に背き籠城に及びし時、了秀も亦之に従ひ、落城の後、眞光寺を萬德寺と改め、再興宗改して之に住し、又大阪石山合戦の時は故郷に歸り兵糧を送つたと言ふ。天正九年三月廿五日寂す、年四十三。

十二世了專、初め堤村に住職し、後伊丹に移る、十三世了願、堤村に生る、後岡崎龜井戸に移住す、城主本多伊勢守と茶道の親交があり、之れに依て兼帶所堤村にありし十字の名號、其外什寶等皆岡崎に移した、而してその跡は、今の堤村萬德寺である。寛永二年本證寺の嫉によつて藤川宿の民家に移り、同四年春二月一僕を具して上洛し、攝州河邊郡廣根村の寺に着く、今の意傳寺である。是に依て龜井戸の敷地は、尾州光蓮寺の弟に讓つた。今六、供興蓮寺が是である。了願は伊丹に移て住職す。了專歿後廿一年目である。後復本多伊勢守忠利の恩庇によりて岡崎に歸り、明大寺村華園の地に一字を建つ、即ち今の寺が是れである。十四世を了寂と云ふ、もと當寺檀家六百ありしが、二百は興蓮寺につき、二百は散亂し、僅に二百のみが寺に歸り附いた、此代に本山より宗祖聖人の御影の下附があり、裏書に、大谷本願寺釋宣如華押慶安元戊子歲仲冬廿八日書之本願寺門徒三州額田郡高宮寺萬德寺什物願主釋了寂云々と、十五世兼了の代元祿年中本堂を再建した。本尊は木造阿彌陀如來坐像である。

現今の堂宇には、本堂、座敷、玄關、經藏、鐘樓、門等があり、又墓地に、辻葩塚成、三宅

道熙等の墓を見る。

寶物

- 十字名號 (親鸞上人筆) 一幅
- 六字名號 (蓮如上人筆) 一幅
- 了西法名 (實如上人筆) 一幅
- 正信偈文 (實如上人筆) 二幅
- 淨土和讃 (如信上人筆) 一帖
- 二河白道了詳圖説 三幅
- 有栖川宮幸仁親王書狀 一通
- 豊臣秀吉書狀 一通

義陶

最親院義陶字了空號龜峯當山第十九世諦業院觀了嫡子第廿一世了實之眞兄現住了祥之眞父也學業稟承於南勢佛乘坊慧琳大講主而寛政七年昇于擬講師文化三年進于嗣講師矣殊於宗學盡典窮微退於張州五人男之不正義治於當國異様之僻化焉三陽之佛法不墮地者偏是師之力也又寺業相承於第廿二世而處法務凡三十年寛政二年昇進餘間矣然文化十二年轉進内陣亦依師之功薰也嗚呼就眞就俗當寺之中興者歟但是亦一國之法灯歟但是亦天下之導師歟然舊臘稔四

罹于傷寒之疾今春今日(文政四年正月廿六日)遂於往生之素懷焉合山舉國豈不悲傷哉遂二月三日行荼毘收骨於堂後石室焉會葬門人百餘輩古今未曾有之勝會也云々。(明治三十五年贈講師)

(萬徳寺過去帳)

覺恩寺

覺恩寺

覺恩寺は謝徳山と號し能見町三番地に在り、境内七百四十七坪六合九勺を有す。大谷派本願寺の末寺である。

寺傳に依れば、始め圓融坊と稱し、天台宗眞福寺三十六坊の一であつたと云ふ。然るに、貞永元年祖師親鸞聖人歸洛の砌、圓融坊當國矢作宿柳堂に於て聖人に歸依し、法名を淨信と賜ひ、眞宗に改めた。以來、淨圓淨然淨念等の數世を経て、隨專坊の時に當り、本願寺第八世蓮如上人に謁して法名を蓮智と賜ひ、方便法身尊像の御影を下附せらる。時に文安五年三月であつた。以來世々隨專坊蓮智と稱し、天正年間今の地に住んだ參河國異考拾遺錄に曰く、往古矢作橋浦に本願寺蓮如聖人の御弟子蓮智隨專坊といふあり、天正參年比能見村にありしが、勝蓮寺矢作に引しより、隨專坊岡崎に出て、四ヶ寺の中に入る、今覺恩寺是なり云々慶長五年本願寺第十二世教如上人歸洛の砌、之に従つて大に盡すところがあつた。同七年本

願寺分裂によりて東派に屬し、同十一年教如上人の壽像を下附せらる。裏書に本願寺釋教如慶長十一年丙午二月十一日三州額田郡岡崎郷隨專坊常住物世願主蓮智同教心とあり、此教心と云ふは、徳川家康の臣久永源兵衛重勝の事にして、當寺第一の大旦那であつた。其後、蓮智、蓮乘、蓮榮、蓮意の四世を経て蓮等に至り、本山の掟に違背したるの故を以て廢せられ、元文二年七月勢州香取法泉寺空映の四男惠戒、命に依て之を管し、次で同三年三月住職となり、法名を蓮信と改め、當寺住職世々法號に蓮の字を用ゆる事は隨專坊蓮智よりの慣例であると爾來世々相繼いで今日に至つた。

本尊は木造阿彌陀如來立像である。

現今の堂宇には、本堂元祿十一年再建、文化九年改築、庫裏天保年間改築、座敷、玄關、長屋、鐘樓、門等がある。

寶物

顯如上人書狀

一通

教如上人書狀

一通

参考

参考

寺記に云、始めは法覺寺と號し天台宗なり、從二位中納言政冬建立、北條三代泰時の頃、佐々木の黨、世を捨て剃髮して法覺寺に住す、淨心坊と號す、貞永年間親鸞聖人於矢矧里柳堂教化の時、歸依して弟子となり、宗を改め寺號を易て覺恩寺と稱す、其時本山眞福寺より寺領並法器等取上給ふ、其後五代を経て、淨圓坊住職の時、仁木の城主足利氏の母公深く念佛の法門を信じ、淨圓坊を招いて他力の本願を聞給ふ事あり、褒賞として御紋付衣服を給ふ云々。(參河國名勝志)

乍恐奉願口上之覺

三州額田郡岡崎覺恩寺開基は、聖德太子御建立三州天台宗眞福寺三十六坊之内、圓融坊之一字なり。

天福年中に、御開山様關東より御歸洛之節、當國矢作宿柳堂に於て御勸化被遊候、此時に當國天台宗多く上人に歸依し奉り、改宗仕候内之一坊圓融坊にて御座候、圓融坊、俗姓は伊勢三郎義盛之二男義東、法名は淨信と申候、其子淨圓、玄孫淨專と號し、矢作宿に住居す、後に天正年中岡崎に移て覺恩寺と號す、其比、信證院様、諸國の騷亂に依て同國西端村に三年御居住、此節同國舉母の里御教導の刻、淨專道場に御入被遊、尊顏を拜し御教益に預り、御弟子と召れ、御悲愍に依て淨專を改め隨專坊と坊號を被下尊號の御字を一字被下法名を蓮智と被下置候、即一貫之御身之御本尊、惠心僧都筆御裏に隨惠坊蓮智と被遊被下、今に於て安置仕候、依之五代之

間法名を蓮智と被下候、然所に信淨院様御時に亦法名を蓮智と願上候處に、蓮の字遠慮可仕旨被仰出候に付、右之段を申上、右之御本尊を入上覽候得ば、是は格別之由緒と上覽被遊、永々蓮の字被下置候、向後のために候間、御裏を御改被爲遊、右一幅之内に御兩代の御裏を被遊候、只今に至る迄代々法名を蓮の字を御免被成候、先祖蓮智の事は蓮如上人御一代記にも御座候歟と奉存候、奥州會津御陣之節、家康様え信淨院様御見廻被遊御歸洛之砌、美濃路にて石田治部少輔より新關を構候に付、御通被遊難く候故、當地岡崎之城主田中兵部大輔者、覺恩寺且縁にて、殊に家康様御身方たるにより、數日岡崎に御逗留被遊、兵部大輔え新關御通之御内談有て御發駕之砌、私先祖蓮智に、武具を被下御供被仰付、夫より岐阜中納言殿を御頼、城中へ御入被遊候節も蓮智は、御供仕候、此時の上意に、蓮智實父は大坂亂之時、江州坂本に於て一命を指上たるもの、子にて、彼是頼母敷思召候、個様の難之義も御開山様御法流一筋目を御立被遊度旨を被仰、此上は不惜身命の志を以御供仕候様にと御意被遊候に付、蓮智申上候者、三州を罷出候より身命を指上候所存に候得ば、何分とも奉畏候旨御請仕御城中へ御供申上候、此節岐阜中納言殿御合鉢被成候故、關所無恙御通被遊、蓮智は京都迄被召連、被遊御意候は、此度大切之御供仕候段、神妙に思召候、世間も鎮り候今後望の義も有之候は、早速可申上旨被仰出候、其後右之蓮智孫蓮乘右之由緒を以御一家を奉願候、攝州天滿本泉寺攝受院殿にも右之由緒御存被成、御詞を被添候、然其他之例に成候へば御免難被成候得共、前々之由緒格別之事に候間、金子百兩指上候は、御免可被下旨被仰出候に付、爲支度歸國仕候處、御宗門に付故障出來仕候故、延引に罷成、御一家不奉願候、右之由緒を以て願上候儀代々半禮にて御免被成下候、私義今度飛檐繼目奉願候、以御慈悲先々通官料半禮にて御免被成下候は、難有可奉存候、右之通宜被仰上可被下候以上

三州額田郡岡崎

覺恩寺蓮映判

元文五年七月六日

集會所

月番衆御中

西照寺

西照寺

西照寺は柳堂山と號す信介見聞雜記には光明山とあり、十王町三十番地に在り、境内五百七十坪八合四勺を有す、大谷派本願寺の末寺もととは碧海郡佐木上宮末寺である。

始めは天台宗にして、柳堂薬師寺と稱し、碧海郡桑子に在りしものと云ふ現、矢作町桑子に西照寺跡と云へる地ありて、薬師如來の碑建つ、これを當寺の初住地なりと傳ふ、後矢作に移る。舊記に曰く、柳堂は慈覺大師開創の道場なり、寛弘の頃、惠心僧都薬師の像を畫きて本尊とす、因て薬師寺と云ふ、又寺境に巨大の柳樹ありしを以て柳堂とも稱す、貞永年中、祖師親鸞聖人東國教化上洛の時、此柳堂に於て一七日或は三七日とも云ふ、化導あり、其頃安城の主

安藤權守則房、一男の早世せしを傷み、無定道を悟り、深く聖人の教化を崇信し、即ち弟子となり、法號を祐明と云ひ、柳堂に住職す、是れ當寺の中興也、其後和田義盛の末子八郎義國出家して、遠州專海と云ふ者に從ひ、後又、宗祖老後

の弟子となりて、祐明の後を繼ぐ、これが和田圓善房である。
〔參河國專修念佛根源事〕の攬入に

圓善

三州之住、和田
上人面授

信願

願明

とある。

圓善の後、圓春の時、本願寺三代覺如上人、關東へ下向の節、柳堂へ立寄らる、又存覺上人逗留の事あり、建武二年新田足利の争亂に依て、當寺は燒失し、住僧も諸國に沈倫して其跡久しく廢頽す。

柳堂由緒記には、建武二年新田足利矢作川對陣の節、當山は新田本陣に相成により、兵亂を恐れ、本尊寶物等上宮寺へ移す、柳堂は兵火の爲に燒失し、其後遠州中泉へ移轉す、是より年久しく荒廢すと記し、桑名柳堂舊記には、後世兵亂に依て彼柳堂の本尊を携へ諸國に沈倫し、終に勢州桑名に住し、最勝寺と號すと云ふ、又同國植村西光寺は、桑名最勝寺末なり、彼寺の本尊影像の裏書は實如上人染筆にして、永正十一年八月十日三州柳堂最勝寺門徒勢州植村願主釋空念と記す、是によりて桑名最勝寺は三州矢矧の柳

堂の彼地へ移り住せること明なり云々。

參河聰視録に曰く、蓮如上人當國經廻の節、佐々木如光に柳堂の事を尋ね玉ふ、如光が謂く、柳堂の事年久しく荒廢して跡分明ならざる由演説あれば、上人是を歎き玉ひ、即ち大品の本尊並に對幅六字名號染筆あり、弟子誠心坊淨覺移浦隱岐之助吉勝と云ふ浪人也へ住職被仰付玉ふに、淨覺老年故、遠州中泉邊に柳堂血統の者有よし尋出し、荒廢せし柳堂を再興せられけるは今の西照寺なり云々と。其後永祿年中參河門徒一揆の宗亂に依て、又遠州金谷今其地に西勝寺と云へる寺院ありに移り、天正十一年十二月宗門再興によりて再び當國に歸り、次で元和三年岡崎築山に住む。當時の住職を順法元和六年二月六日寂と云ふ、以來祐壽佐々木上宮寺圓光院尊祐八男弘了信の三世を経て、寶曆年中圓護の時、今の地に移る。

本尊は木造阿彌陀如來立像傳曰、行基作である。
現今の堂宇には、本堂、庫裏、書院、鐘樓、土藏門等がある。

寶物

阿彌陀如來木立像

(傳曰、春日作)

一體

正觀世音菩薩木像

(傳曰、慈覺大師作)

一體

- 藥師如來畫像 (傳曰、惠心僧都筆) 一幅
- 聖德太子畫像 (傳曰、惠心僧都筆) 一幅
- 四社明神尊像 (傳曰、元信筆) 一幅
- 三尊來迎佛畫像 (傳曰、惠心僧都筆) 一幅
- 佛法相承御影 (存覺上人筆) 一幅
- 祖師木坐像 (存覺上人作) 一體
- 六字名號 (存覺上人筆) 一幅
- 六字名號 (蓮如上人筆) 一幅
- 阿彌陀如來尊像 (顯如上人下附) 一幅
- 顯如上人壽像 (顯如上人下附) 一幅
- 教如上人壽像 (教如上人下附) 一幅
- 阿彌陀經 (曰、仁和寺宮御筆) 一冊
- 高祖和讚 (曰、蓮如上人筆) 一帖

参考

参考

永祿三年五月桶狭間敗戦の後、今川家の臣服部四郎左衛門、兵藤勘助、櫻山宗順、石川平兵衛、伊

藤平兵衛、伊藤伊織、天野與茂吉、天野九郎兵衛、猶井太郎左衛門、杉浦次郎左衛門、君山與左衛門、倉橋宗大夫、松井勘内、水越太郎左衛門、都築傳九郎、山田新右衛門、加藤平七、岩月左衛門、佐次源兵衛、佐次源四郎、近藤兵左衛門、近藤右近右衛門、鈴木幸八、鈴木甚左衛門、稻垣司馬右衛門、犬塚與左衛門、高田源藏、鳥川庄左衛門、以上廿八人、矢作に來り、柳堂にて圓秀法師の教化に歸依し、此近邊に散居す。

天正年中、大坂御籠城の時、此一族又圓秀の嫡子秀了に隨て本山の爲に盡す、進ては古主義元公の爲報恩、退ては開法傳持の師恩の爲、粉骨碎身の御身形なり、追々御籠城の糧米手薄となり、一大事の御用秀了へ被仰、即ち當國へ下り、顯如上人の御染筆並に下間按察使法橋より御頼の書等頂戴、傘の柄に込、伊賀の山つたひに勢州へ出で、鳥羽より柴舟に乗り當國に來り、右御書披露に及びけり、天正六年十月十三日となり、依之當時且那中より金百兩米百俵調進す、此功により顯如上人御壽像拜領、又廿八人且那共供中廿一人戰死に付、上人より三百代の尊像並に卷き御文頂戴、右廿八人の者の子孫年番にて御書並に御文守護、上人御祥月と稱し、毎年八月廿三日集會御書披露いたすなり。

東照神君東本願寺御取立の節、銘々御隨身會津御陣へ爲御見舞教如上人御下向御歸洛の節、秀了並に服部四郎左衛門御供、此時石田治部少輔濃州大垣に關所を構へ、御通行不自由、其節岡崎に數日御滞留、則ち當寺より御馳走の事あり、城主田中兵部大輔、神君御身形の事故、岐阜中納言様へ御頼有之、上人無事御通行、其節も秀了並に服部四郎左衛門、兵藤勘助御供にて御歸洛、其節松葉色丸に三つ引の紋白袈裟拜領。

元和三年矢作より當地筑山と云ふ處へ移轉す。矢作村は柳堂舊蹟により、門徒の者願に任せ、大品の本尊と對幅六字名號、蓮如上人像は杉浦新兵衛に守護いたさせ、殘し置かれけり、其

西照寺古系圖

和田圓覺

圓秀

妻、吉良庄浦邊領主渡邊源左衛門重秀女
天正五年六月八日死、法名妙歡

加那

文祿四年九月四日寂、法名妙嘉

靱負

弘治二年四月十日死、六才、法名圓知

秀了

俗姓嵯峨源氏、源融五代玄孫渡邊源次綱十八世後胤渡邊清右衛門國綱子渡邊半七郎行綱曾孫
半七郎重之、永祿六年宗門一揆、同七年正月針崎合戦、父子出陣、父源五左衛門重綱於井内繩
手矢中、土呂迄引退、半七郎敵獲首級土呂退、其夜父重綱落命、行年五十一歳、法名道玄。
重之後改浦邊源左衛門、同年秋於勢州桑名最勝寺剃髮、法名秀了。
三州柳堂圓秀爲養子、元龜元年大坂御籠城爲御味方、秀了並に浦邊一族門徒廿八人籠城、一
方持口預、依戦功賜御褒賞、天正六年御書頂戴、同十一年於紀州雜賀御影頂戴、又慶長五年
上様御危難之節賜御書依台命赴泉州堺、同七年四月秀了門徒服部四郎左衛門俵藤勘助天野善
五左衛門等五百六十人連名帳預奉御目見、參河國一番歸參と上様御賞美蒙尊命、同十六年〇
〇廿三日寂、年六十五。

順法

元和六年二月六日寂

多美

祐壽 上宮寺十代尊祐八男、本多伊勢守忠利爲養子云本多左京、伊勢守卒去後佐々木引取
十八歳得度祐壽云、順法爲養子、寛永十四年正月廿三日寂究竟院と賜從御本山

興蓮寺

興蓮寺

興蓮寺は龜井山と號す、龜井町三十三番地に在り、境内二百六十六坪八合八
勺を有す。大谷派本願寺の末寺もととは碧海郡野寺本證寺末である、もとは龜井戸にありて
滿徳寺と云ひ、僧慶圓の開基であつた。參河國名勝誌に曰く、

龜井山興蓮寺。一向宗佐々木上宮寺末、開基は慶圓法師、正嘉二年戊午四月廿五日遷化、中興
は祐乘、萬治二年己亥七月廿五日寂。

また寺記に曰ふ、

開基慶圓僧都、俗姓は宇多天皇九代後胤越後城主佐々木盛綱の一子木村源藏成綱、深く釋教
を信じ、叡山に登りて剃髮し、坂本西教寺に至て義覺僧正の室に入り、十如實相の法門一念三
千の觀解之を行せんとすれども難解難入の法なるが故、下根の凡夫其器に非ざれば不能事
を悲み、山王社に參籠すること三七日、出離の道を祈り明師に値はん事を求む、一夜夢中に宣
告を蒙り、東國に有縁の地有ることを知て、錫を飛して此國にいたる、和田の里聖徳太子の堂

に宿すること日あり、太子夢中に告て曰く、汝此地に於て宿縁あり、錫を掛けて知識を待つべしと、先に山王の告玉ふと符合すれば、僧都竊に之を悦び、卜居してまた他に移るの念なし、爰に祖師聖人御歸洛の時、矢矧柳堂に於て一七日御説法有り、遠近の男女靡然として仰向ふ、僧都もまた詣て教化に値ひ、終に御弟子となれり、源信大師手澤彌陀尊像一體、十字尊號一幅を授與し玉ふ、因て僧都乙川の邊に一字を建立し、専ら本願念佛の一法を弘められしとなん。

參河拾遺録に曰く、

住僧正秀は、騷亂中、山州伏見郷に竄走すと、其後天正年中歸國許免ありて、當地龜井戸の上に一字を再建し、鸞師御附屬の十字名號を本尊となし、寺を萬德寺と號せしが、子細ありて改名して興蓮寺と呼來れり、十字名號は、今高宮村萬德寺にあり、慶安年中失火にて堂宇悉く灰燼す、承應年中今の地へ移ると云ふ。

寛永二年萬德寺退轉して空坊となる、之に依て尾州海東郡荷上村光蓮寺より、僧祐乘入りて其寺跡を再興し、興蓮寺參河雀には興蓮寺と記し、倭漢と改む。參才圖會には光蓮寺と記す。慶安元年十二月廿八日本山より祖師聖人の御影を下附せらる。其後岡崎城下大火の節、堂宇悉く焼失し、次で承應四年三月上地を命ぜられ、今の地に移り堂宇を再建す、同年四月十七日祐乘の子祐惠の代、飛檐地となり、後夢想に依て本郡小呂村神明社の本地佛阿彌陀如來像を當寺に移すと云ふ。今の本尊佛が是である。

萬治三年三月廿八日、圓了西照寺祐壽、佐々木上宮寺尊祐八男の男、妻は祐乘の女也。の時、梵鐘銘曰、萬治三年三月廿八日、施主鶴田宗七郎。

大工藤原金右衛門宗次、當寺二代、釋祐慧求之、三代釋圓了成就云々。を鑄造し、寛文五年鐘樓を建立す。元祿七年二月十五日祐圓の代、城主水野豊前守忠盈より門前道路を開き替へらる、元祿十二年本堂の再建に着手し、以來廿年を経て享保四年五月廿八日に至りて成る。寶曆二年二月十六日、臺所座敷等を再建す。

本尊は木造阿彌陀如來立像安阿彌作と云々。である。現今の堂宇には本堂、座敷、鐘樓、門等がある。

寺記に曰く、城主水野侯の時、當寺用會所に御頼有り、御家中に安藤帶刀の末葉同姓惣左衛門と申人當山へ參り中略何卒御當山御檀那に被成下度由依頼領掌致し候處、其後當寺門再建之企且方へ及示談候得者、彼安藤氏一寄進に可致旨被申出候故、當寺始め門徒之銘々一同に喜び任其意無程普請致成就上棟祝之日、選び候處、其比は、門前は御廓地、御組屋敷に候故、通行道無之、參詣之諸人隣町誓願寺山脇へ回り甚不都合に候故、明暮歎居候處、安藤氏之懇志より城主へ歎願被申候得ば、安藤氏之丹精不空、早速御聞濟に相成、門前通組屋敷引拂長さ廿五間半、巾貳間半、無思掛御寄附被成下、永

代除地之御證札を下賜、如此譯柄有之候故、門瓦之印、安之字に藤柄之紋今に現在仕候云々。

寶物

九字名號

一幅

十字名號 (傳、親鸞聖人筆)

一幅

六字名號 (傳、蓮如上人筆)

二幅

安部晴明畫像

一幅

泉龍寺

泉龍寺

泉龍寺は片平山と號す、井田町中屋敷四十六番地に在り、境内六百三十七坪を有す。大谷派本願寺の末寺である。寺傳に依れば、往昔井田の郷士に牧野唯六郎正義と云へる者あり、寛正二年正月二十二日本願寺八世蓮如上人に歸依して弟子となり、剃髮して法名を慶意と號し、針崎勝鬘寺門徒となる。文明十一年六月十日此地に道場を建立す、是れ當寺の開創である。其後元祿十一年八月七日、本願寺十六世一如上人代泉龍寺と稱す、故に當時の住職

存宅 元祿十二年八月廿九日寂すを以て當寺の中興開基となし、以來世々相續して今日に至つた。

本尊は木造阿彌陀如來立像運慶作と傳ふである。

今の本堂は明治八年十二月四日瀧村密言院の堂宇を移したるものにして、舊堂は箱柳町聖徳寺に移した。現今の堂宇には、本堂、庫裡、座敷、玄關、鐘樓鐘梵、銘釋存誠代寶曆十年八月十二日土藏、門等がある。

寶物

方便法身畫像

一幅

阿彌陀如來木立像 (傳曰、聖德太子作)

一體

阿彌陀如來銅像 (曰、蜂須賀又十郎正利鑑中佛)

一體

唯念寺

唯念寺

唯念寺は大覺山と號す、日名町字下屋敷五十四番地に在り、境内三百五十一坪を有す。大谷派本願寺の末寺である。寺傳に依れば、もとは今の同町字上屋敷にありて天台宗なりしが、永正年中より眞宗に歸すと云ひ、舊本尊と

稱する方便方身の影像に、永正八年辛未四月八日大谷本願寺釋實如華押の裏書がある、其願主所在寺名等は損滅して知る事が出来ぬ、而して太子及び七高祖畫像の裏書には、三州額田郡日名村唯念寺常住物也と記す、是は本願寺第十七世釋眞如の裏書であるから、元祿以後の下附であらう。其後天明二年善清代、洪水の被害に依て今の地に移つた、弘化二年九月二十日善海の時、本堂を再建し、同三年正月鐘樓を建立した。

本尊は木造阿彌陀如來立像瑪帝元作と云ふである。

現今の堂宇には、本堂、庫裡、玄關、座敷、鐘樓等がある。

寶物

阿彌陀如來大立像

一體

十字名號(傳曰、親鸞聖人筆)

一幅

六字名號(傳曰、蓮如上人筆)

一幅

法光寺

法光寺

法光寺は一澤山と號す、欠町字中通三十番地に在り、境内二百五十六坪を有

す、大谷派本願寺の末寺である。

もとは同町一の澤にありて、享祿年中壬辰の創立である。方便法身尊像の裏書に、享祿五年壬辰三月九日大谷本願寺釋證如華押上宮寺門徒三川國額田郡根石郷一澤法光寺と記してある。而して今の地に移つたる年代が詳で無い。寛保三年三月釋直心半鐘を鑄造した、其後碧海郡尾崎法藏寺より僧義照入りて本寺を中興し、明和五年手洗鉢を造り、同八年三月半鐘を再鑄した。義照より勇寛政八年十一月錢箱を造る大圓幡豆郡西尾上町正念寺より入る善教の三世を経て、智寛政八年十一月錢箱を造るの時本堂が焼失し、天保五年再建した、其後玄了代、明治の初年又堂宇焼失し、次で再建した。

本尊は木造阿彌陀如來立像である。

現今の堂宇には、本堂、庫裡、鐘樓、門等がある、尙現任職北條龍玄は大正五年岡崎無料宿泊所を設立經營して居る。寶物に、

一、阿彌陀木像

證如裏書 享祿五年壬辰三月九日

一體

一、親鸞上人繪像

法如裏書 寛政元年己酉七月廿一日

一幅

一、蓮如上人繪像

法如裏書 寛政元年己酉七月廿一日

一幅

一、太子七高僧繪像 達如裏書 文政十一年四月十七日

兩幅

一、六 字 名 號 蓮如筆

一幅

一、九 字 名 號 從如筆

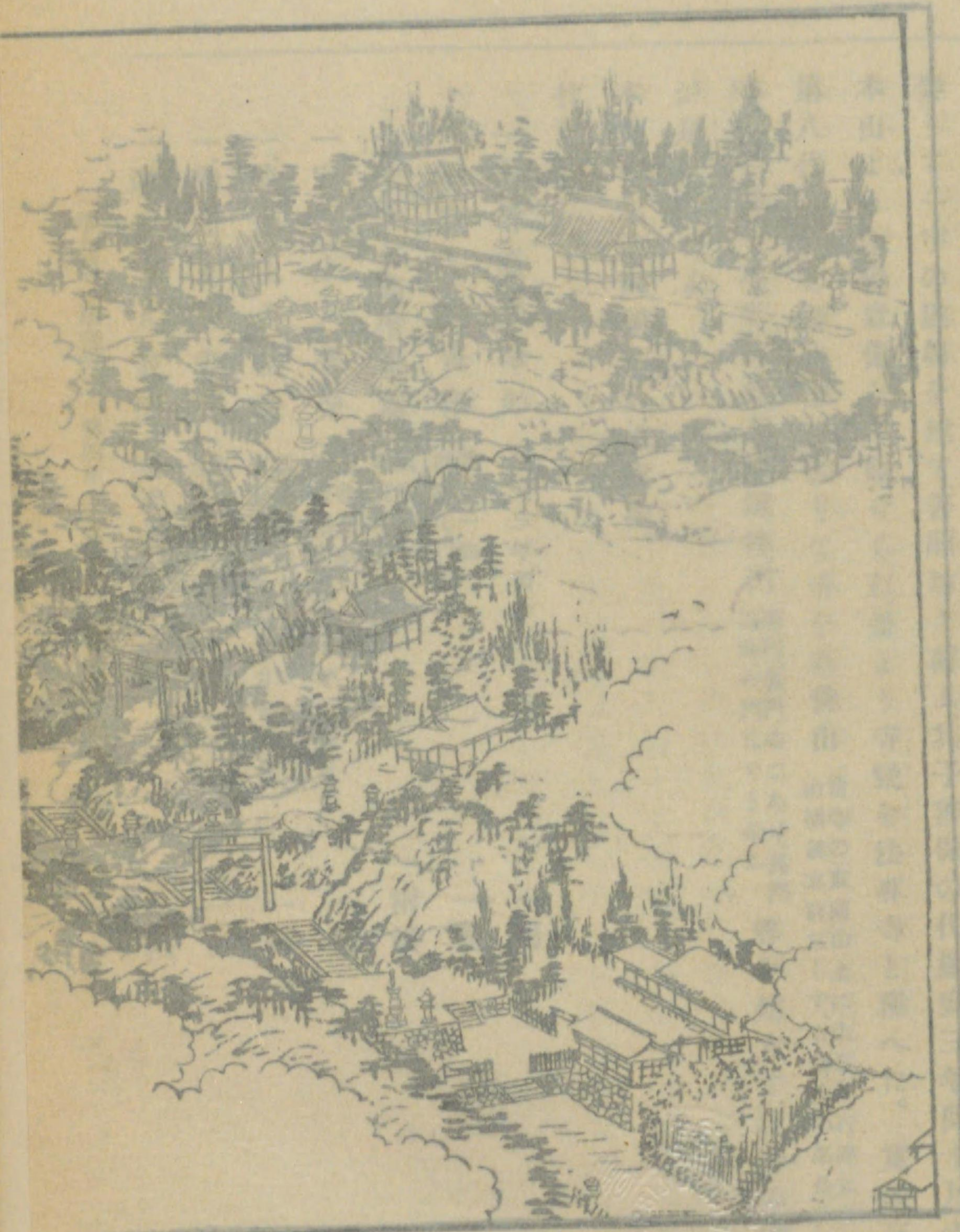
一幅

法專寺

法專寺

法專寺は大原山と號す、稻熊町字猿持十五番地に在り、境内六百九十三坪を有す。大谷派本願寺の末寺もと額田郡針崎勝鬘寺末である。

開基を釋善了と云ひ、俗姓は大原氏、近江源氏佐々木信綱の後胤である、信綱の子重綱、近江國甲賀郡大原村に住し、始めて大原を稱す、重綱より對馬守時綱、左衛門尉時重、備中守時親、左衛門尉義信等相次ぎて、其末裔左近右衛門惟宗に至り、岡崎の城主松平次郎三郎清康に仕へ、以來、廣忠、家康に従ひ、屢々軍功があり、永祿七年當國吉田下地の戰に討死した。其子を惟徳と云ふ、始め徳川氏に仕へしが、天正元年出家して井ノ口村に閑居す。其後本願寺教如上人關東下向の砌、弟子となりて法名を善了と賜ひ、小呂村に住し、元和九年九月二十七日寂す、年七十、其子を善順と云ふ、十四歳にして京都に登り、教如

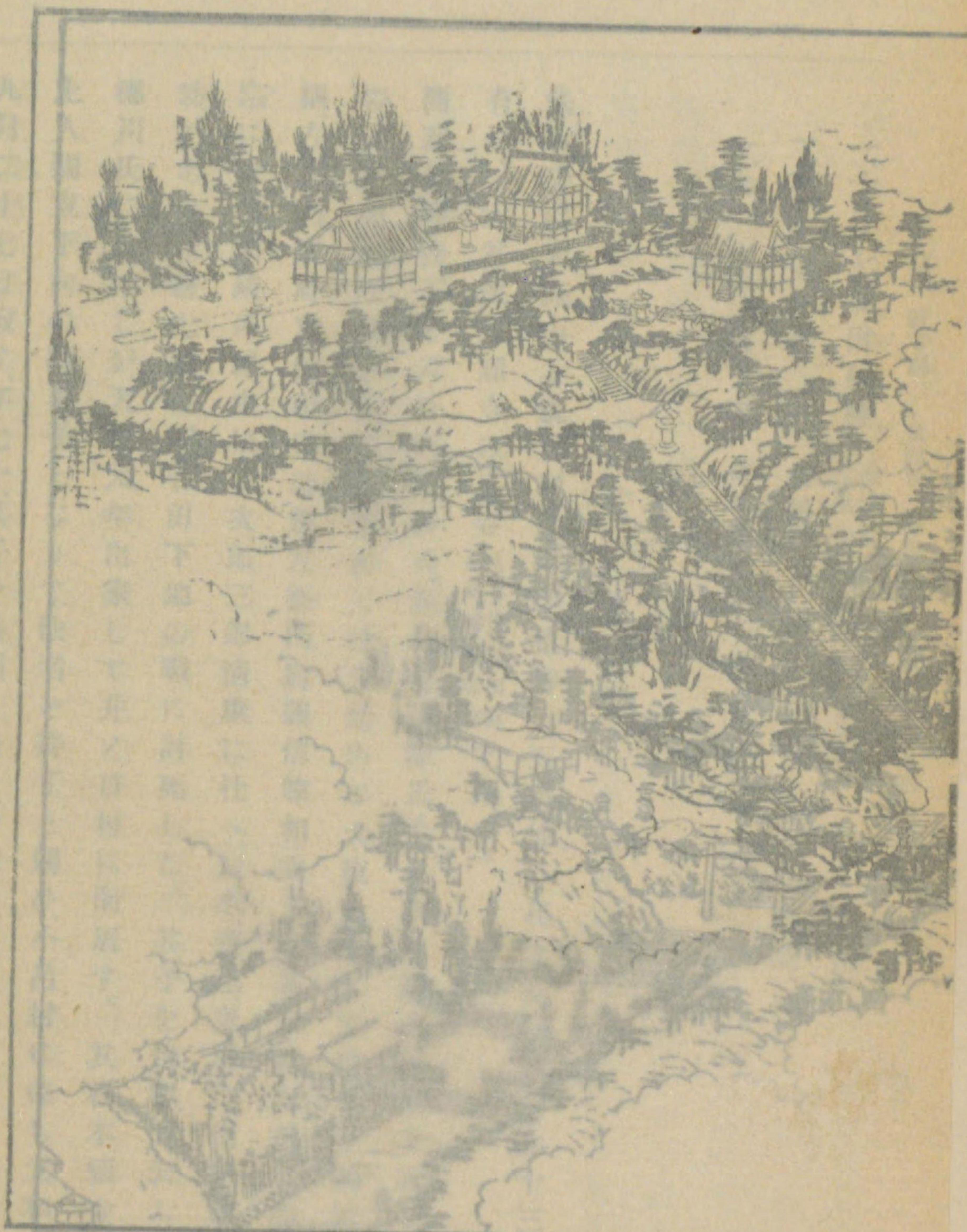


法專寺



愛宕山榮久寺(貫河堂筆)

開基を釋善了と云ひ、俗姓は大原氏、近江源氏佐々木信綱の後胤である、信綱の子重綱、近江國甲賀郡大原村に住し、始めて大原を稱す、重綱より對馬守時綱、左衛門尉時重、備中守時親、左衛門尉義信等相次ぎて、其末裔左近右衛門時宗に至り、岡崎の城主松平次郎清康に仕へ、以來廣忠、家康に従ひ、屢々軍功があり、永祿七年當國吉田下地の戰に討死した。其子を惟徳と云ふ、始め徳川氏に仕へしが、天正元年出家して井ノ口村に閑居す。其後本願寺教如上人關東下向の砌、弟子となりて法名を善了と賜ひ、小呂村に住し、元和九年九月二十七日寂す、年七十、其子を善順と云ふ、十四歳にして京都に登り、教如



大谷宗真の遺蹟

上人に就いて得度し、其後稻熊郷に移り、碧海郡中之郷淨妙寺專修院の女を娶りて一字の道場を建て、善順坊と稱ふ、其子善保の代、慶安三年閏十月十日、本山より木佛尊像を下附せられ、是より寺號を法專寺と稱へた。寛政三年第八代善壽の時水難に依りて寺を石佛山當寺の東南山上に大なる石碑立てり、其由緒創立詳ならず、石佛山の名是に基づくに移し、本堂、庫裡、玄關、鐘樓門表門、裏門の二あり、裏門は元の門なりと云ふ等を建立す、現今の堂宇が是れである。

本尊は木造阿彌陀如來立像。

什寶物には、

- 一、本尊裏書琢如 慶安三年閏十月十日 一幅
- 一、親鸞上人畫像 裏書一如 延寶七己未年 一幅
- 一、太子七高僧畫像 裏書一如 延寶七己未年 兩幅
- 一、宣如上人畫像 裏書從如 寛文四甲辰年中冬廿五日 一幅
- 一、眞如上人畫像 裏書從如 寶曆五己亥年五月廿三日 一幅
- 一、乘如上人畫像 裏書達如 寛政十一己未年仲冬十八日 一幅
- 一、達如上人畫像 裏書殿如 一幅

一、親鸞上人繪像 裏書達如 明和元年九月七日

四幅

一、阿彌陀如來畫像 裏書不明

一幅

光圓寺

光圓寺

光圓寺は太田山と號す、八帖町字往還通七十一番地に在り、境内六百六十一坪を有す。大谷派本願寺の末寺である。

永祿の頃、美濃國竹鼻の城主に太田甚次郎元久と云へる人があり、太田持資入道道灌の玄孫にして、尾州織田信長に屬せしが、世々一向宗の信者なりしを以て、元龜二年五月同國小稻葉の城に據りて、勢州長島の城主と共に信長の命に抗し、落城の後當地に來り、名を理左衛門と改め、天正元年十月十八日歿す、法名を光圓院釋祐專と云ふ、連尺町太田氏の祖である。其後理左衛門の孫彦十郎政重に至り、其檀寺たりし尾州馬場驛光圓寺開基圓頓、俗姓鷹司兼平二男兼定第十一世慶西の弟善廓を請じて、碧海郡中園の地に一字を建つ、是れ當寺の起原である。或云、善廓坊は、元久と共に逃れ來り、善廓は岡崎龜井戸に草庵を結びて隱遁す、其後八町村に移る、然るに理左衛門入道祐專、

天正年中此地に堂宇を構へ善廓に附與す、依て善廓を當山中興開基と稱すともある。

承應年中今の地に移り、次で本山より宗祖親鸞聖人の御影を受く、裏書に承應二癸巳暮初秋二十八日書之前大僧正釋宣如、三州額田郡八町村光圓寺常住物也、願主釋善廓とある、此地矢作川邊にあるを以て、屢々水害を被る、殊に明和四年七月十二日及び安永三年九月三日の洪水には、家財の流失寶物の汚損せしことが多かつた。

本尊は木造阿彌陀如來立像 聖德太子作と傳ふ である。

現今の堂宇には、本堂、庫裏、玄關、物置、鐘樓 今の梵鐘は、明治十四年の鑄造にして、舊等梵鐘は現今碧海郡西大友玉泉寺に存す がある。

寶物

十字名號 (傳曰、親鸞聖人筆)

一幅

六字名號 (蓮如上人筆)

一幅

御文 (實如上人筆)

一幅

教如上人書狀

一通

本尊臺座の軸木に、明和四丁亥年七月十一日より十二日にかけて大雨降り、矢作堤決壊せる由をしるし、また安永三年九月朔日に大雨出水の事が墨もてしるしてある、消滅して不明の處あれど、面白き文である、その一部は第四卷災異の風雨出水の條に掲げてある。

淨專寺

淨專寺

淨專寺は忠高山と號す、元能見町百五十二三番地にあり、境内千三百八十六坪餘を有す、大谷派本願寺の末寺もと針崎勝鬘寺末である。

開基を良存永正三年七月十六日寂すと云ふ、良存は、俗姓三浦、名を良存と呼び、俗名をその

まゝ法名としたのである、もと占部地方の豪族にして、深き蓮如の歸依者であつた、蓮如がその自畫自讚の畫像を與へたるは、恐く蓮如の本宗寺を土呂

に建つるに當つて、多くの供養を行つた爲であらう、蓮如畫像の讚文は、

弘誓強緣多生

叵値眞實淨信

億劫叵獲適獲

行信遠慶宿緣

とあり、その裏書に

釋蓮如(花押)

文明元年己丑十一月廿八日

願主釋良存

としるして居る。良存の土呂に道場を開いたと云ふのは、恐く本宗寺近くに庵室を結んで修行したのであらう。

天正年中徳川信康の臣たりし三浦助十郎祐玄、出家して法名を祐賢と云ひ、當道場を繼ぐ、祐賢寛永五年十月廿五日寂すもと本多忠勝の歸依あり、これに依りて、忠勝、父

の忠高菩提の爲め之を再興したのである、慶長九年十月十一日教如上人より宗祖御影下附があり、同十五年本多氏の招きによりて伊勢國桑名に移り、

以來本多氏に従つて各所に轉住した、明和七年石州濱田より當國岡崎舊廓今の慶雲寺の北邊に來住し、寛政五年二月六地藏町の地に移つた、當寺は始め本多家より位牌料として米三十俵を賜はりしが、文政十三年五月二十八日より

高五十石となつた。

本尊は木造阿彌陀如來立像傳曰、惠心作である。